

八幡浜市子ども・子育て支援事業計画 (案)



八幡浜市
平成27年3月

目 次

第1章 計画策定の概要.....	- 1 -
第1節 背景.....	- 1 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 2 -
第3節 計画の時期・期間.....	- 2 -
第4節 計画の策定方法.....	- 3 -
第2章 計画の基本理念や施策の体系等.....	- 6 -
第1節 基本理念や基本的な視点.....	- 6 -
第3章 八幡浜市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	- 7 -
第1節 少子化の動向.....	- 7 -
第2節 子育て家庭や地域の状況.....	- 11 -
第3節 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況.....	- 16 -
第4節 ニーズ調査にみる子どもの状況と子育ての実態.....	- 21 -
第5節 アンケート調査にみるひとり親家庭の実態.....	- 46 -
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保等.....	- 60 -
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	- 60 -
第2節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	- 60 -
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期.....	- 62 -
第4節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	- 69 -
第5章 施策の展開.....	- 70 -
第1節 基本施策と取組事業.....	- 70 -
1 子育てを応援する子育てサービスの充実.....	- 70 -
2 子どもと親の健康確保・増進の支援.....	- 78 -
3 親と子供の学び環境の充実.....	- 83 -
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	- 86 -
5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	- 87 -
6 子どもの安全・安心の確保.....	- 89 -
7 専門的な知識及び技術を要する支援の推進.....	- 91 -
第2節 八幡浜市として本計画において重点的に取り組んでいく事業.....	- 97 -

第6章 計画の推進に向けて	- 99 -
第1節 計画の推進体制	- 99 -
第2節 計画の達成状況の点検及び評価	- 99 -
資 料	- 100 -
1 八幡浜市子ども・子育て会議条例	- 100 -
2 八幡浜市子ども・子育て会議委員名簿	- 102 -
3 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画策定経過	- 104 -

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

第1節 背景

近年、我が国における急速な少子化の進行、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済状況や企業経営を取り巻く環境等、社会や経済の環境の変化により、子育てをめぐる地域や家庭の環境は大きく変化しました。このような環境の変化の中での多様な子育て支援サービスの充実、子どもや家庭をとりまく諸課題として近年明確に顕在化してきています。

これまで、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下は続いており、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新し、平成25年時点では、1.43と依然低い水準で推移しています。

子どもは社会の希望であり、未来を作る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

こうした課題に対して、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することを目的とする子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年8月に成立し、公布されました。

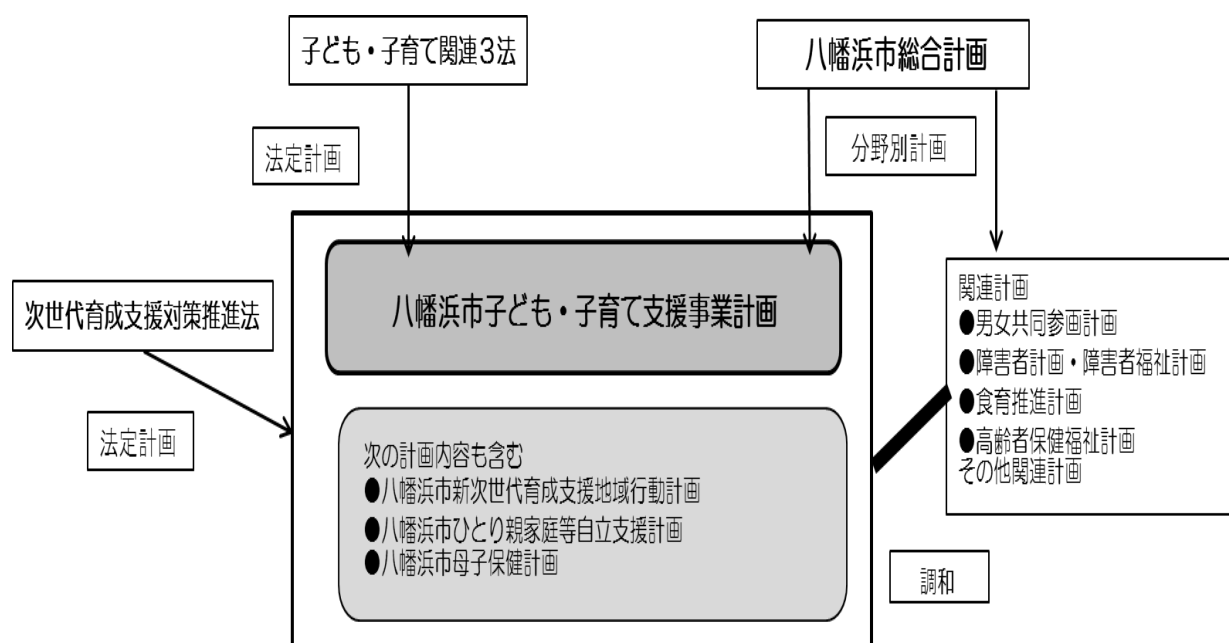
子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしており、また、「子ども・子育て支援法」では、地域の実態に即してそうした目的を市町村ごとに具現化する計画を策定すること、また、計画の推進により課題に対応していくことが定められています。

本計画は、近年の子ども・子育てをめぐる諸課題、これまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況等を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月スタートする子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めます。

なお、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする八幡浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）（以下、「次世代後期計画」）に位置づけた施策や各種事業の分析・評価を反映、継承する「八幡浜市新次世代育成支援地域行動計画（以下「新次世代行動計画」）」、「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」、「八幡浜市母子保健計画」について、本計画の一部として位置付け、施策を推進します。



第3節 計画の時期・期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や八幡浜市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
子ども・子育て支援事業計画	→									
新次世代育成支援地域行動計画	→					→				
		1期計画				2期計画(予定)				
		平成37年3月31日まで延長。行動計画の策定については任意。								
ひとり親家庭等自立支援計画	→									

第4節 計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した「八幡浜市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」に記載し、実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、八幡浜市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからも意見を取り入れて計画を策定しています。

(1) ニーズ調査・アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、保育ニーズや八幡浜市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的とし、八幡浜市内在住の就学前児童および小学生児童（小学校1～3年生）のいる世帯・保護者を対象に、平成25年11月20日～12月2日の期間「八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、平成27年度からの「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」策定のために、平成26年7月1日～7月11日の期間「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート」を実施しました。

■「八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
八幡浜市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成25年11月20日（水）～平成25年12月2日（月）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童まで (0～5歳まで)	1,067 通	799 通	74.9%
小学生児童まで (小学1～3年生まで)	762 通	712 通	93.4%
合計	1,829 通	1,511 通	82.6%

■「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート調査」の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住のひとり親世帯・保護者（18歳までの児童を持つ者）
※無作為抽出による230世帯
- 調査期間：平成26年7月1日（火）～平成26年7月11日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	230通	93通	40.4%

(2) 子ども・子育て会議の実施

■子ども・子育て会議の実施状況および議事内容等

●平成25年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議

- 1 日 時：平成25年11月1日（金） 16時～
- 2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階全員協議会室
- 3 出席委員：13名（欠席者2名）
- 4 議 事
 - (1) 会長・副会長の選任について
 - (2) 子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て関連3法）について
 - (3) 八幡浜市の子育て支援の現状について
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画の概要説明について
 - (5) ニーズ調査（案）について
 - (6) 今後のスケジュール

●平成25年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議

- 1 日 時：平成26年2月21日（金） 15時～
- 2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階全員協議会室
- 3 出席委員：14名（欠席者1名）
- 4 議 事
 - (1) 八幡浜市子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査結果報告
 - (2) 教育・保育の提供区域の設定
 - (3) 保育所のあり方検討委員会の報告書
 - (4) その他

●平成26年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：平成26年7月15日（火） 15時～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階全員協議会室

3 出席委員：15名

4 議 事

- (1) 子ども・子育て新制度の概要と経緯について
- (2) ニーズ調査に基づく「量の見込み」について
- (3) 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- (4) 各種基準等の条例（案）について
- ①八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ②八幡浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③八幡浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④八幡浜市保育所条例の一部を改正する条例
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

●平成26年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：平成26年11月14日（金） 15時～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階全員協議会室

3 出席委員：14名（1名欠席）

4 議 事

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の中間とりまとめについて
- (2) 休日保育・夜間保育について
病児・病後児保育について
- (3) 幼稚園・保育所の利用者負担について
- (4) 放課後児童クラブの定員および利用者負担について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

●平成26年度 第3回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：平成27年3月●日（●） 15時～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階全員協議会室

3 出席委員：15名

4 議 事

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) その他

第2章 計画の基本理念や施策の体系等

第2章 計画の基本理念や施策の体系等

第1節 基本理念や基本的な視点

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援にまつわる環境は整備されるべきです。

こうした基本認識にたったうえで、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、次世代後期計画を継承する「新次世代育行動計画」、「八幡浜市ひとり親家庭自立支援計画」、「八幡浜市母子保健計画」を取り込む形で八幡浜市子ども・子育て支援事業計画とし、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

第2節 施策の体系や方向性

第1次八幡浜市総合計画では、子育て支援機能の充実と環境整備の促進を基本計画のひとつに掲げ、下記の4つの基本施策を柱としています。

- (1) 安心して子どもを生み育てられる地域を目指した子育て支援及び保育サービスの充実
- (2) 母子自立支援事業の推進
- (3) 児童虐待防止連絡協議会の整備
- (4) 次世代育成支援地域行動計画の推進

八幡浜市子ども・子育て支援事業計画では、この基本施策を念頭にしながらも、近年の子育てをめぐる環境の変化に対応した子どものための高質かつ安定的な教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策の充実を、次世代後期計画に掲げた基本目標をベースとし、次の①～⑦を大きな基軸として、施策の展開をはかることとします。

- ①子育てを応援する子育てサービスの充実
- ②子どもと親の健康確保・増進の支援
- ③親と子どもの学び環境の充実
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ⑥子どもの安全・安心の確保
- ⑦専門的な知識及び技術を要する支援の推進

第3章 八幡浜市の子ども・子育てを取り巻く現状

第3章 八幡浜市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 少子化の動向

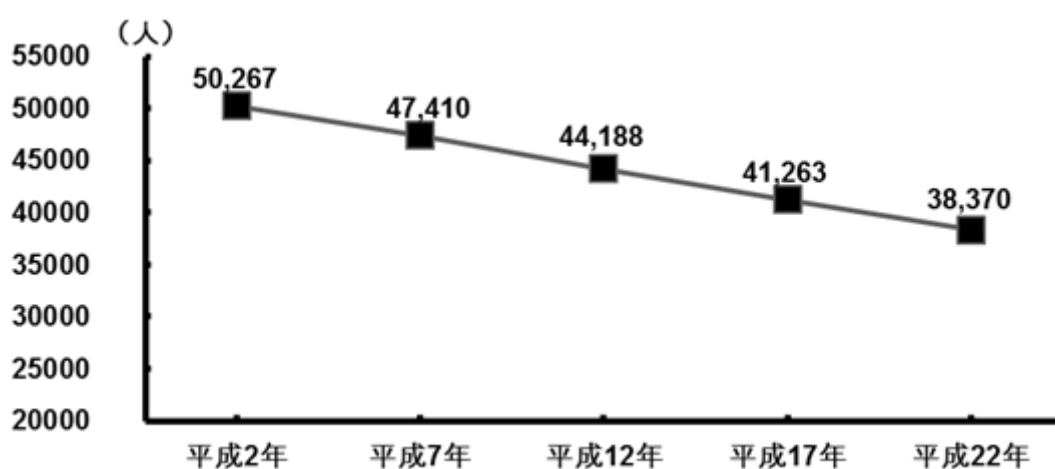
①人口の推移

八幡浜市の人口は、平成2年から平成22年にかけて継続して減少しています。

■人口の推移

単位：人

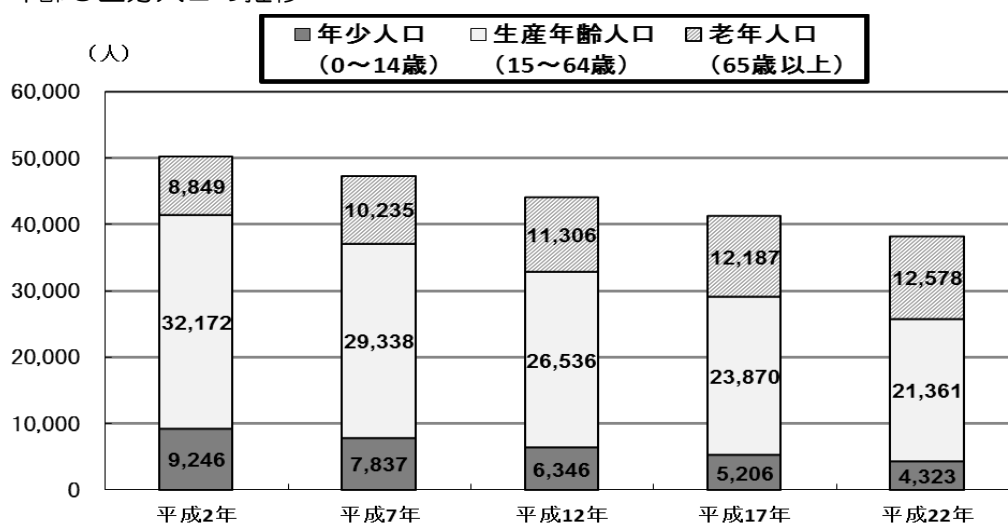
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	50,267	47,410	44,188	41,263	38,370



資料：国勢調査

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は依然減少しており、それに対し老年人口（65歳以上）は増加しています。

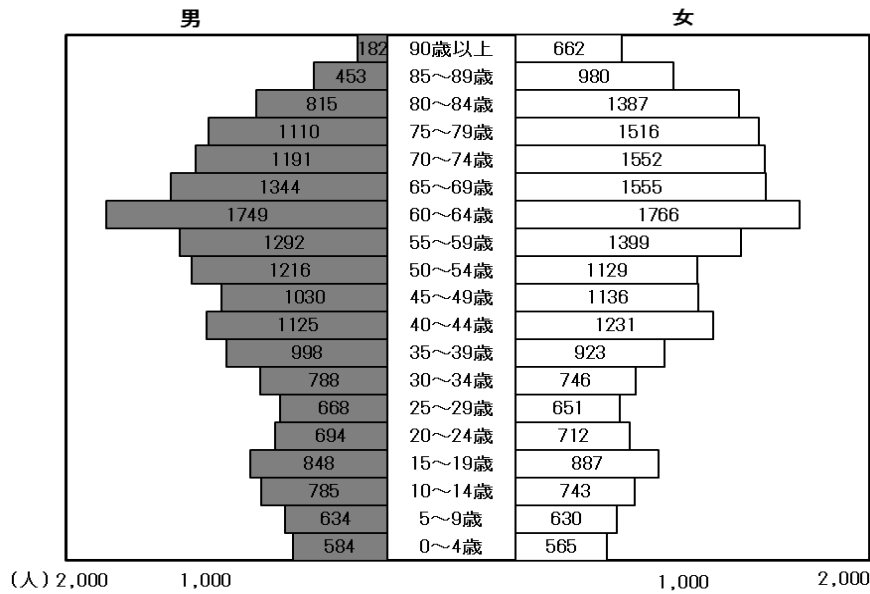
■年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査

人口ピラミッドをみると、高齢者人口が多く、今後結婚や出産を控える20歳代の人口が少なくなっていることから、将来的に大幅な人口増加は見込めないことが考えられます。

■人口ピラミッド（平成25年）



資料：八幡浜市

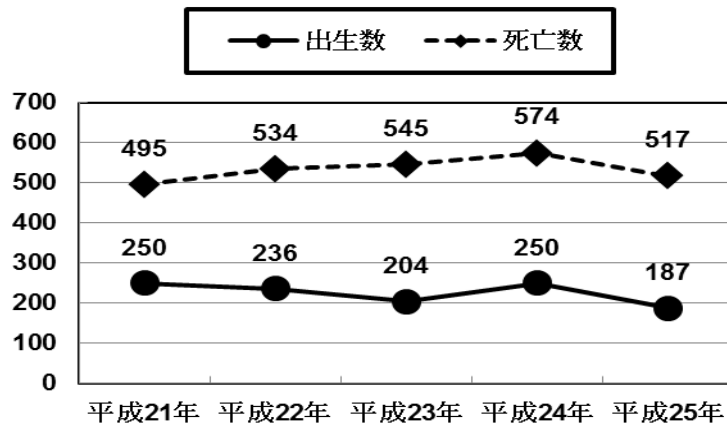
②出生の動向

毎年死亡数が出生数を上回り、人口動態は減少しています。

■出生数・死亡数

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	250	236	204	250	187
死亡数	495	534	545	574	517
自然増減	▲ 245	▲ 298	▲ 341	▲ 324	▲ 330

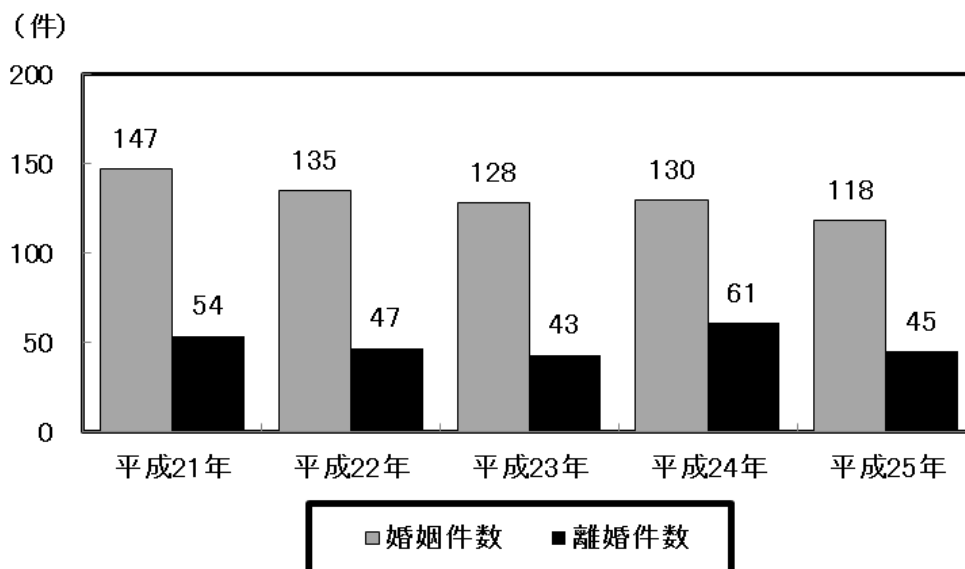


資料：住民基本台帳

③婚姻の動向

婚姻の状況をみると、婚姻数に関しては減少傾向にあることが分かり、これは若い世代の人口流出の増加に起因していることが想定されます。

■婚姻・離婚の状況

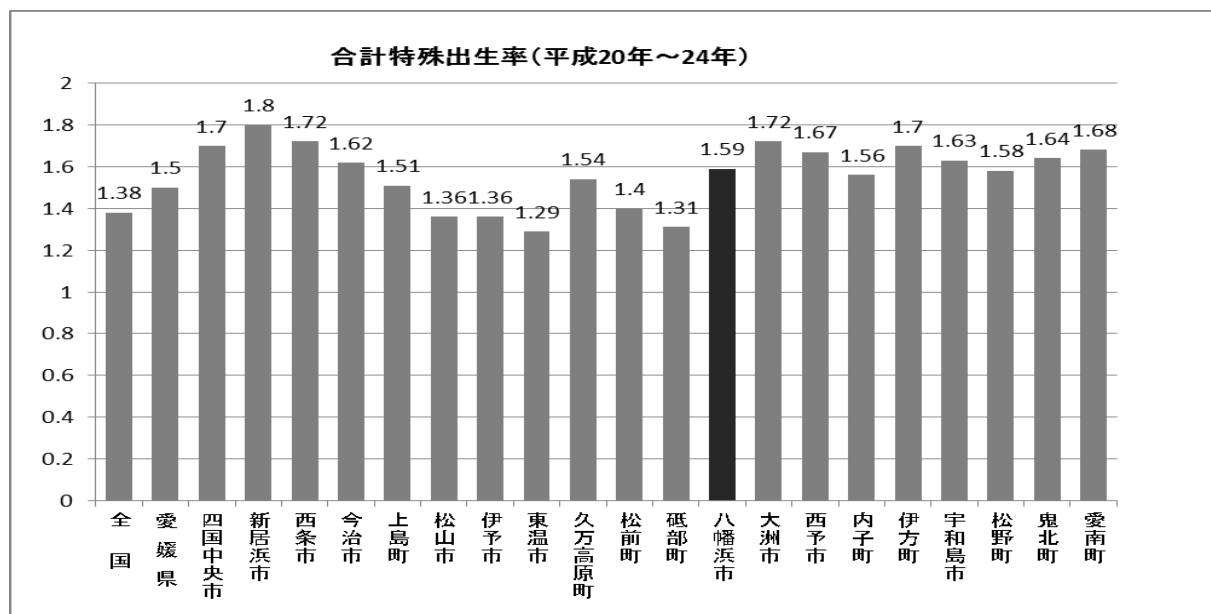


資料：八幡浜市

④晩産化、少産化の動向

八幡浜市の合計特殊出生率（平成20年～24年）は1.59となっており、全国平均の1.38、愛媛県の1.50を上回ってはいますが、県下20市町中11番目と決して高い方ではありません。

■愛媛県下の合計特殊出生率（平成20年～24年）



資料：厚生労働省 平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計の概況、人口動態統計特殊報告より算出

出生数が多いのは各年度25～29歳、30～34歳ですが、30～34歳の方が全体に占める割合が高く、また年度により変動はありますが、35～39歳の出生の割合も高くなっており、晩産化の傾向がみられます。

■母親の年齢階層別出生数の推移

単位：人、%

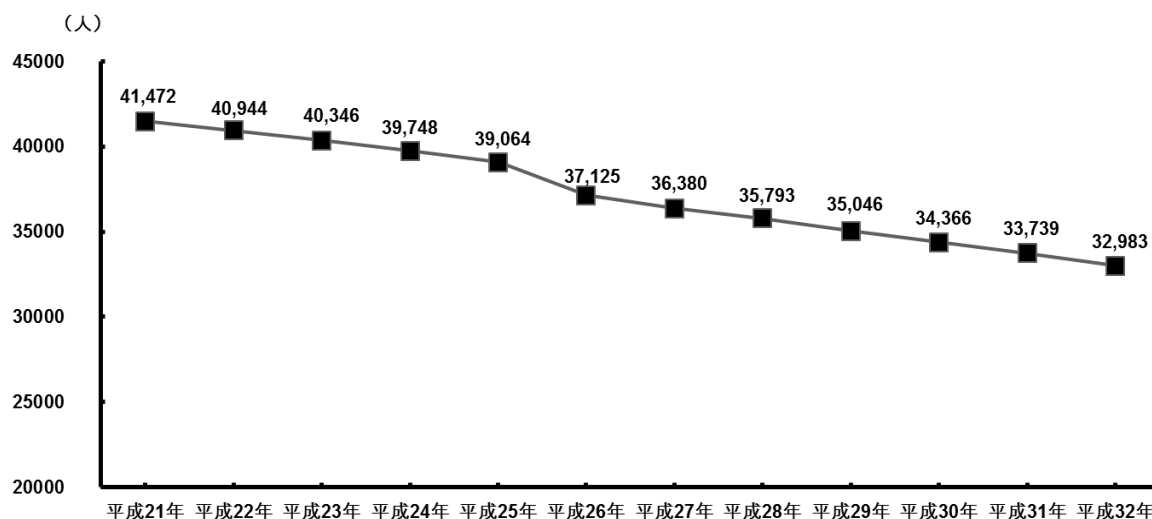
	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
～19歳	4	1.55%	2	0.85%	3	1.46%	5	1.98%	6	2.84%
20～24歳	37	14.34%	20	8.47%	24	11.71%	34	13.44%	17	8.06%
25～29歳	68	26.36%	77	32.63%	71	34.63%	72	28.46%	64	30.33%
30～34歳	98	37.98%	97	41.10%	66	32.20%	94	37.15%	78	36.97%
35～39歳	45	17.44%	37	15.68%	33	16.10%	38	15.02%	40	18.96%
40歳～	6	2.33%	3	1.27%	8	3.90%	10	3.95%	6	2.84%
計	258	100.00%	236	100.00%	205	100.00%	253	100.00%	211	100.00%

資料：八幡浜市

⑤人口、年少人口の将来予測

人口の推移をみると、平成23年～25年の実績値および、平成26年～32年の推計値のいずれにおいても減少傾向であることがわかります。平成32年の推計人口は32,983人となっており、平成22年の40,944人と比較すると、10年間で7,961人減少する見込みです。

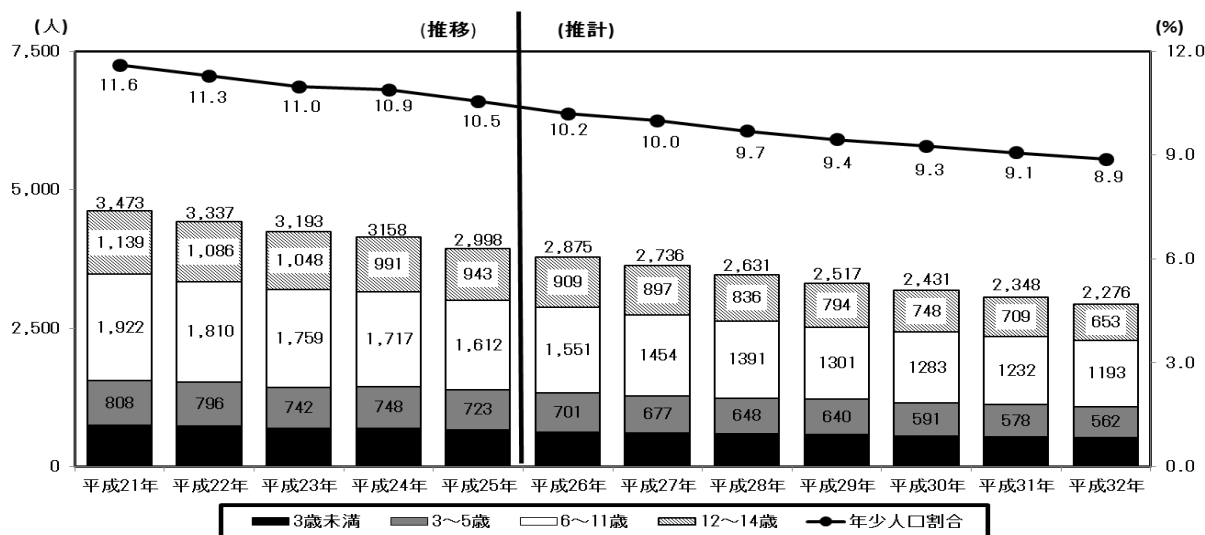
■将来推計人口（総人口）



資料：住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

年少人口の推移をみると、平成23年～25年の実績値および、平成26年～32年の推計値のいずれにおいても減少傾向であることがわかります。また、平成32年の推計年少人口は2,276人となっており、平成23年の3,193人と比較すると、10年間で917人減少する見込みです。

■年少人口の推移



資料：住民基本台帳からコーホート変化率法により推計

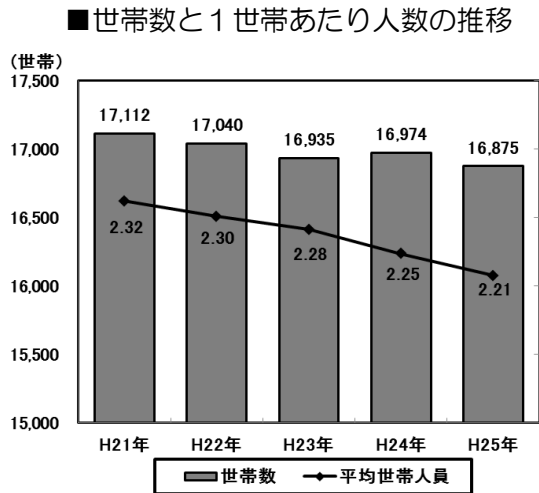
第2節 子育て家庭や地域の状況

①世帯の動向

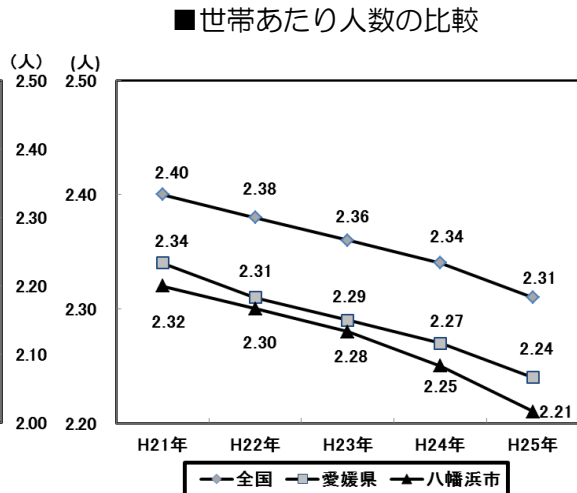
世帯の状況をみると、平成24年の前年比39世帯の増加を除いては毎年減少傾向にあり、世帯あたり人数も減少し続けています。当市の世帯あたり人数の推移を全国および愛媛県と比較すると、いずれにおいても本市の水準は下回っており、世帯規模の縮小が顕著に表れています。

単位：世帯、人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
世帯数	17,112	17,040	16,935	16,974	16,875
平均世帯人員	2.32	2.30	2.28	2.25	2.21
総人口	39,768	39,218	38,652	38,145	37,378



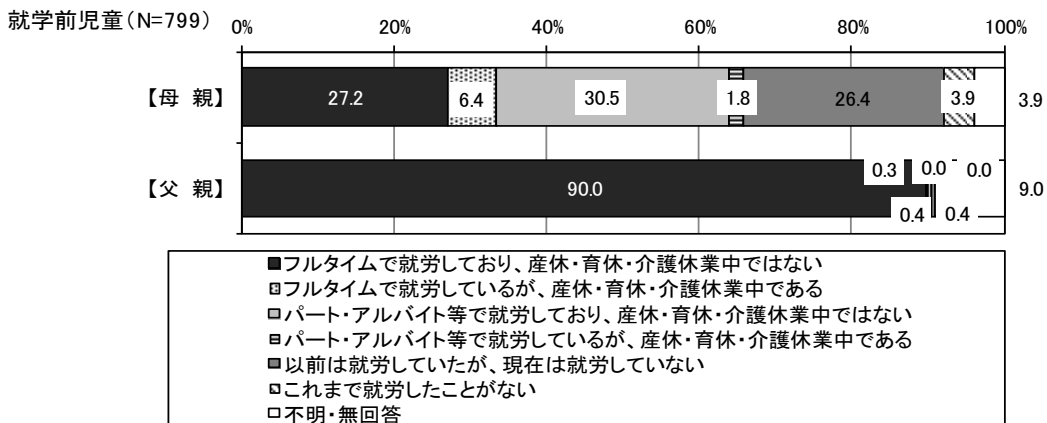
資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

②就労状況

就学前児童の保護者の就労状況を見ると、父親はほとんどがフルタイム就労ですが、母親はフルタイム就労、パートタイム就労、未就労でほぼ同程度となっています。



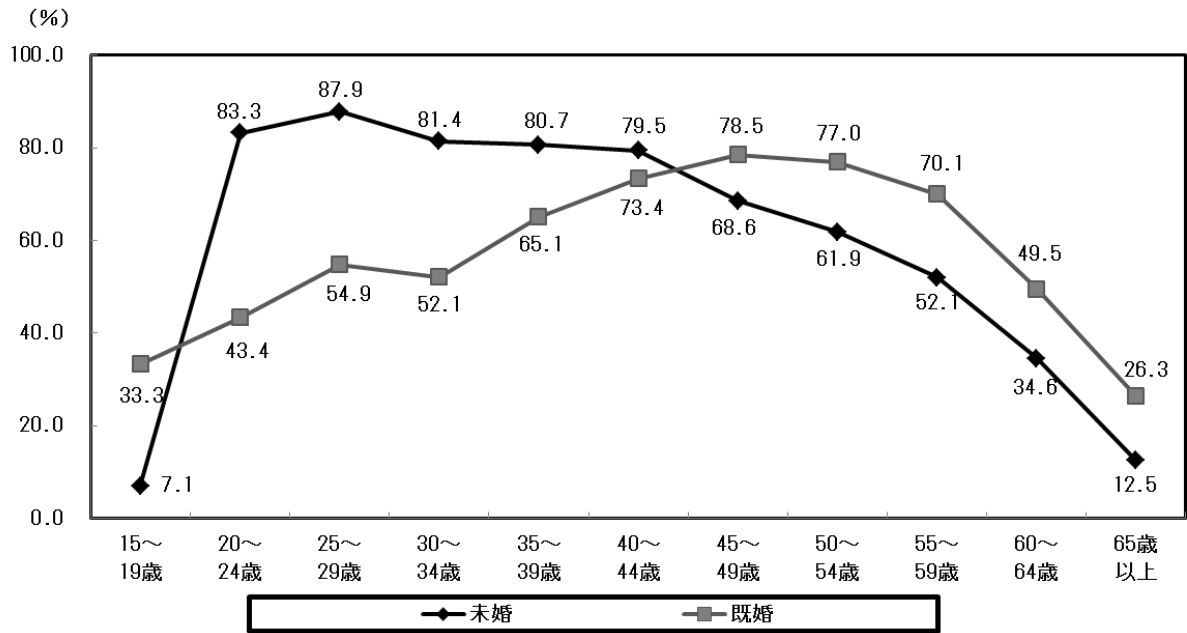
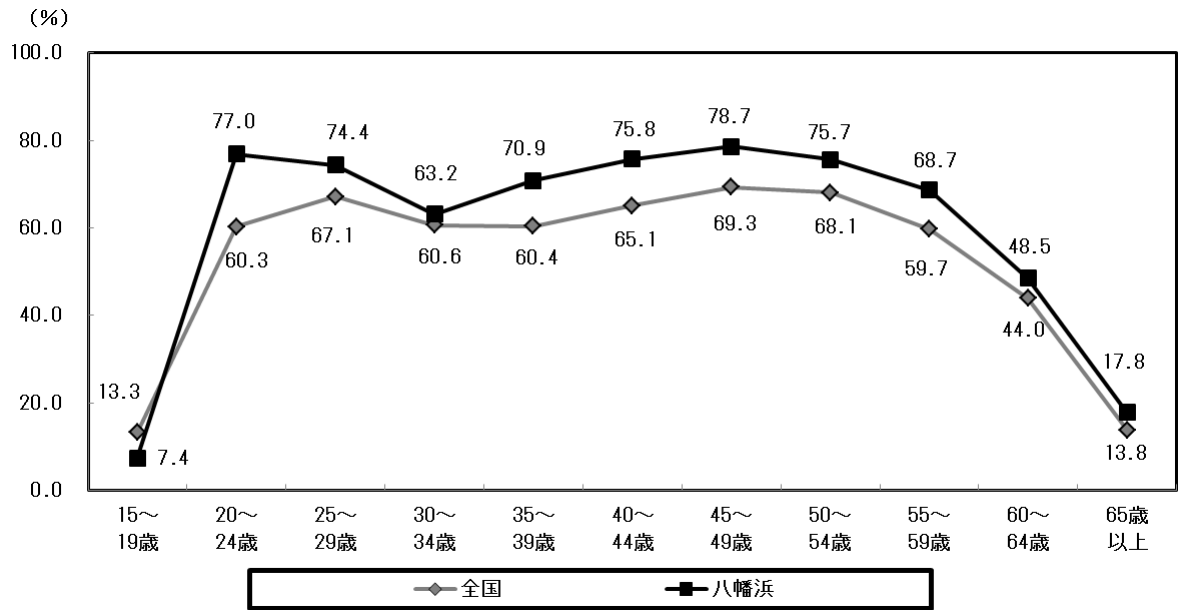
* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

資料：八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

女性の就労率についてみると、全国との就労率と比較すると八幡浜市の就労率は高い水準を維持していることがわかります。また、20歳から34歳にかけて就労率が低下しているのは結婚や出産を機に離職している女性が多いことを示し、その後35歳以降は上昇していることから、育児期を経て再び就労する女性が多いことがわかります。また、20歳代から40歳代にかけての就労率の回復カーブが急であることから八幡浜市における女性の就労意欲の高さがうかがえます。

既婚・未婚別の就労率の比較では20歳～30歳代の差が大きく、結婚や出産後の女性の雇用環境について課題が残るといえます。

■就労率の比較（平成22年）

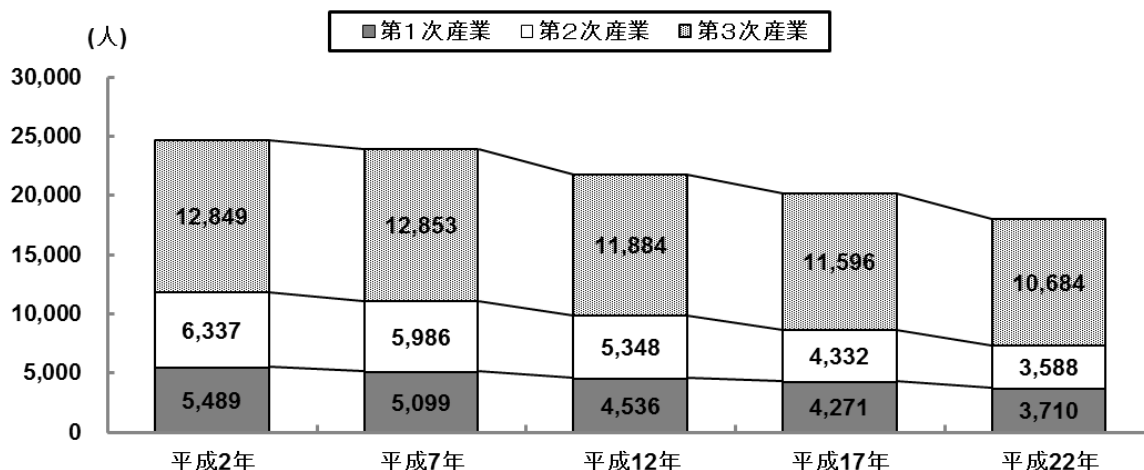


資料：平成22年国勢調査

③産業・雇用の状況

産業別就業者数をみると、全体的に減少している中で、特に第1次産業、第2次産業の就業者数が大きく減少しています。

■産業別就業数

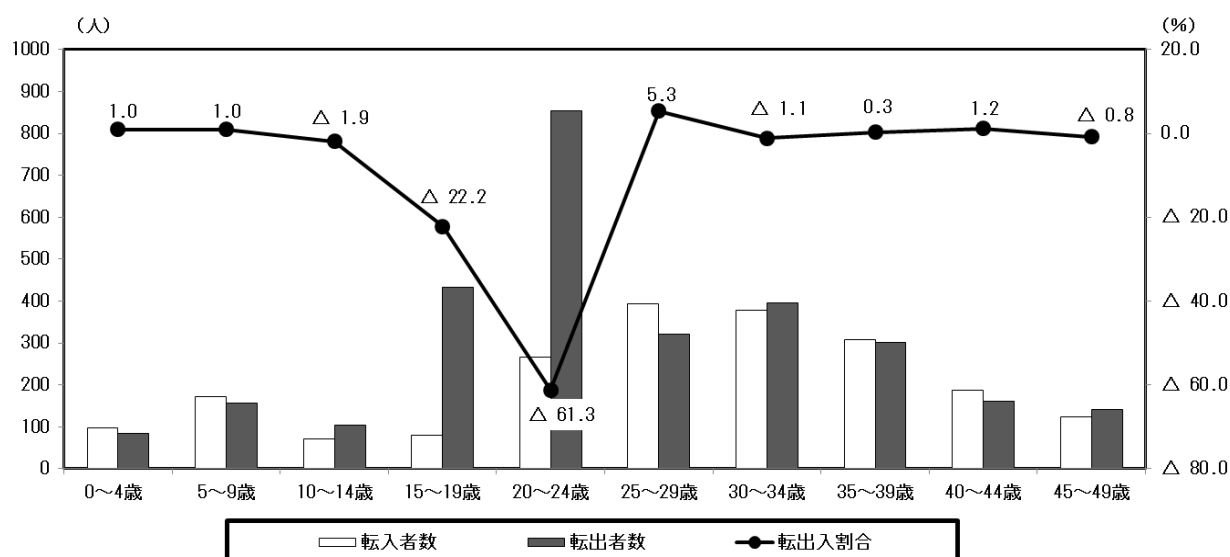


資料：平成22年国勢調査

④地域の特性

平成22年の転入、転出の状況を見ると、15～19歳および20～24歳の世代では転出者数が転入者数を大幅に上回っています。それ以降の世代では転入者数が転出者数を上回ることはありますが、この15～24歳世代の急激な転出者数の増加を補完することが出来ていません。このことから、進学や就職に伴い市外に転出した若い世代が再び市内に転入することが少なく、子育て世代の人口が減少し、高齢化を促進している状況がうかがえます。

■年齢別転出者割合（平成22年）



資料：国勢調査

■転入者数と転出者数（平成22年）

単位：人

年齢(歳)									
0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
97	171	72	80	267	393	378	308	188	124
85	157	104	433	855	321	396	302	162	141
12	14	△ 32	△ 353	△ 588	72	△ 18	6	26	△ 17
1.0	1.0	△ 1.9	△ 22.2	△ 61.3	5.3	△ 1.1	0.3	1.2	△ 0.8

注：社会増減は転出者数から転入者数を引いて算出

転入者割合は、社会増減÷常住人口×100で算出

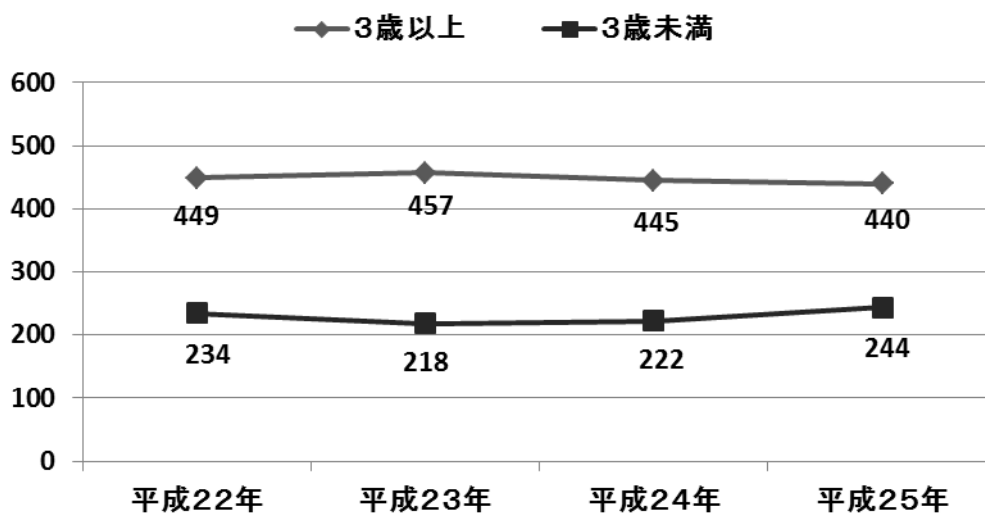
資料：国勢調査

第3節 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況

①保育所数、入所児童数の推移

保育所の施設数は、公立のみの12か所で、入所児童数は、3歳未満児で増加傾向、3歳以上児でほぼ横ばいの状況となっています。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数（か所）		15	14	14	12
入所児童数 （人）	総数	683	675	667	684
	3歳以上	449	457	445	440
	3歳未満	234	218	222	244



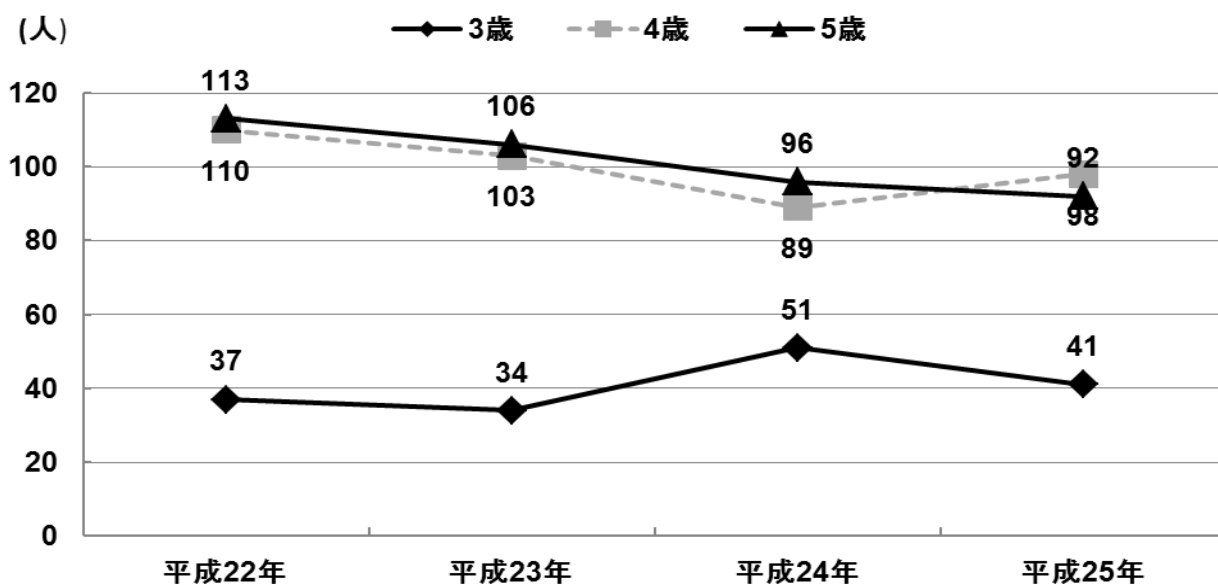
資料：八幡浜市（3月31日現在）

②幼稚園数、園児数の推移、一時預かり保育の実施状況

幼稚園の施設数は、平成26年度で公立2か所、私立3か所の計5か所です。

園児数は、3歳児・4歳児・5歳児でともに減少しています。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数(か所)		6	6	6	6
園児数(人)	総数	260	243	236	231
	3歳	37	34	51	41
	4歳	110	103	89	98
	5歳	113	106	96	92



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
公立(人)	118	128	117	111
私立(人)	142	115	119	120
総数(人)	260	243	236	231

資料：八幡浜市（5月1日現在）

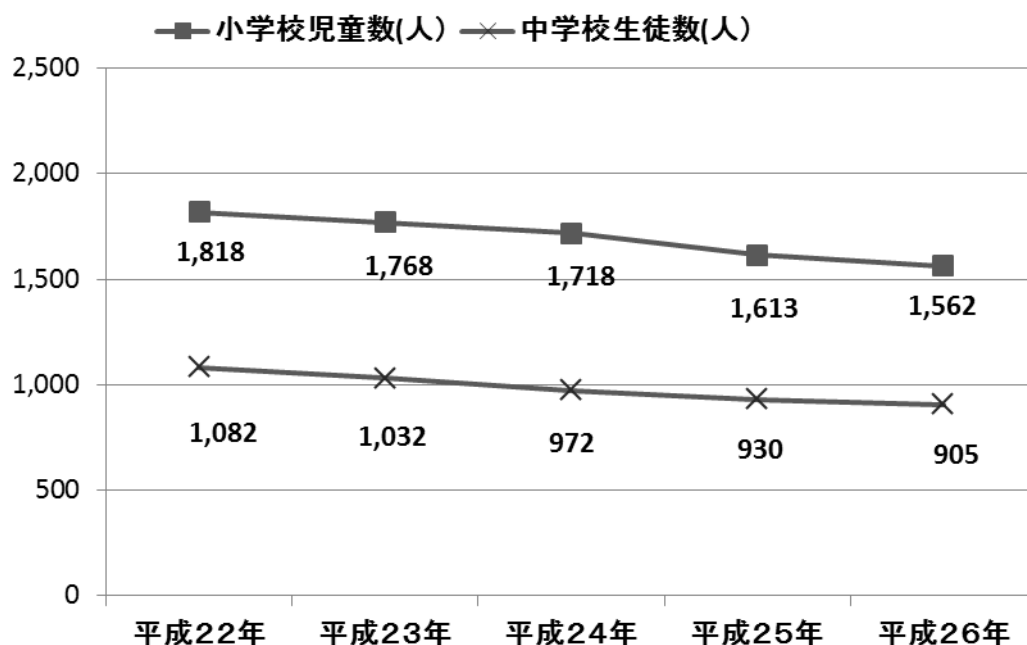
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一時預かり保育実施児童数(人)	1,028	1,422	1,817	2,274	3,380

資料：八幡浜市（3月31日現在）

③学校数、児童・生徒の推移

小学校・中学校ともに児童・生徒数は年々減少しており、それに伴い施設の統廃合も行われています。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校	学校数(か所)	16	16	16	15	13
	小学校児童数(人)	1,818	1,768	1,718	1,613	1,562
中学校	学校数(か所)	7	7	7	7	7
	中学校生徒数(人)	1,082	1,032	972	930	905



資料：八幡浜市（5月1日現在）

④特別支援学級の状況

全体的に児童・生徒数が減少している中で、特別支援学級については、学級数、児童・生徒数ともに増加傾向にあります。

小学校	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学級数(組)	23	24	26	22	23
児童数(人)	38	39	45	41	46

中学校	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
学級数(組)	10	10	10	9	10
生徒数(人)	15	20	17	22	24

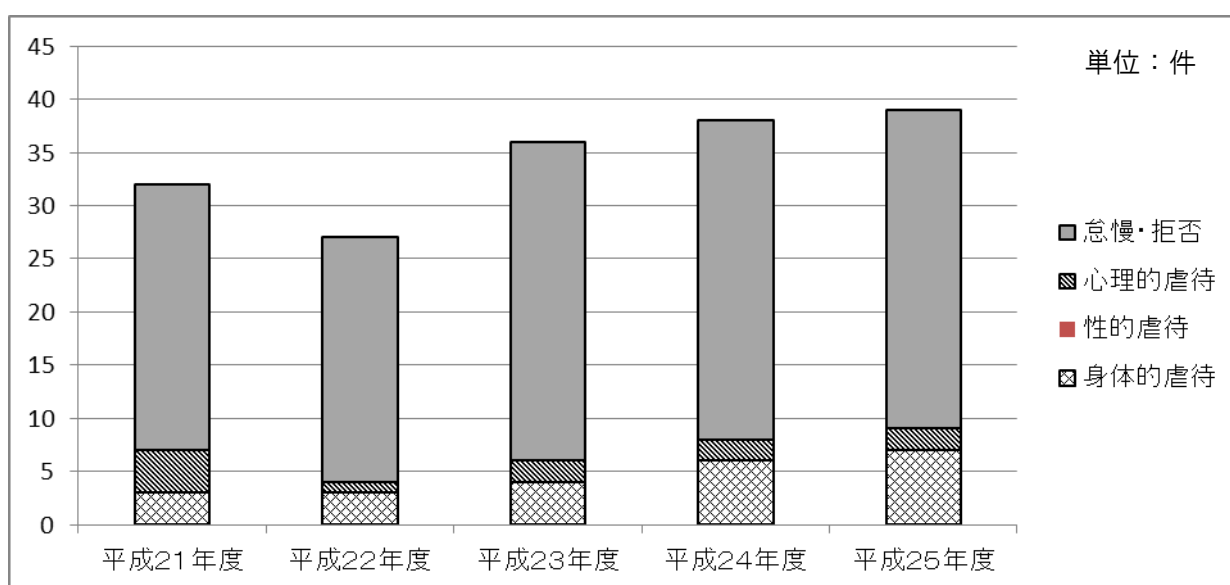
資料：八幡浜市（5月1日現在）

⑤児童虐待認知件数の推移

児童虐待認知件数については、性的虐待は認知されていませんが、身体的虐待、怠慢・拒否については若干の増加傾向にあります。

単位：件

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体的虐待	3	3	4	6	7
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	4	1	2	2	2
怠慢・拒否	25	23	30	30	30
計	32	27	36	38	39



資料：八幡浜市(4月1日現在)

⑥いじめ発生件数・不登校児童生徒数

小学生のいじめの件数、不登校の人数とも少数で推移しています。中学生でみると、いじめの件数、不登校の人数ともに各年で増減はあるものの、少数ではありますが一定数発生しているため、個別の事例への対応や発生の予防に留意する必要があります。

単位：件、人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
いじめ件数(小学生)	0	0	0	0	1
不登校児童(小学生)	1	0	0	0	0
いじめ件数(中学生)	0	0	1	4	2
不登校児童(中学生)	5	9	8	8	4

資料：八幡浜市(3月31日現在)

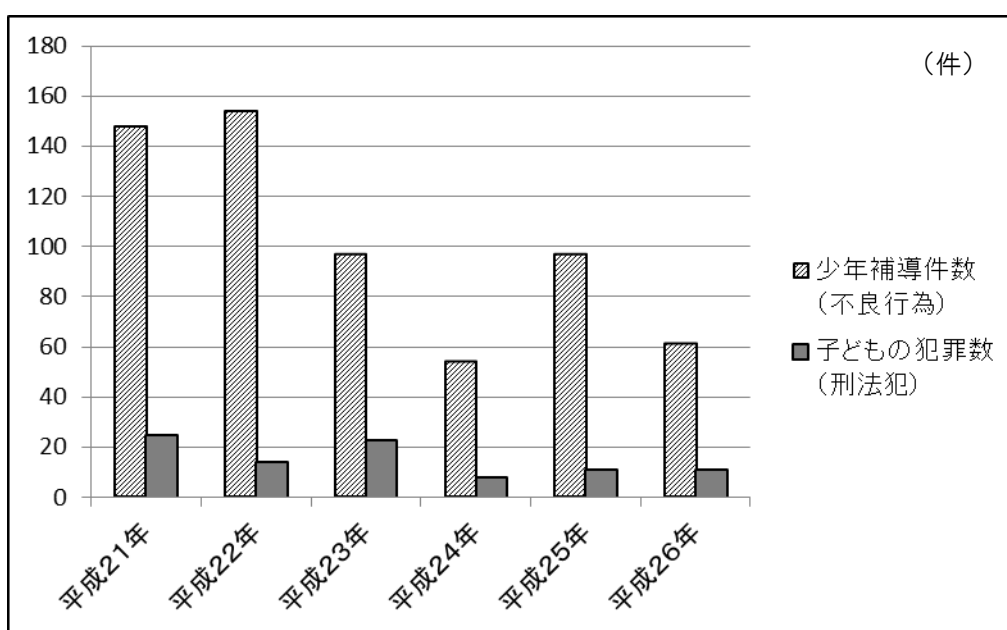
⑦少年非行・子どもの犯罪件数

少年補導件数、子どもの犯罪数ともに各年で増減はありますが、一定数以上発生しています。社会不安や経済不況の中で、今後も継続して子どもを取り巻く環境に配慮していく必要があります。

単位：件

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
少年補導件数 (不良行為)	148	154	97	54	97	61
子どもの犯罪数 (刑法犯)	25	14	23	8	11	11

※数値は八西地区管内の数値です。 資料：八幡浜警察署(1月1日～12月31日)



第4節 ニーズ調査にみる子どもの状況と子育ての実態

(1) 八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

①調査の目的

本調査は、平成27年度から始まる「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや八幡浜市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に行いました。

②調査の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
八幡浜市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成25年11月20日（水）～平成25年12月2日（月）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,067通	799通	74.9%
小学生児童	762通	712通	93.4%
合計	1,829通	1,511通	82.6%

③調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2) ニーズ調査の結果（抜粋）

①対象の子どもと家族の状況

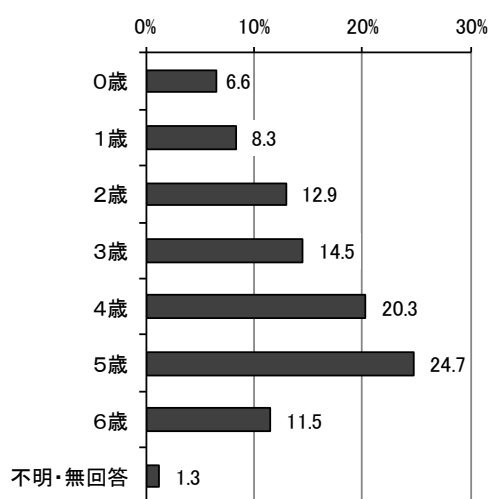
就学前児童については、調査対象の子どもの年齢は「5歳」が24.7%で、最も多くなっている一方で、「0歳」と答えた割合は6.6%となっています。

回答者の配偶関係については、「配偶者はいない」は就学前が7.0%、小学生が12.4%となっており、ひとり親の方が一定数存在しています。

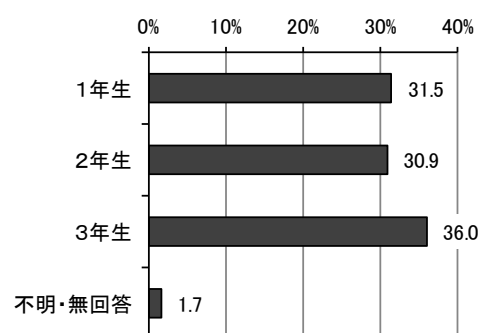
子育てを主に行っている方について、「父母ともに」が就学前児童で63.7%、小学生児童で52.2%となっています。一方で、「主に母親」が行っている割合をみると就学前児童で32.9%、小学生児童で39.7%となっており、父母間での子育て負担に違いがみられます。

◆対象の子どもの年齢と学年（平成25年11月1日現在）〈数量回答〉

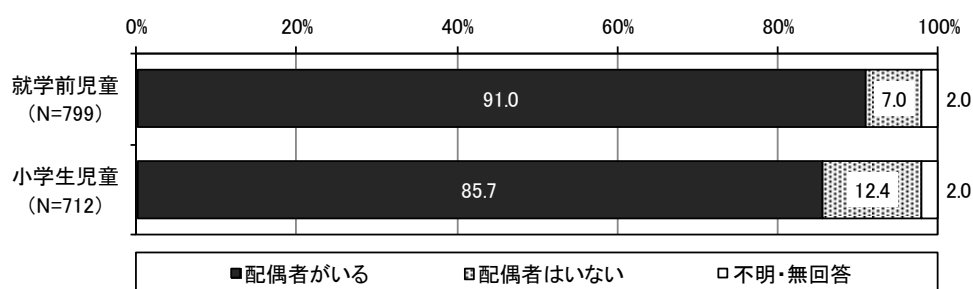
就学前児童(N=799)



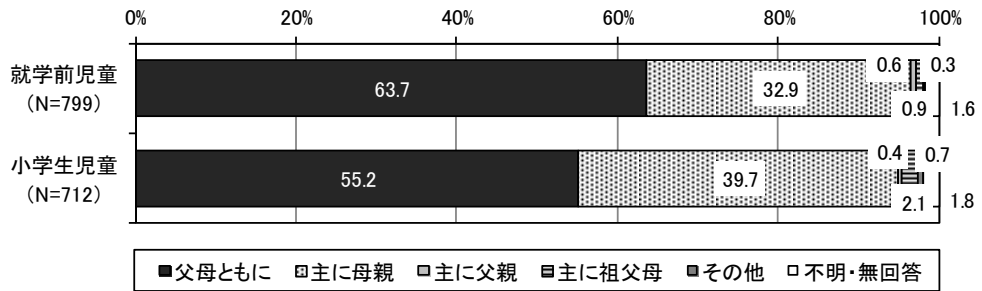
小学生児童(N=712)



◆調査票の回答者の配偶関係の有無〈単数回答〉



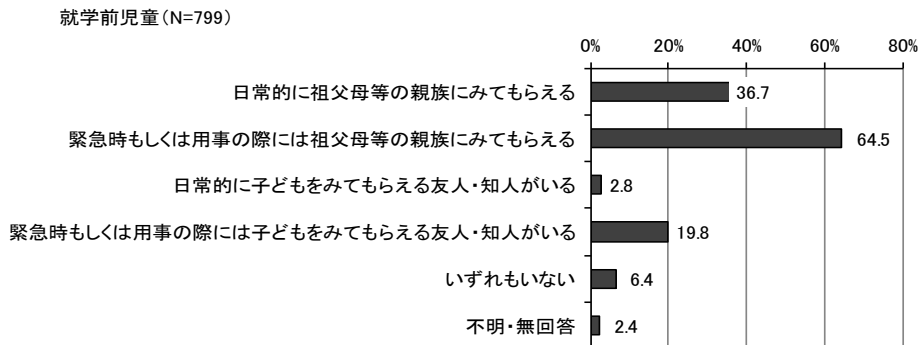
◆子育てを主に行っている方〈単数回答〉



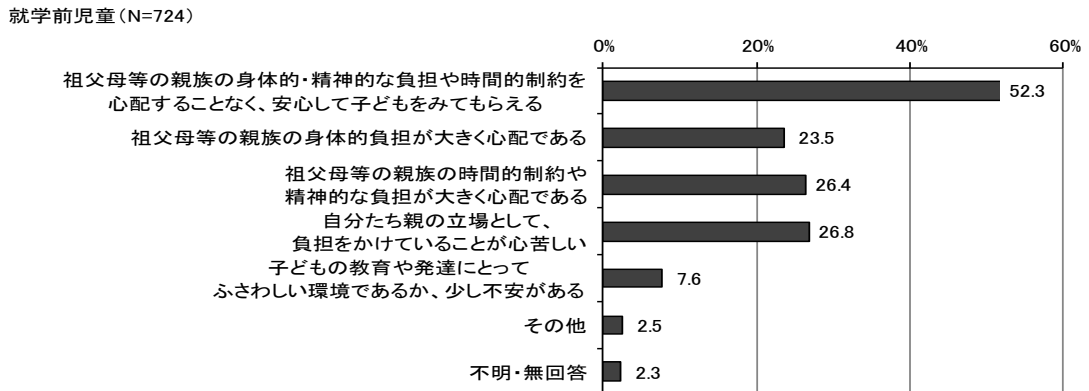
②子どもの育ちをめぐる環境

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が64.5%となっています。また、その状況について、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が52.3%となっています。気軽に相談できる先についても、「祖父母等の親族」が85.3%となっています。以上より、子育ての協力に祖父母等の親族が大きく関わっています。

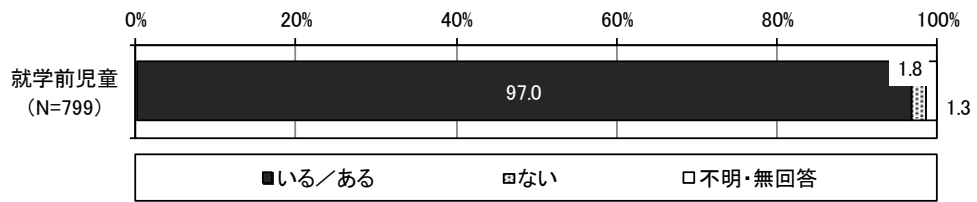
◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉



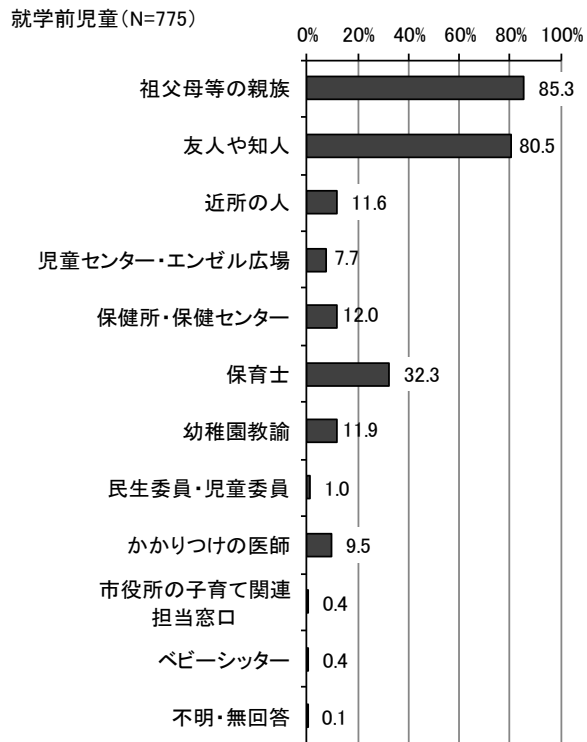
◆祖父母等の親族にみてもらっている状況〈複数回答〉



◆子育て（教育を含む）をする上での相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉



◆気軽に相談できる先〈複数回答〉



③保護者の就労状況

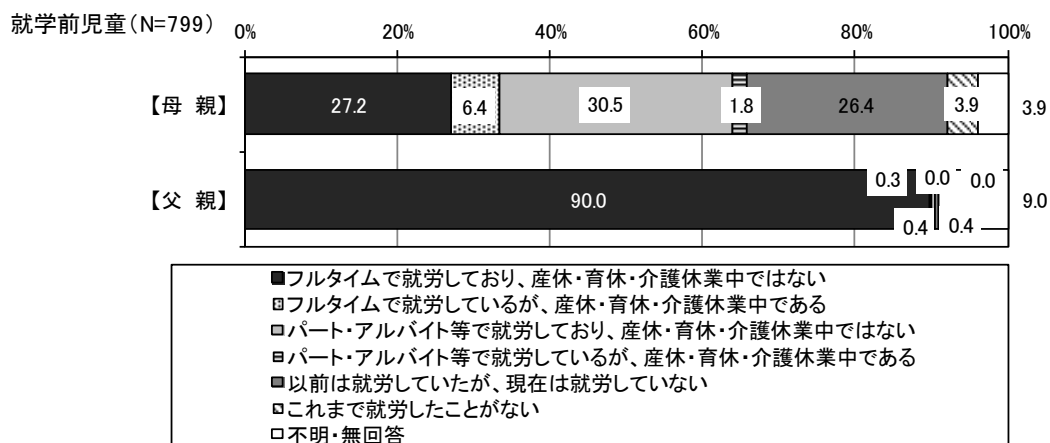
保護者の就労状況についてみると、母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・介護休業中ではない」が30.5%、父親では「フルタイム」が90.0%となっています。また、母親がフルタイムで就業している割合が27.2%となっていることから、現在共働きをしている家庭が多くなっています。

1週あたりの就労日数について、フルタイムの母親では「5日」が74.2%、フルタイムの父親で「6日」が42.0%で最も多くなっています。1日の就労時間について、フルタイムの母親では「8時間」が66.8%、フルタイムの父親で「9時間以上」が48.5%で最も多くなっています。このため、休日なども子育てに割ける時間が限られている方が多くなっていることが伺えます。

パート・アルバイト等で働いている母親のフルタイムへの転換希望について、母親では「パートタイム・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」が62.8%と、現状での雇用形態を望んでいる母親が多くなっています。

現在、就労していない方の就労希望について、就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが3歳になったところに就労したい」が高くなっており、「1歳」は6.2%、2歳は5.3%となっています。3号認定の期間（0～2歳）では育児休暇等を用いて、3歳から教育・保育事業を利用したいという考え方が伺えます。

◆保護者の就労状況〈単数回答〉

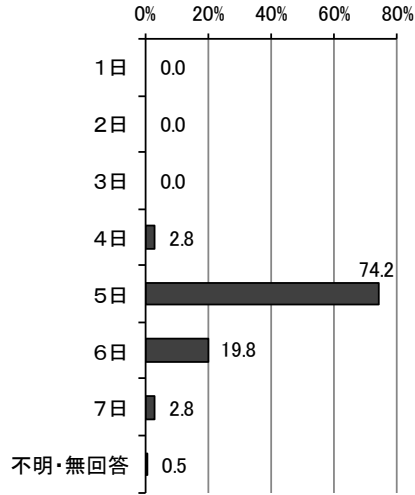


* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

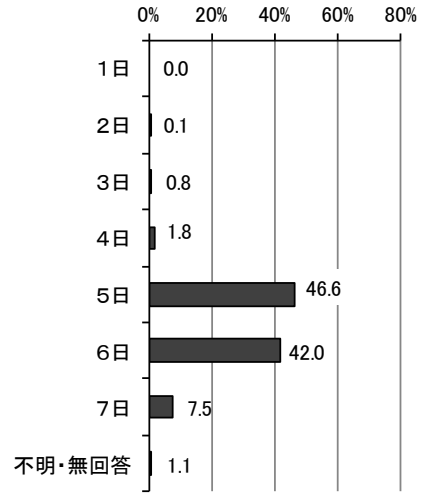
◆フルタイムで就労している保護者の状況

○1週あたりの就労日数・フルタイム〈数量回答〉

【母親】(N=217)

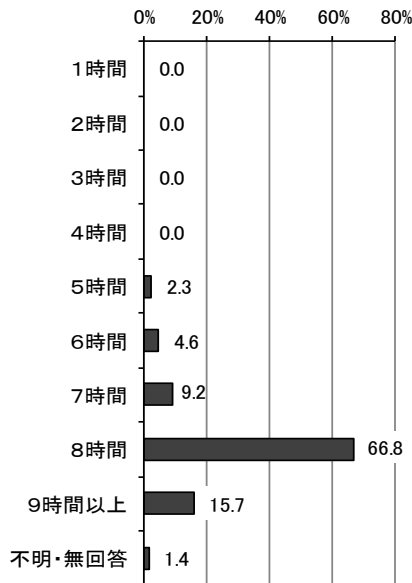


【父親】(N=719)

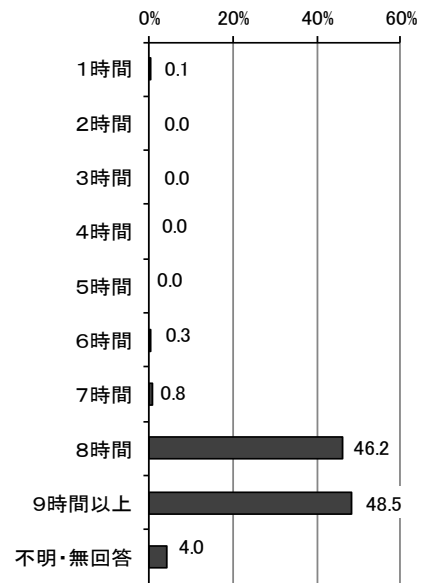


○1日あたりの就労時間・フルタイム〈数量回答〉

【母親】(N=217)



【父親】(N=719)



◆パートタイム・アルバイト等で就労している保護者の状況

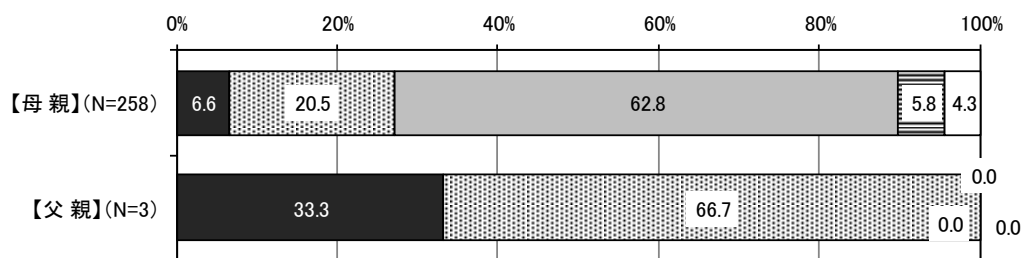
○1週あたりの就労日数・パートタイム、アルバイト等〈数量回答〉

就学前児童 就労日数	【母親】 (N=244)		【父親】 (N=3)	
	件数	%	件数	%
1日	2	0.8	0	0.0
2日	3	1.2	0	0.0
3日	13	5.3	0	0.0
4日	37	15.2	0	0.0
5日	150	61.5	2	66.7
6日	35	14.3	0	0.0
7日	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	4	1.6	1	33.3

○1日あたりの就労時間・パートタイム、アルバイト等〈数量回答〉

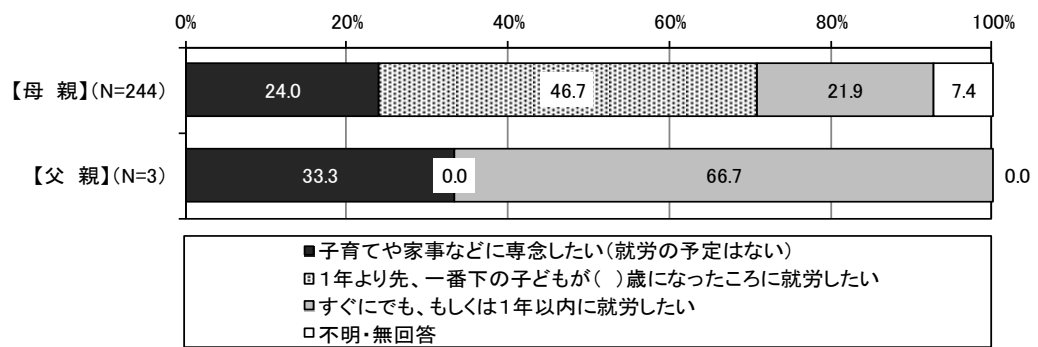
就学前児童 就労時間	【母親】 (N=244)		【父親】 (N=3)	
	件数	%	件数	%
1時間	0	0.0	0	0.0
2時間	3	1.2	0	0.0
3時間	10	4.1	0	0.0
4時間	38	15.6	0	0.0
5時間	75	30.7	1	33.3
6時間	68	27.9	1	33.3
7時間	28	11.5	0	0.0
8時間	17	7.0	0	0.0
9時間以上	2	0.8	0	0.0
不明・無回答	3	1.2	1	33.3

○パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉



- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
- ▣フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
- ▣パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

○現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉



○上記のうち「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」を選んだ方で一番下の子どもが何歳になれば就労したいか〈数量回答〉

【母親】 就労したい時の 末子の年齢	就学前児童 (N=113)	
	件数	%
1歳	7	6.2
2歳	6	5.3
3歳	25	22.1
4歳	12	10.6
5歳	4	3.5
6歳	14	12.4
7歳	20	17.7
8歳	5	4.4
9歳	3	2.7
10歳	10	8.8
11歳	0	0.0
12歳	2	1.8
不明・無回答	5	4.4

※※【父親】回答はありませんでした。

④平日の定期的な教育・保育事業の利用

現在利用している定期的な教育・保育事業については、「市立・私立保育所（通常保育）」が46.3%、「市立・私立保育所（延長保育）」が28.0%となっています。

今後、定期的に利用したい事業については、「市立・私立保育所（通常保育）」が42.8%と最も高くなっていますが、「幼稚園（通常の就園時間）」が27.0%となっており、今後の幼稚園への利用希望も一定みられます。

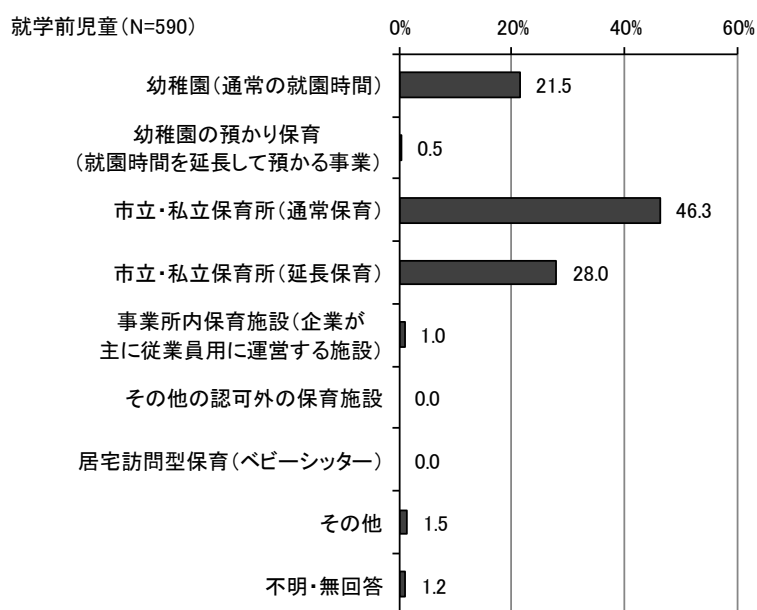
年齢別に平日の定期的な教育・保育事業の利用率をみると、2歳から3歳にかけて「利用している」と答えた割合が20ポイント以上上昇しており、また0歳では9.4%にとどまっています。3歳から教育・保育事業を利用している方が多くなっていることがうかがえます。

平日の定期的な教育・保育事業利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため（3）歳くらいになったら利用しようと考えている」が27.7%となっており、就労状況と同じような回答結果となっています。

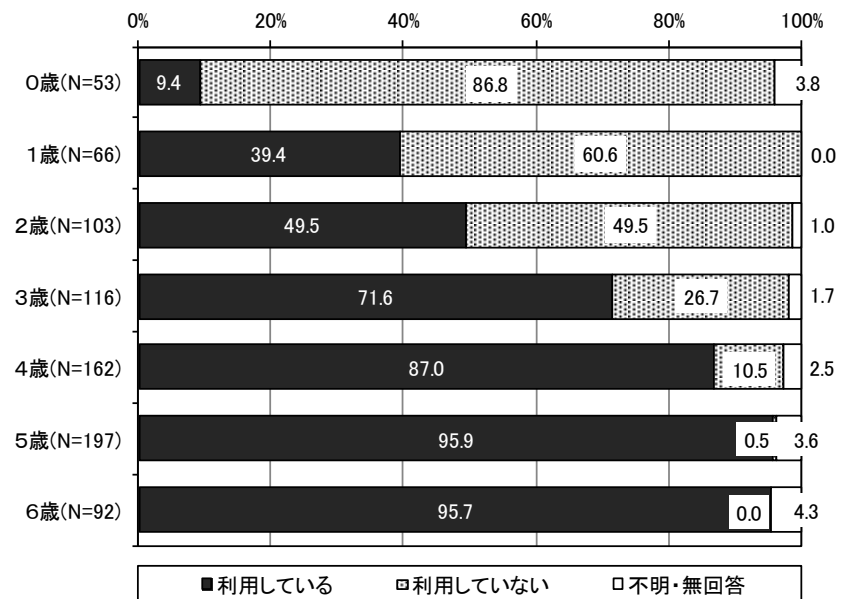
一方、利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため（3）歳くらいになったら利用しようと考えている」が27.7%となっており、就労状況と同じような回答結果となっています。

なお、認定こども園については、今後の利用意向としても7.5%にとどまっています。

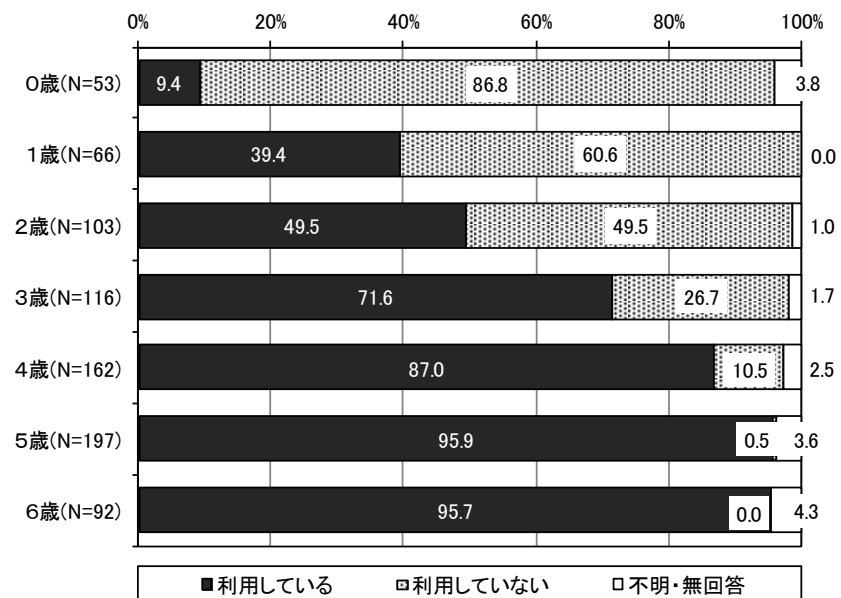
◆平日に利用している教育・保育事業<複数回答>



◆年齢別×平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無



◆利用していない主な理由<複数回答>

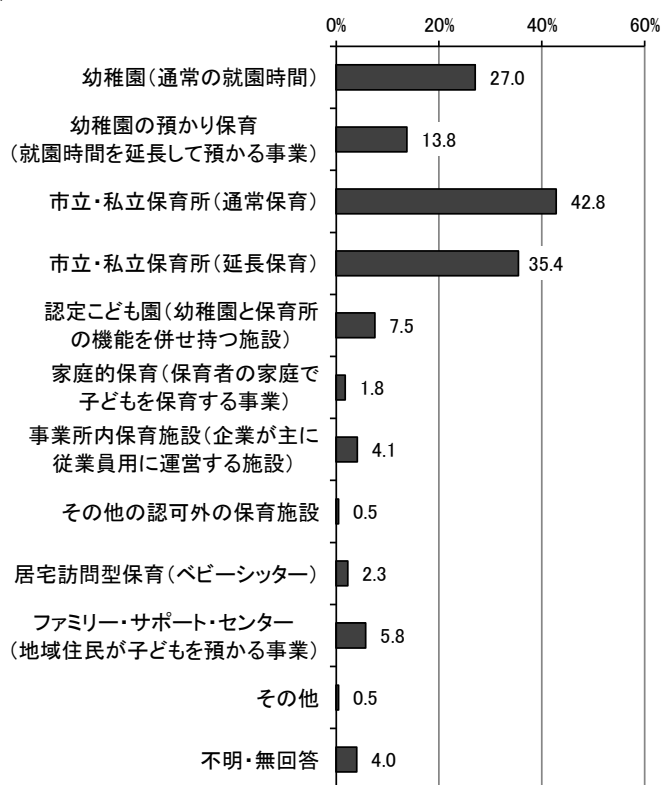


○利用したい時の子どもの年齢<数量回答>

利用したい時の 子どもの年齢	就学前児童 (N=101)	
	件数	%
1歳	9	8.9
2歳	9	8.9
3歳	28	27.7
4歳	25	24.8
5歳	5	5.0
6歳	0	0.0
7歳	0	0.0
8歳	1	1.0
不明・無回答	24	23.8

◆現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に利用したいと考える事業 <複数回答>

就学前児童(N=799)



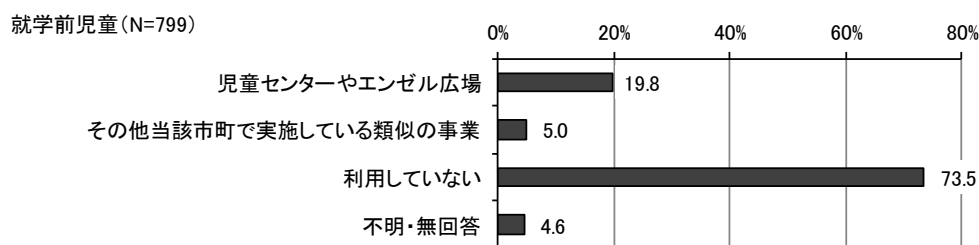
⑤地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援事業について、利用状況では「利用していない」が73.5%となっており、今後の利用以降については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が54.3%となっています。一方で、地域子育て支援事業についてはそれぞれ一定程度の認知度がみられるため、認知不足による利用率の低さよりも、利用意向が純粋に低くなっていることが大きいと考えられます。

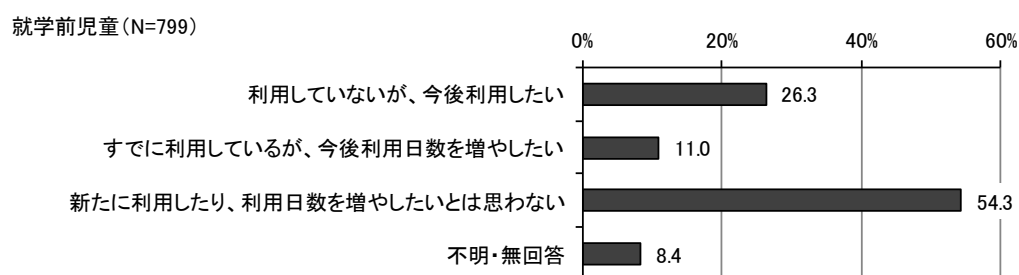
また、現在利用している子育て支援事業については、「母親（父親）教室」が46.3%となっていますが、それ以外の事業では3割以下となっています。利用意向が低いため、知らないながらも利用していない事業もあると考えられます。

今後の利用意向については「保健センターの情報・相談事業」や「保育所や幼稚園等の開放」、「市の発行の子育て支援情報誌」などが5割を超えており、さらなる情報の周知や利用しやすい環境の整備によって、利用率が上がってくると思われます。

◆現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況〈複数回答〉

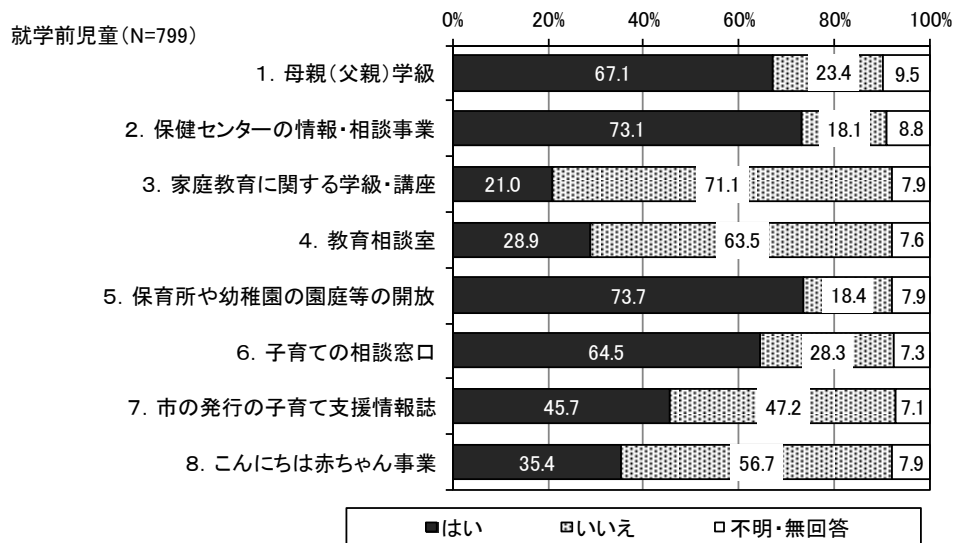


◆地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向〈単数回答〉

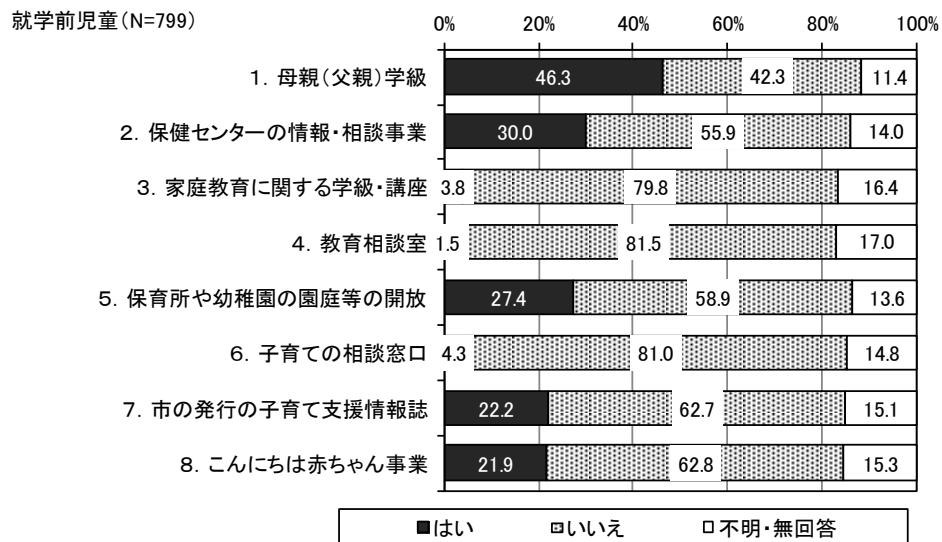


◆地域子育て支援拠点事業について、これまでの利用状況と今後の利用意向〈単数回答〉

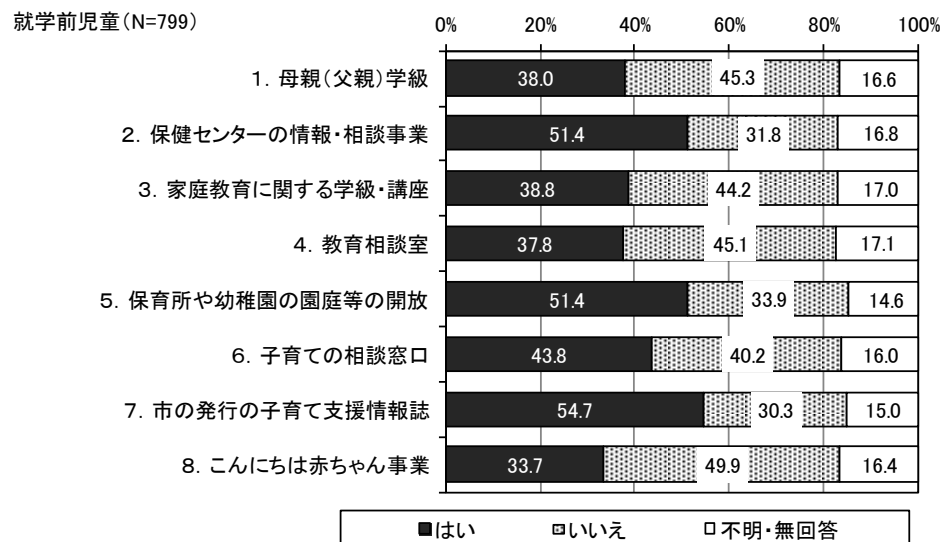
○地域子育て支援拠点事業の認知度



○地域子育て支援拠点事業のこれまでの利用状況



○地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

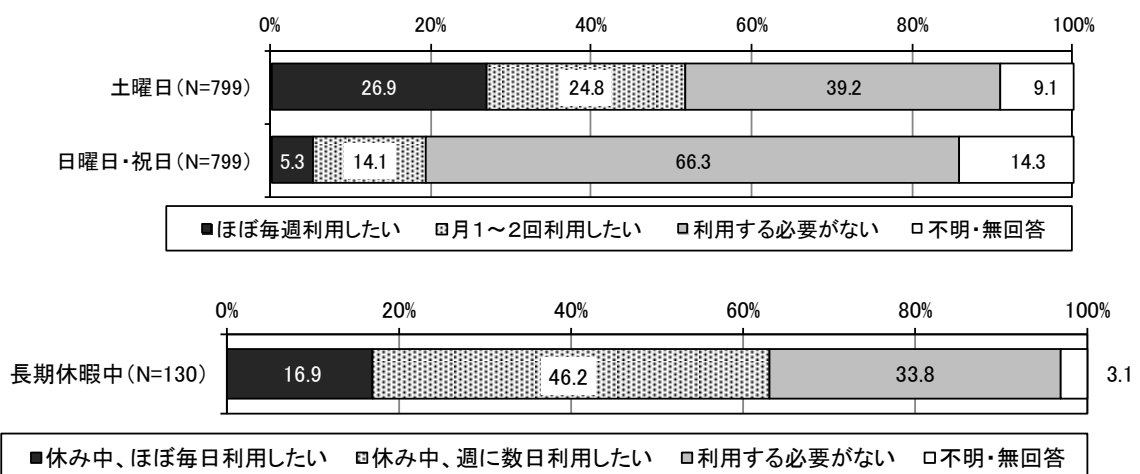


◎土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について

休日の教育・保育事業の利用意向について、土曜日の「ほぼ毎週利用したい」が26.9%となっており、特に午前中だけでも利用したいという声が多くなっています。

これは、休日でも就労している父母がおり、特に土曜日のニーズが一定量存在するという結果になっていると考えられます。土曜日、日曜日・祝日に定期的な教育・保育事業を「月に1～2回利用したい」と答えた割合について、「月に数回仕事が入るため」が62.3%となっており、就労を主な理由としています。一方で、長期休暇中では、「息抜きのため」が55.0%、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」が53.3%となっており、プライベートの充実などが理由となっています。

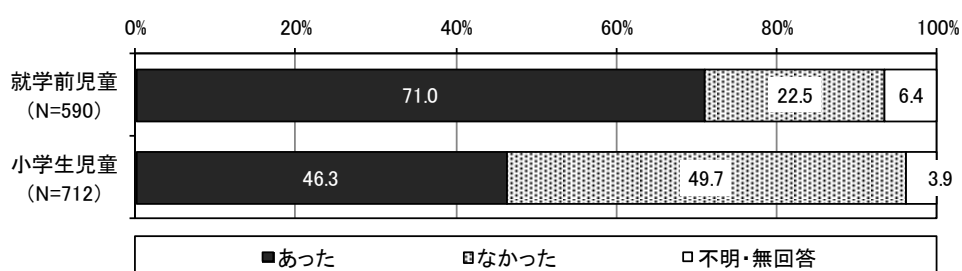
◆土曜日と日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（一時的な利用は除く）〈単数回答〉



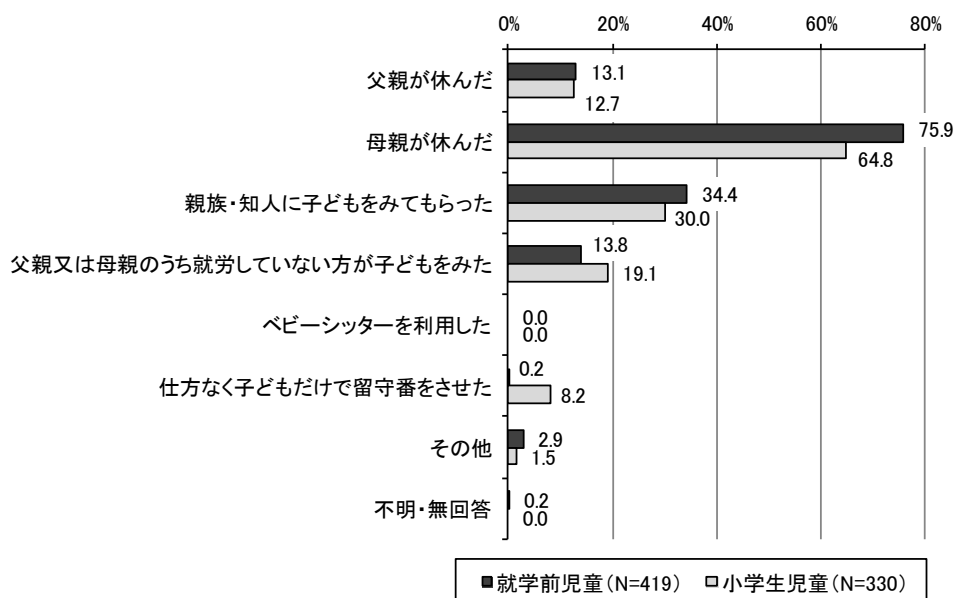
⑦病気の際の対応について

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは「あった」が就学前児童で71.0%、小学生児童で46.3%となっており、その対処方法については、「母親が休んだ」が就学前児童75.9%、小学生児童で64.8%となっています。こうした際の病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「利用したいとは思わない」が就学前児童で54.9%、小学生児童で62.6%となっています。また、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」以外を選んだ方でも、「できれば仕事を休んで看たい」が就学前児童で47.6%、小学生児童で47.3%となっており、休暇を柔軟にとって、自分で子どもを看たいという父母が多くなっています。

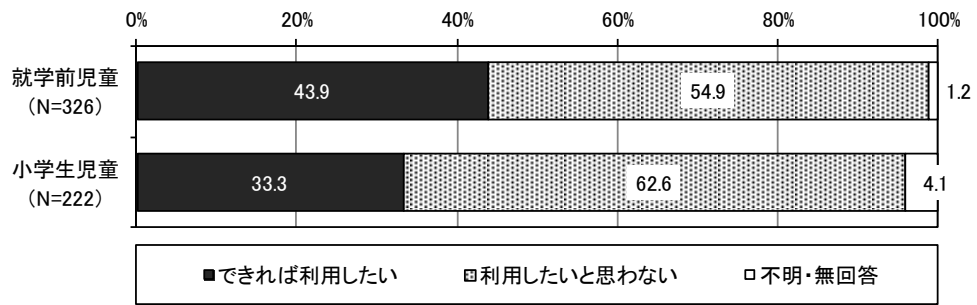
◆この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無〈単数回答〉



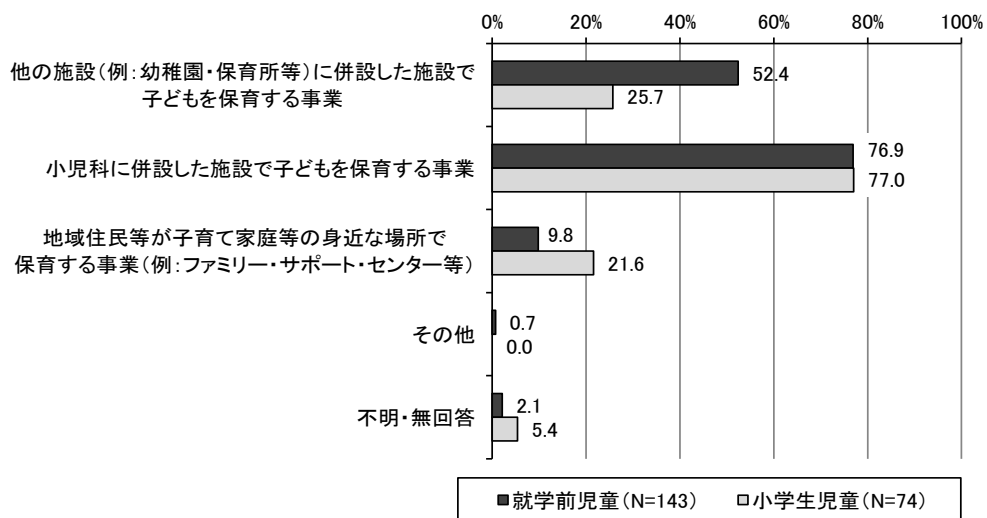
◆子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法〈複数回答〉



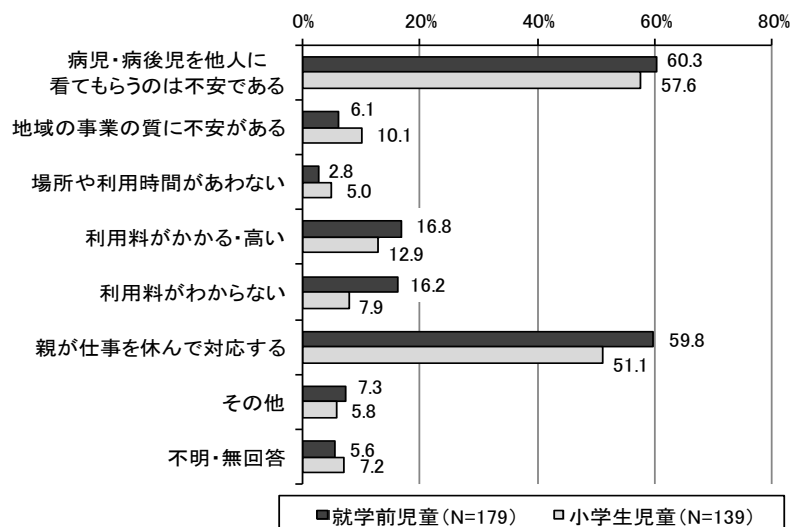
○その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〈単数回答〉



○「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を選んだ方
子どもを預ける場合の望ましい事業形態〈複数回答〉

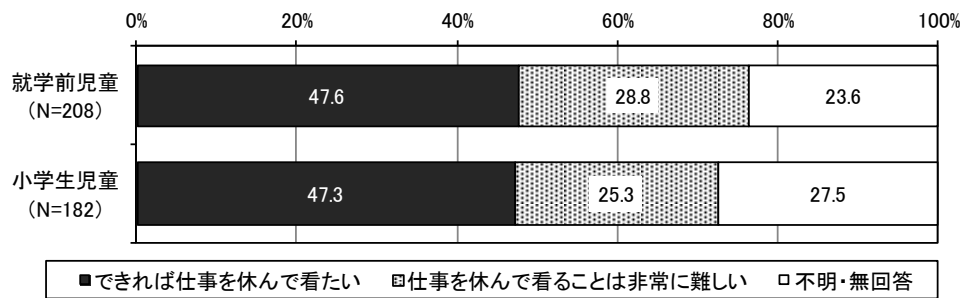


○「利用したいとは思わない」を選んだ方 そう思う理由〈複数回答〉



○「父親が休んだ」「母親が休んだ」以外を選んだ方

「できれば父母のいずれかが仕事を休んでみたい」と思ったか〈単数回答〉



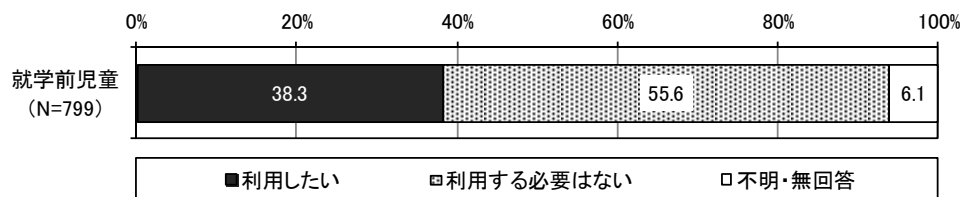
⑧不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期に利用する必要がある事業について、「利用していない」が83.2%となっており、その理由として「特に利用する必要がない」が73.4%となるなど、ニーズがそれほど高くないことがわかります。

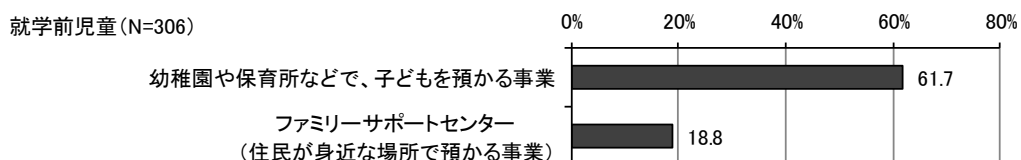
利用したいと答えた方の、子どもを預ける場合の望ましい事業形態については、「幼稚園や保育所などで、子どもを預かる事業」が61.7%となっており、幼稚園・保育所などへのニーズが高いことがうかがえます。

この1年間に宿泊を伴う一時預かりについては、家族以外に見てもらわなければならないことが「あった」方が21.0%となっています。「あった」場合の対処方法については、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が89.3%となっており、相談先などと同じく親族・知人の方の協力が非常に重要であることがうかがえます。

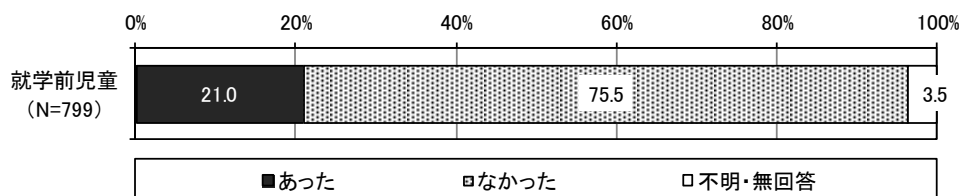
◆私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無〈単数回答〉



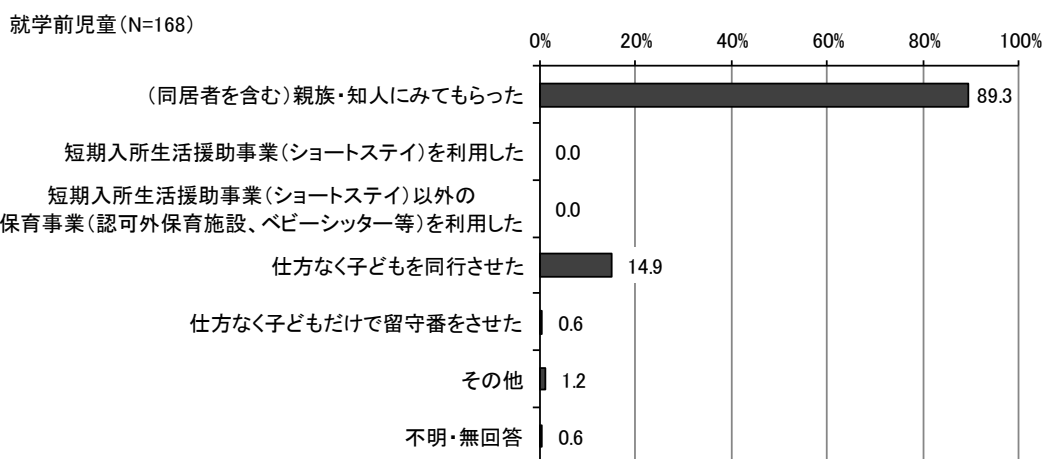
○子どもを預ける場合の望ましい事業形態〈複数回答〉



◆この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無〈単数回答〉



○1年間の対処方法〈複数回答〉

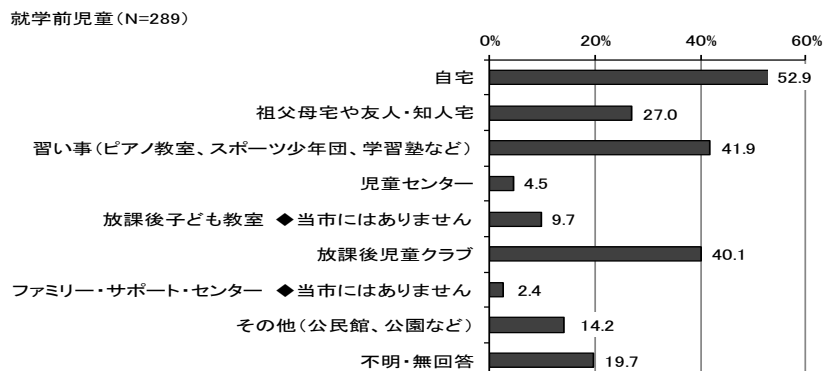


◎小学校就学後の放課後の過ごし方について(就学前児童)

小学校低学年(1~3年生)の希望する放課後の過ごし方について、「自宅」が52.9%と最も高くなっています。また、「放課後児童クラブ」は40.1%となっており、比較的高いニーズが存在しています。「放課後児童クラブ」の週当たりの利用希望日数は「5日」が66.4%、利用希望時間は「18時」(18時まで)が44.0%となっており、平日をフルタイムで働いている方からのニーズが高くなっていると考えられます。小学校低学年(1~3年生)の実際の放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ」は22.8%となっており、希望と実際の割合に差が生じています。

土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、小学校低学年(1~3年生)では「低学年(1~3年生)の間は利用したい」と「高学年(4~6年生)になっても利用したい」を合わせて43.1%となっています。また、長期休暇中では、「低学年(1~3年生)の間は利用したい」と「高学年(4~6年生)になっても利用したい」を合わせて38.7%となっています。幼稚園や保育園を卒園しても、子どもを安心して預けられるような場が求められているといえます。

◆小学校就学後、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉



○週あたりの利用希望日数・低学年（小学校1～3年生）〈数量回答〉

【就学前児童】 週あたりの 利用日数 (小学校 1～3年生)	自宅		友人・母 知人宅 や 宅		習い事 塾(ピアノ 少年 教		児童 セン ター		◆放 課 後 子 童 は ど も 教 室		放 課 後 児 童 ク ラ ブ		ファミリー サポート ◆当市		その他(公民館、 公園など)	
	N=153		N=78		N=121		N=13		N=28		N=116		N=7		N=41	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	8	5.2	27	34.6	41	33.9	4	30.8	9	32.1	6	5.2	2	28.6	12	29.3
2日	21	13.7	18	23.1	41	33.9	2	15.4	4	14.3	4	3.4	2	28.6	8	19.5
3日	34	22.2	5	6.4	11	9.1	0	0.0	1	3.6	10	8.6	0	0.0	8	19.5
4日	12	7.8	0	0.0	2	1.7	0	0.0	1	3.6	4	3.4	0	0.0	3	7.3
5日	41	26.8	13	16.7	0	0.0	2	15.4	7	25.0	77	66.4	2	28.6	5	12.2
6日	1	0.7	3	3.8	1	0.8	0	0.0	2	7.1	10	8.6	0	0.0	0	0.0
7日	11	7.2	3	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	25	16.3	9	11.5	25	20.7	5	38.5	4	14.3	5	4.3	1	14.3	5	12.2

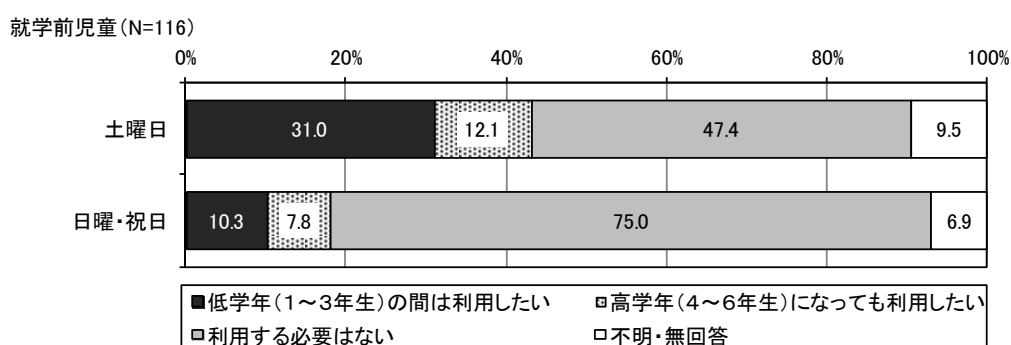
○週あたりの利用希望日数・高学年（小学校4～6年生）〈数量回答〉

【就学前児童】 週あたりの 利用日数 (小学校 4～6年生)	自宅		友人・母 知人宅 や 宅		習い事 塾(ピアノ 少年 教		児童 セン ター		◆放 課 後 子 童 は ど も 教 室		放 課 後 児 童 ク ラ ブ		ファミリー サポート ◆当市		その他(公民館、 公園など)	
	N=153		N=78		N=121		N=13		N=28		N=116		N=7		N=41	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	11	7.2	22	28.2	21	17.4	2	15.4	11	39.3	4	3.4	2	28.6	10	24.4
2日	18	11.8	17	21.8	48	39.7	3	23.1	4	14.3	4	3.4	2	28.6	9	22.0
3日	31	20.3	6	7.7	18	14.9	2	15.4	3	10.7	11	9.5	0	0.0	6	14.6
4日	4	2.6	0	0.0	3	2.5	0	0.0	0	0.0	5	4.3	0	0.0	2	4.9
5日	41	26.8	11	14.1	11	9.1	1	7.7	6	21.4	27	23.3	1	14.3	3	7.3
6日	1	0.7	2	2.6	4	3.3	0	0.0	1	3.6	6	5.2	0	0.0	0	0.0
7日	7	4.6	2	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	2	4.9
不明・無回答	40	26.1	18	23.1	16	13.2	5	38.5	3	10.7	58	50.0	2	28.6	9	22.0

○「放課後児童クラブ」の利用希望時間（下校時から何時まで）〈数量回答〉

【就学前児童】 放課後児童クラブ 利用時間 (N=116)	【低学年】 小学校 1～3年生		【高学年】 小学校 4～6年生	
	件数	%	件数	%
15時以前	1	0.9	0	0.0
16時	8	6.9	2	1.7
17時	45	38.8	22	19.0
18時	51	44.0	30	25.9
19時	5	4.3	2	1.7
20時	1	0.9	1	0.9
不明・無回答	5	4.3	59	50.9

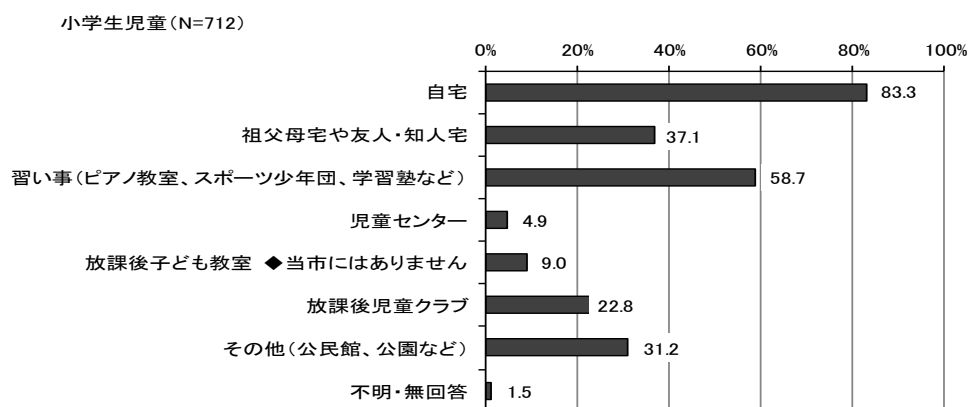
◆土曜日と日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望〈単数回答〉



⑩小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方は、「自宅」が83.3%で、就学前児童での希望の割合である52.9%を大きく上回っています。また、「放課後児童クラブ」は22.8%となっており、就学前児童での利用希望割合と17.3ポイントの差があります。回答数の多かった「自宅」や「放課後児童クラブ」で過ごしている週あたりの日数・1日あたりの時間については、現状と希望が同じような傾向となっています。

◆放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉



○週あたりの利用日数（現状）〈数量回答〉

【小学生児童】 週あたりの 利用日数 (現状)	自宅		友人・母 人父宅 ・母宅 や		塾・習い スポーツ など（少 年団、教 室、学 習、		児童セ ンター		◆放課 後には 子ども 教室 ませ ん		放課後 児童ク ラブ		（公民 館、公 園など ）	
	N=593		N=264		N=418		N=35		N=64		N=162		N=222	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	58	9.8	66	25.0	113	27.0	1	2.9	0	0.0	3	1.9	55	24.8
2日	88	14.8	74	28.0	125	29.9	0	0.0	1	1.6	5	3.1	40	18.0
3日	84	14.2	35	13.3	85	20.3	1	2.9	1	1.6	12	7.4	34	15.3
4日	50	8.4	13	4.9	28	6.7	0	0.0	0	0.0	22	13.6	13	5.9
5日	200	33.7	41	15.5	21	5.0	3	8.6	1	1.6	46	28.4	16	7.2
6日	15	2.5	3	1.1	9	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.4
7日	75	12.6	4	1.5	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.9
不明・無回答	23	3.9	28	10.6	36	8.6	30	85.7	61	95.3	74	45.7	59	26.6

○週あたりの利用日数（希望）〈数量回答〉

【小学生児童】 週あたりの 利用日数 (希望)	自宅		友人・母 人父宅 ・母宅 や		団室習 、学ス 習ポ 塾ー など （少 年教		児童セ ンター		ん◆放 当課 市後 には ども 教室 ませ せ		放課後 児童ク ラブ		ど（公 ）民 他 館、 公園 な	
	N=593		N=264		N=418		N=35		N=64		N=162		N=222	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	34	5.7	74	28.0	83	19.9	24	68.6	24	37.5	6	3.7	64	28.8
2日	92	15.5	55	20.8	107	25.6	6	17.1	16	25.0	16	9.9	55	24.8
3日	68	11.5	22	8.3	75	17.9	2	5.7	14	21.9	27	16.7	41	18.5
4日	37	6.2	6	2.3	14	3.3	0	0.0	3	4.7	15	9.3	9	4.1
5日	113	19.1	14	5.3	7	1.7	3	8.6	6	9.4	55	34.0	10	4.5
6日	8	1.3	1	0.4	2	0.5	0	0.0	0	0.0	3	1.9	1	0.5
7日	34	5.7	3	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	1.4
不明・無回答	207	34.9	89	33.7	130	31.1	0	0.0	1	1.6	40	24.7	39	17.6

⑪育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

子どもが生まれた時の保護者の育児休業の取得状況について、母親 17.6%、父親 87.0%とそれぞれ「取得していない」回答しています。

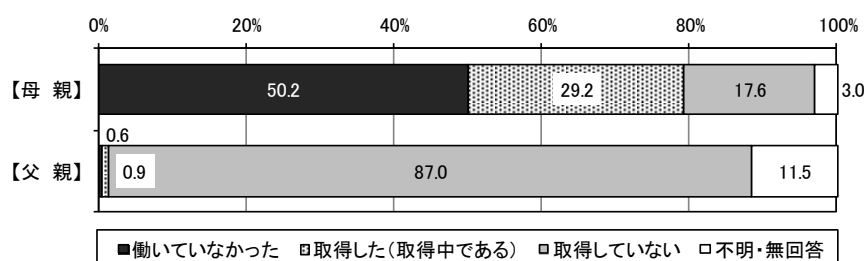
父親が育児休業を「取得していない」理由については、「仕事が忙しかった」が 34.8%と最も高くなっており、また「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 22.9%となっており、父親の育児休業の取得に対する理解が必要です。

母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が 33.3%で最も高く、続いて「職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 29.1%となっています。

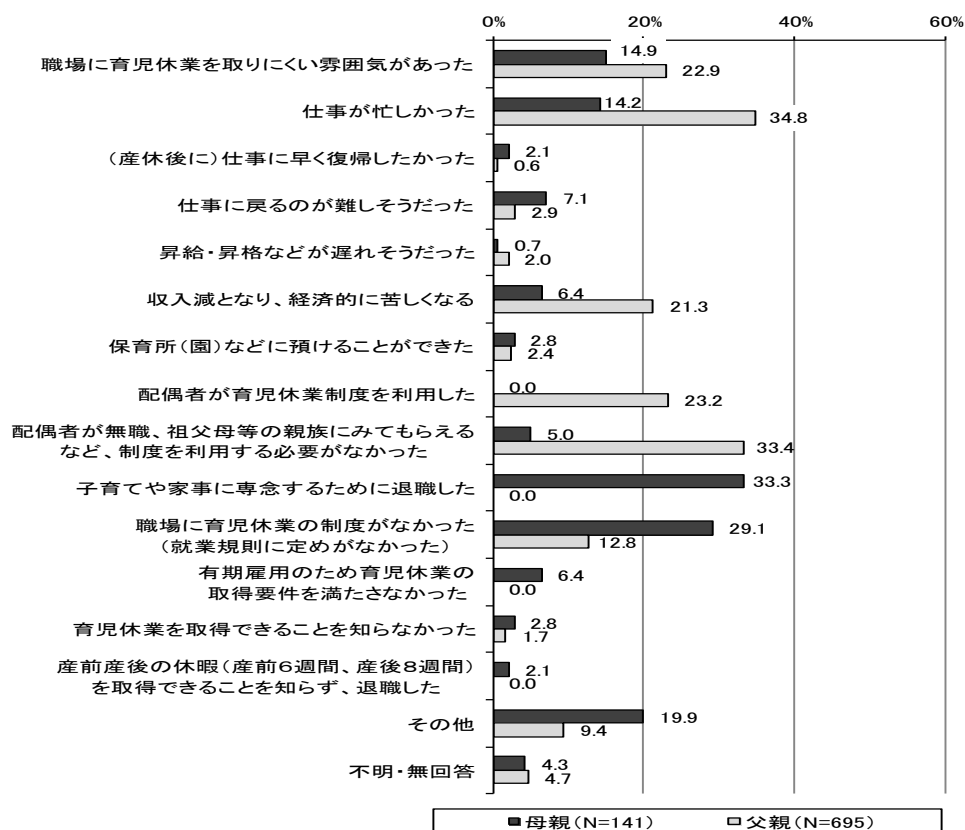
また、育児休業給付や保険料免除についての仕組みについての認知度について、どちらも知らなかった方が 32.8%となっており、さらなる周知が必要です。

◆子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

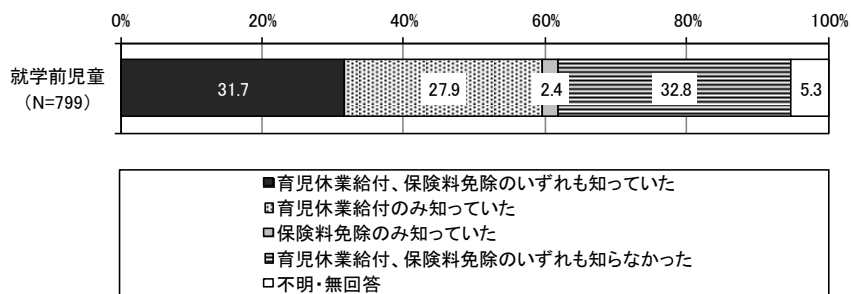
就学前児童(N=799)



◆育児休業を取得していない理由〈複数回答〉



◆育児休業給付制度、育児休業保険料免除制度の認知度〈単数回答〉



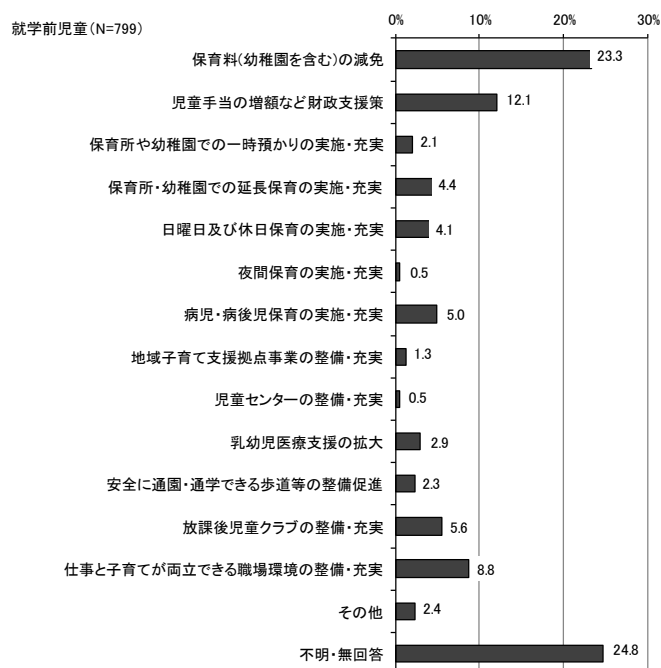
⑫八幡浜市の子育て支援全般について

一番望む子育て支援施策について、「保育料(幼稚園を含む)の減免」が23.3%で最も多くなっており、行政からのサポートとしては経済的な負担感の解消が多く求められています。

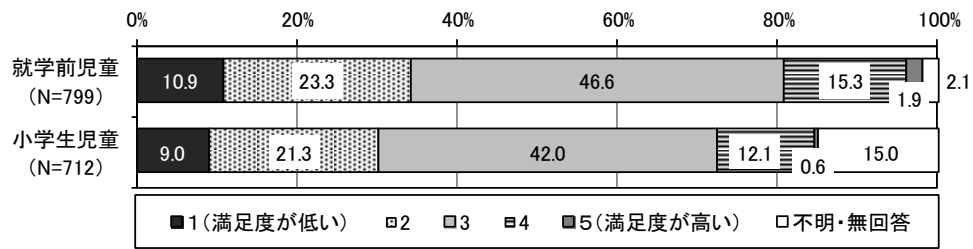
子育ての満足度について、5段階評価(1が最低、5が最高)では、「4」と「5」を合わせて就学前児童では61.9%、小学生児童では54.1%となっています。一方で、「1」は就学前児童では10.9%、小学生児童では9.0%となっており、現状で大きな不満などを抱えている割合は低くなっています。

子育ての環境や支援についての感じ方についてみると、特に安全性の高さや食育の推進、青少年が健全に過ごせている、子育てしやすい住環境といった点に関して、就学前児童、小学生児童ともに約4～5割以上の方がそのように感じています。一方で、最も必要とされている子育て支援施策であった社会的・経済的支援の充実について、そのように感じている割合は就学前児童で16.0%、小学生児童で17.6%にとどまっています。

◆一番望む子育て支援施策〈単数回答〉

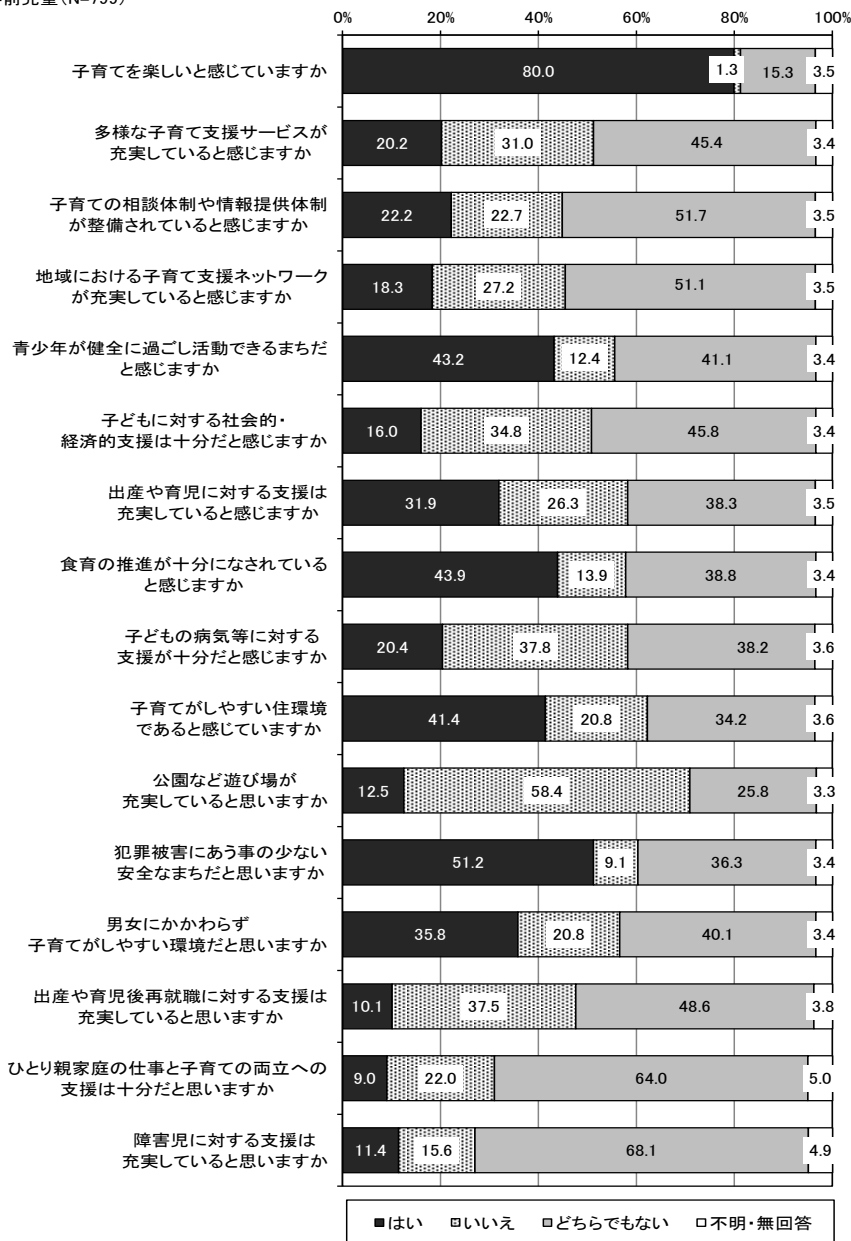


◆お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

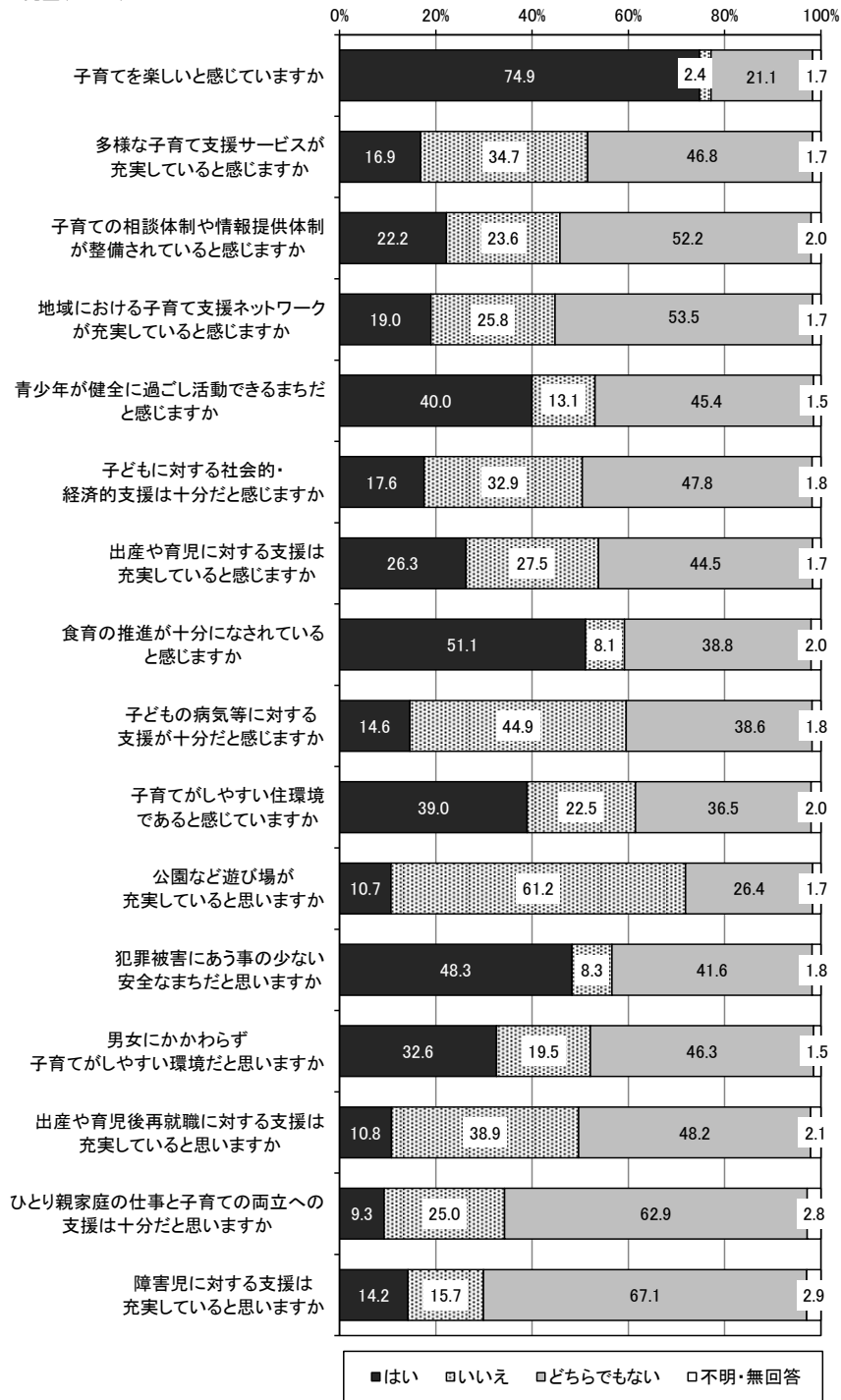


◆子育ての環境や支援についての感じ方〈単数回答〉

就学前児童 (N=799)



小学生児童(N=712)



第5節 アンケート調査にみるひとり親家庭の実態

(1) 八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート調査の概要

①調査の目的

本調査は、平成27年度から始まる「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」に含める形で「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定するための資料として、ひとり親家庭の保育ニーズや子育て支援サービス、公的制度の利用状況や利用意向、また、ひとり親家庭の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に行いました。

②調査の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住のひとり親世帯・保護者（18歳までの児童を持つ者）
※無作為抽出による230世帯
- 調査期間：平成26年7月1日（火）～平成26年7月11日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	230通	93通	40.4%

③調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「回答なし」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

(2) アンケート調査の結果（抜粋）

①ひとり親世帯の状況

性別は、女性の回答が93人中91人、男性が2名と圧倒的に女性が多くなっています。また、年齢は40歳代が44人と一番多く、次いで30歳代が39人となっていますが、平成19年度に実施したアンケート結果と比較すると、19年度は30歳代が44.4%、40歳代が32.5%という結果で、26年度では30歳代が41.9%、40歳代が47.3%となっており、26年度においては30歳代、40歳代の結果は僅差となっています。これは、平成19年度当時の30歳代の方が、平成26年度において40歳代になったこと、また、平成19年度当時20歳代後半の方がひとり親世帯になったことが言えます。

ひとり親家庭の世帯構成については、平成19年度では3人世帯が28.2%と一番多かったのに対し、平成26年度では2人世帯が34.4%と平成19年度の2人世帯17.1%の2倍程度となっており、世帯構成をみると親子世帯のみの世帯が64.1%、3世帯同居は32.6%となっています。

生計を同一にする子どもについては、小学生が40.7%と全体の半数近くで一番多く、「就学前乳児・幼児」、「小学生」、「中学生」の義務教育までの児童の割合は全体の67.9%という結果になっています。

◆アンケート回答者の性別

単位：人

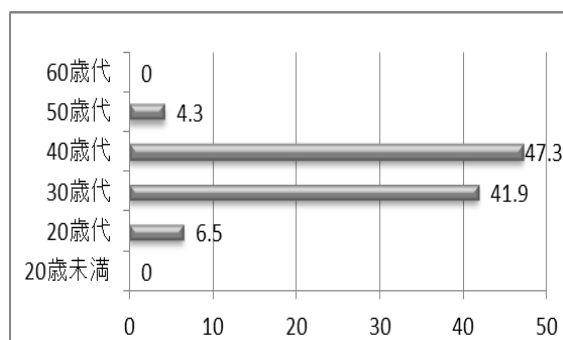
区分	男	女	合計
人数	2	91	93

◆年齢

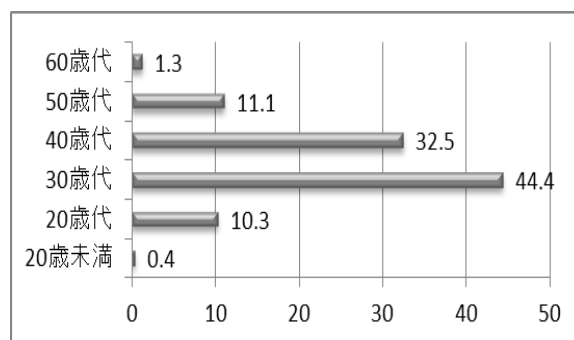
単位：人

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
人数	0	6	39	44	4	0	93

<平成26年度> (%)



<平成19年度> (%)



◆世帯構成について

単位：人

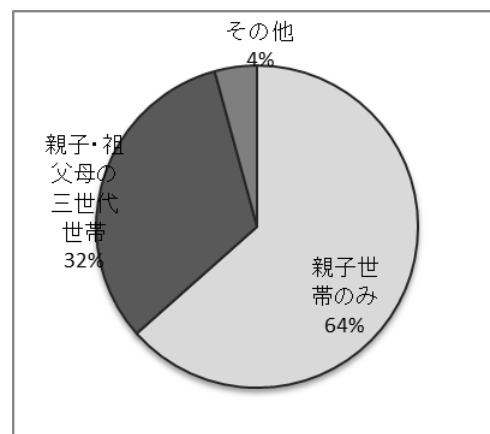
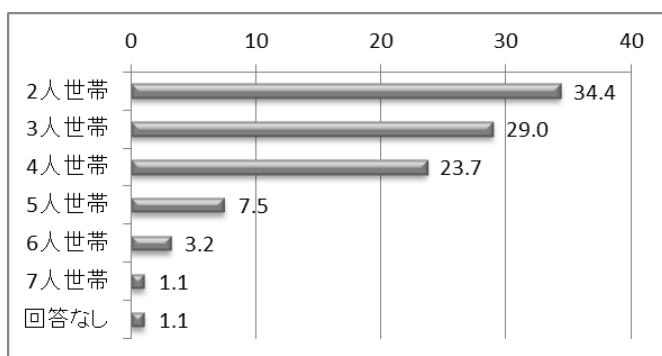
区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	回答なし	合計
人数	32	27	22	7	3	1	1	93

単位：人

区分	親子世帯のみ	親子・祖父母の三世帯世帯	その他	合計
人数	59	30	4	93

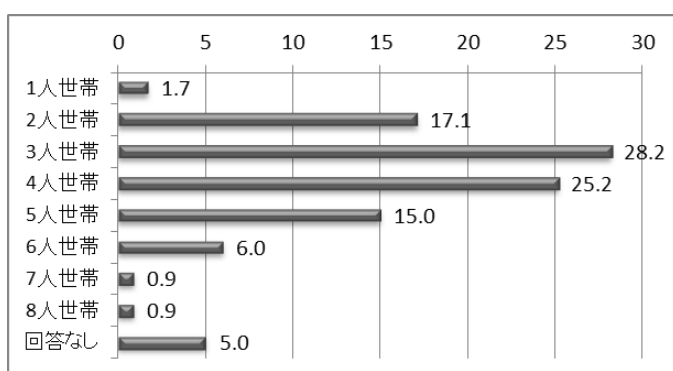
<平成26年度>

単位：%



<平成19年度>

単位：%

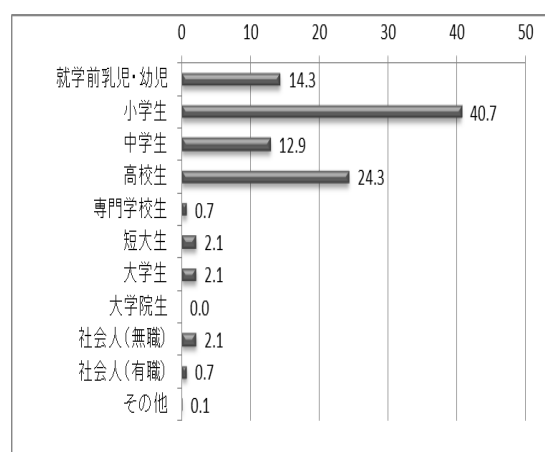


◆生計を同一にするお子さんの人数について

単位：人

区分	人数	区分	人数
就学前乳児・幼児	20	大学生	3
小学生	57	大学院生	0
中学生	18	社会人（無職）	3
高校生	34	社会人（有職）	1
専門学校生	1	その他	0
短大生	3	合計	140

単位：%



②ひとり親家庭になった要因等

ひとり親家庭となった当時の年齢は、「30歳～35歳未満」が31.2%、「25歳～30歳未満」が28.0%、「20歳～25歳未満」が11.8%で、35歳未満の年齢層が73.2%を占めています。平成19年度に実施したアンケートでは、35歳未満の層が62.9%で、今回の調査結果が10.3%上回る結果となっています。

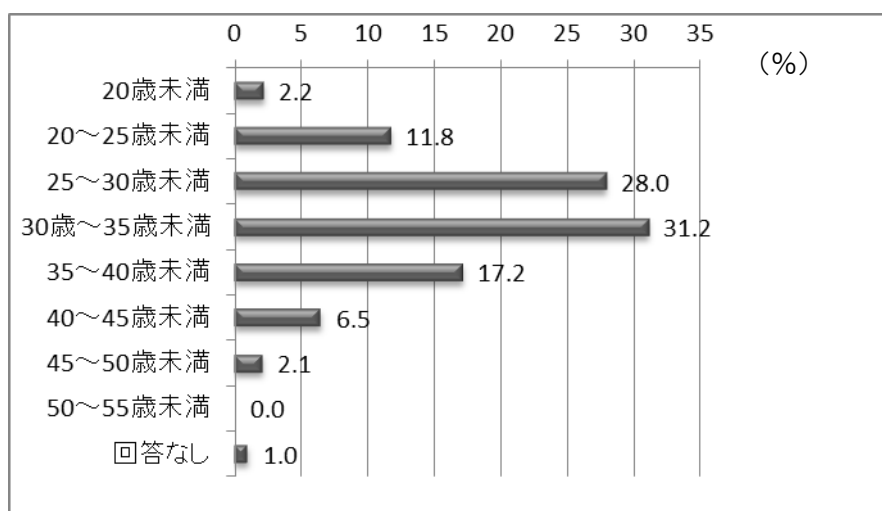
結婚からひとり親家庭になるまでの年数については、「5～10年未満」が39.8%と最も多く、次いで「3年未満」が24.7%と、10年未満でひとり親家庭となる世帯は全体の84.9%を占めています。子どもたちにとっても自己形成の大切な時期を、不安定な要因を抱えながら生活していると言えます。

また、ひとり親家庭の原因で一番多い離婚の理由としては、配偶者の「金銭問題（借金・ギャンブル）」が36.0%、次いで「DV（暴言・暴力等）」、「夫の浮気」がほぼ同じ割合となっています。

◆ひとり親家庭になった当時の年齢について

単位：人

区分	人数	区分	人数
20歳未満	2	40～45歳未満	6
20～25歳未満	11	45～50歳未満	2
25～30歳未満	26	50～55歳未満	0
30歳～35歳未満	29	回答なし	1
35～40歳未満	16	合計	93

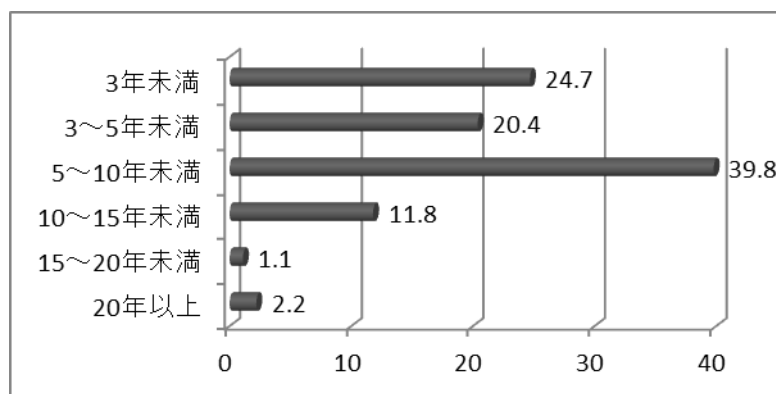


◆ひとり親家庭になったのは結婚して何年目ですか

単位：人

区分	人数	区分	人数
3年未満	23	10～15年未満	11
3～5年未満	19	15～20年未満	1
5～10年未満	37	20年以上	2
		合計	93

(%)

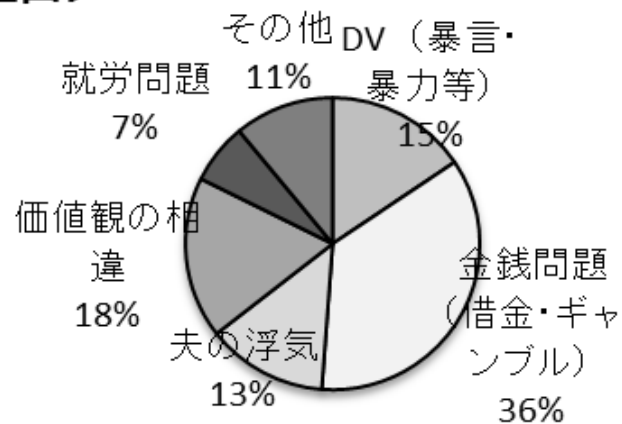


◆ひとり親家庭になった理由について

単位：人

区分	人数	区分	人数
死別	0	未婚	7
遺棄	0	離婚	85
行方不明	0	その他	1
		合計	93

<離婚理由>



③ひとり親家庭の暮らし(家計等)の状況について

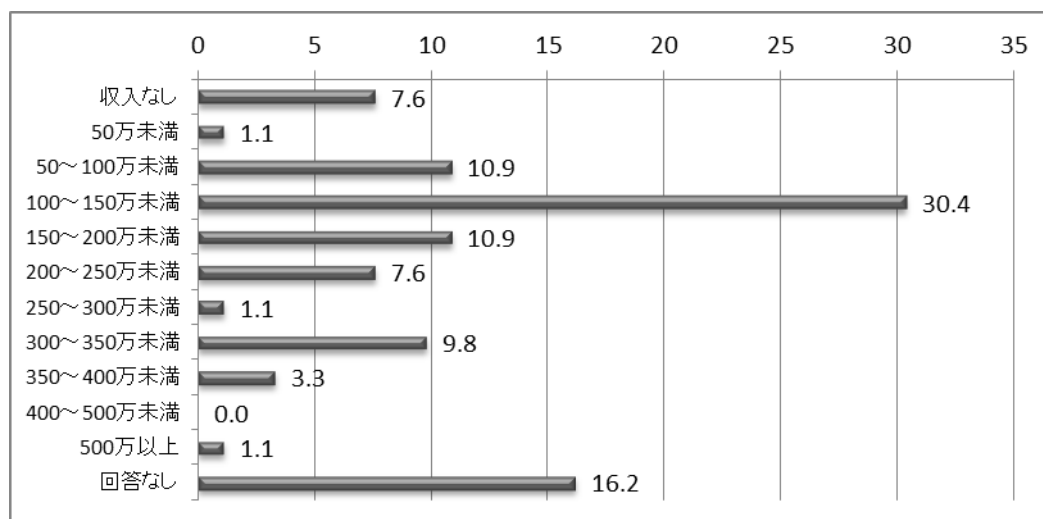
ひとり親家庭の年間の世帯収入では、200万円未満の層が60.9%と半数以上を占めています。そのため、現在の暮らしについて、「やや苦しい」、「とても苦しい」との回答が8割弱を占めています。

また、養育費について文書で取り決めていない家庭が、全体の43.0%、また受け取ったことがない家庭が66.7%という結果となっており、まだまだ養育費に対する啓発が進んでいないと言えます。

家計の中で負担に感じているものは、「教育費」の36.0%、「食事や光熱水費等の生活費」の30.0%、次いで「家賃」の24.0%となっています。義務教育までの世帯が全体の7割近くを占めているため、今後より一層「教育費」の割合が高くなっていくと思われます。また、現在の住居については、「民間の借家」や「公営住宅」の家賃支払い層が51.6%と半数を占めることから「家賃」に対する負担感もあることが言えます。

◆自分の就労収入

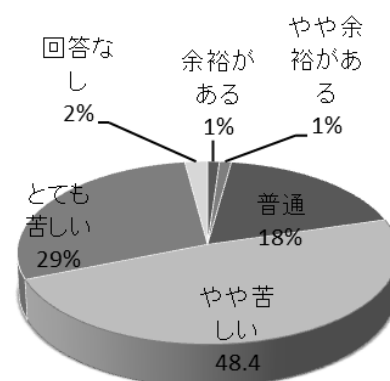
(%)



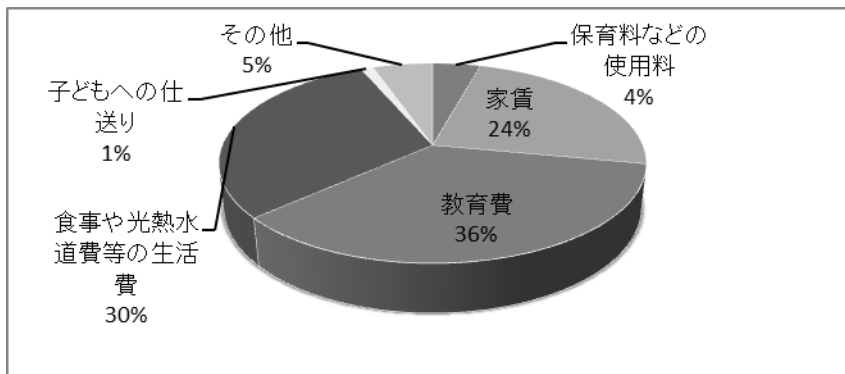
◆現在の暮らし(家計)の状況について

単位：人

区分	人数
余裕がある	1
やや余裕がある	1
普通	17
やや苦しい	45
とても苦しい	27
回答なし	2
合計	93



◆家計の中で何に負担を感じていますか



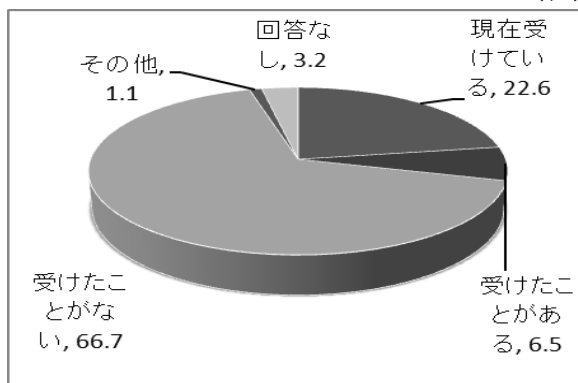
◆養育費の取り決め文書について

(%)

文書あり	文書なし	回答なし
30.1	43.0	26.9

◆養育費の受け取りについて

(%)



④ひとり親家庭の仕事について

ひとり親家庭の仕事については、「無職から仕事に就いた」が31.2%と一番多く、全体的にみると、ひとり親家庭の92.5%が就業している結果となっています。

就労形態については、平成19年度、26年度とも「臨時・パートタイマー」が「常勤の正職員・正社員」を大きく上回っており、平成19年度と比較して、「常勤雇用」は増加傾向にあります。一日の平均労働時間をみると、「7～9時間」が全体の6割強を占めており、フルタイムの就労形態が多く、帰宅時間については「午後6時～8時」が26.9%と最も高い割合となっています。

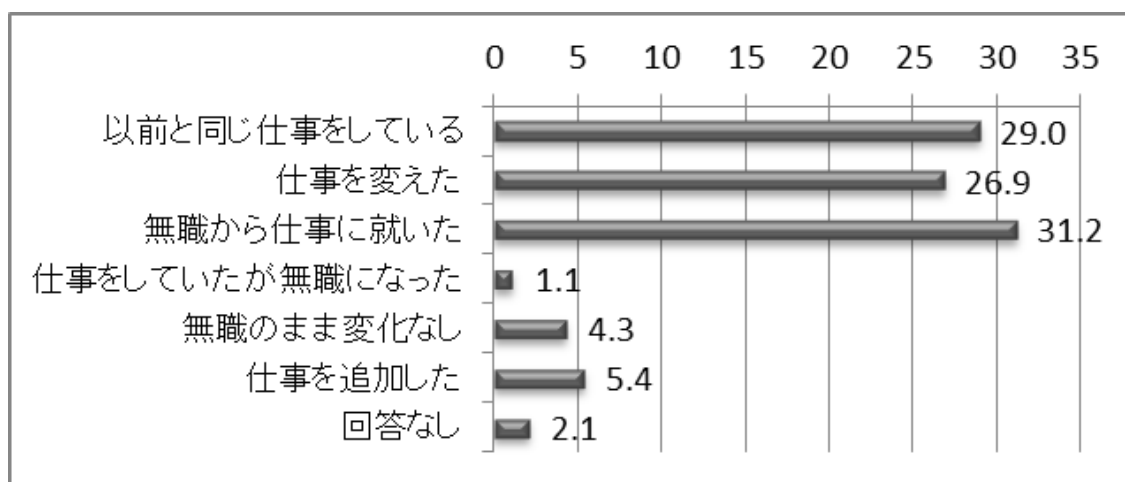
また、転職する際の希望については、「十分な収入が得られる」が31.4%、「土・日曜日が休める」が19.1%となっており、生活と子育ての両立を考えなければならない現実が見受けられます。

実際にひとり親家庭になって転職した世帯は45.2%と、約半数の方が転職を試みており、求職中困ったことは「求人が少なかった」26.9%と一番多く、次いで「子どもが小さいことが問題にされた」が20.4%となっており、小さい子どもがいる世帯については働きたくて

も、働きにくい現状であることがうかがえます。

◆ひとり親家庭の仕事について

(%)



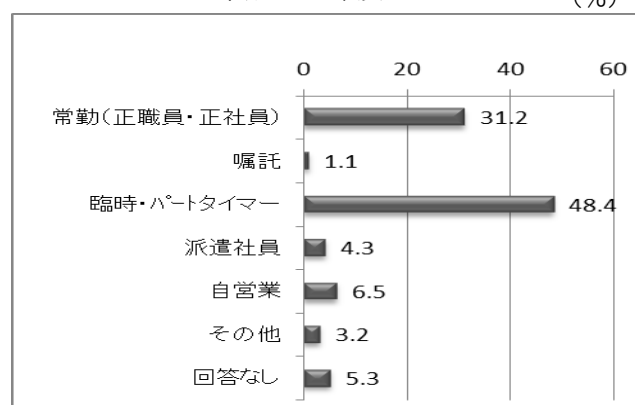
◆就労形態について

単位:人

区分	人数
常勤（正職員・正社員）	29
嘱託	1
臨時・パートタイマー	45
派遣社員	4
自営業	6
その他（契約社員・準職）	3
回答なし	5
合計	93

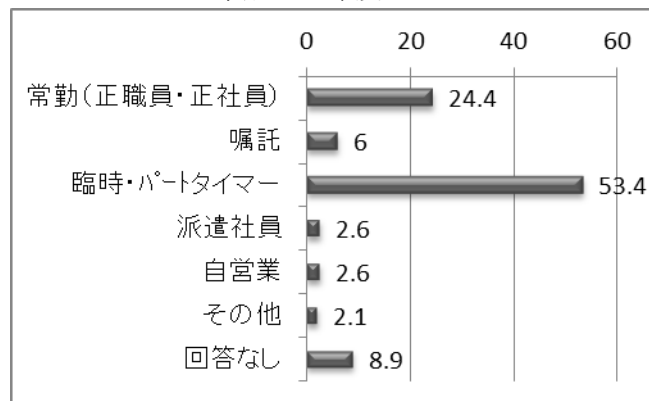
＜平成26年度＞

(%)



＜平成19年度＞

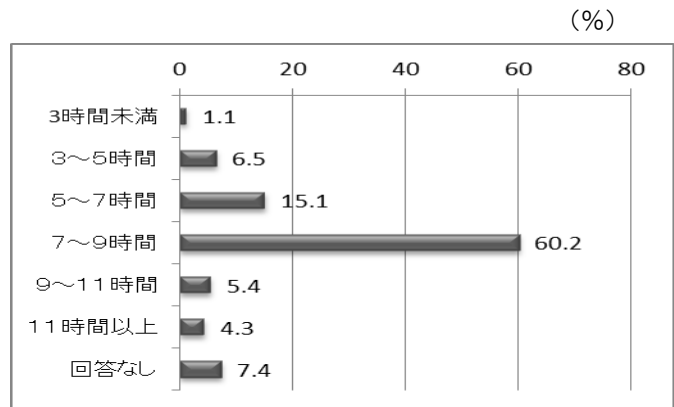
(%)



◆あなたの一日の平均労働時間

単位：人

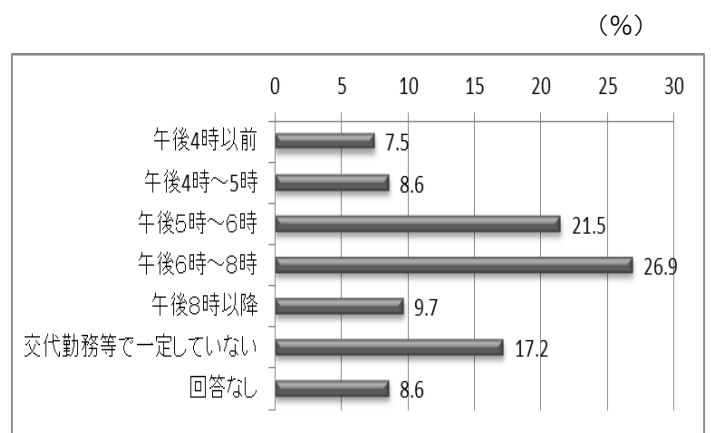
区分	人数
3時間未満	1
3～5時間	6
5～7時間	14
7～9時間	56
9～11時間	5
11時間以上	4
回答なし	7
合計	93



◆あなたの帰宅時間（自営の場合は終業する時間）について

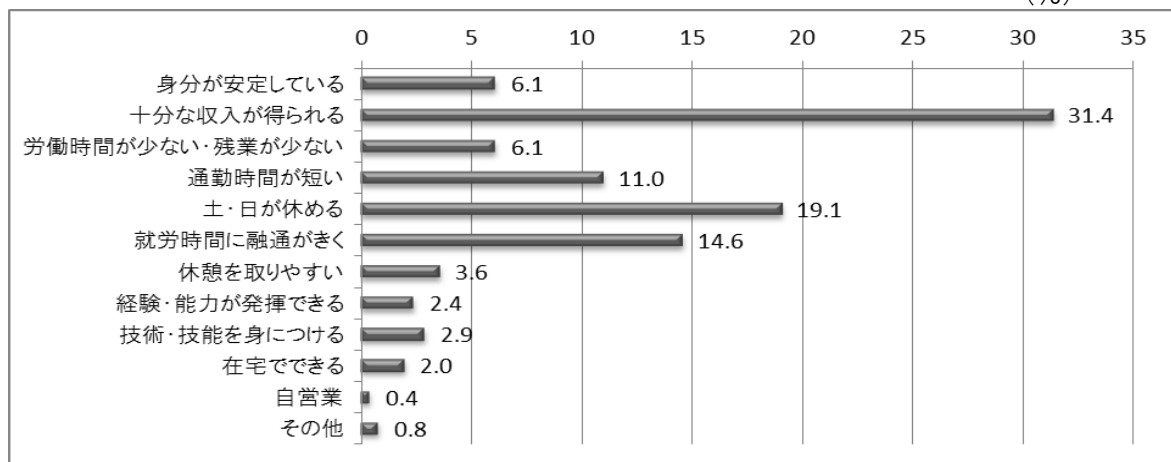
単位：人

区分	人数
午後4時以前	7
午後4時～5時	8
午後5時～6時	20
午後6時～8時	25
午後8時以降	9
交代勤務等で一定していない	16
回答なし	8
合計	93



◆転職するとしたら何を望みますか。（複数回答可）

(%)



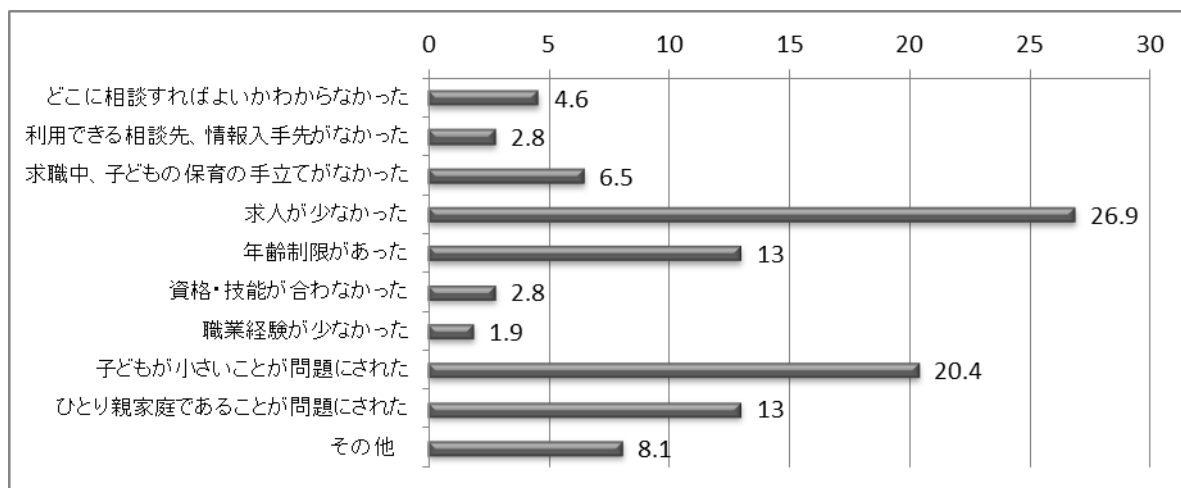
◆ひとり親家庭になって、転職しましたか

単位：人

	した	しない	回答なし	合計
人数	42	46	5	93
割合(%)	45.2	49.5	5.3	100.0

◆求職中どんなことに困りましたか（複数回答可）

(%)



⑤ひとり親家庭への支援について

就労にあたって資格や技能の習得などの準備について、「準備の余裕がなかった」との回答が32.3%となっており、これは早急に就労する必要がある現実がうかがえます。現在の職業能力の向上は「希望があるがやれない」が38.7%と一番多く、就労支援については、「訓練・受講などにかかる費用の経済的援助」を望んでいる人が20.3%と最も多く、「病児保育が充実すること」、「延長保育・休日保育が充実すること」等も11.0%前後あり、子育て支援を望む人が多いことも分ります。

「子どもさんのことで、気がかりなことはありますか」の問いに対し、「ある」と答えた方87.0%、その事由については「進学・就職」が最も多く、将来への不安がうかがえます。

また、公的制度の利用については、「児童扶養手当」や「母子家庭医療費助成事業」といった基礎的な事業については比較的認知されていますが、「母子家庭等日常生活支援事業」や「母子・父子家庭等小口資金貸付事業」といった具体的事業については認知度が低い状況にあるのが分ります。

現在の悩みについては、「生活費」が23.1%と最も多く、次いで「子どものこと」が19.6%、「自分の老後」が17.1%となっており、現在の暮らしについて「やや苦しい」、「とても苦しい」が8割弱を占めていたことから、今後の生活への不安感が大きいことがうかがえます。

相談相手については、「相談相手あり」が全体の99.2%を占めており、主な相談相手としては、「家族・親族」、「友人・職場の関係者」が96.6%を占めています。

◆資格や技能の習得などを準備しましたか

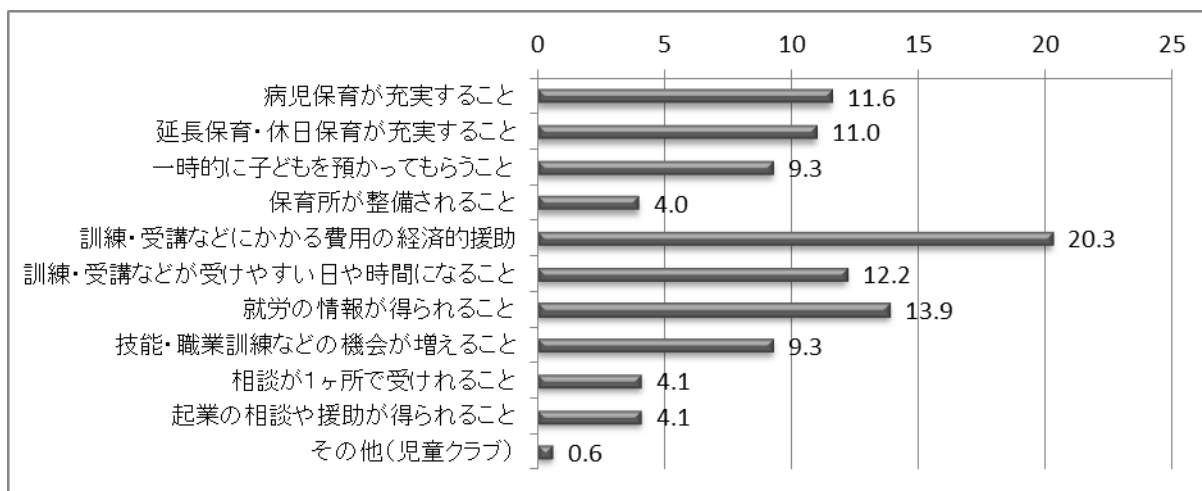
区分	人数	割合(%)
準備した	17	18.3
特に必要なかった	35	37.6
準備の余裕がなかった	30	32.3
その他(考えていなかった・持っている)	3	3.2
回答なし	8	8.6
合計	93	100.0

◆現在の職業能力の向上について

区分	人数	割合(%)
やっている(資格及び検定取得)	13	14.0
希望があるがやれない	36	38.7
やっていない	32	34.4
回答なし	12	12.9
合計	93	100.0

◆どんな就労支援を望みますか(複数回答可)

(%)



◆小学校入学前のお子さんがいる方は、そのお子さんを誰が養育していますか（複数回答可）

区分	人数	割合(%)	区分	人数	割合(%)
あなた自身	14	32.6	知人・友人	0	0.0
同居の親族	9	20.9	その他	0	0.0
別居の親族	3	7.0			
保育所・幼稚園	16	37.2			
近所の人	1	2.3	合計	43	100.0

◆子どもさんのことで、気がかりのことがありますか（複数回答可）

区分	人数	割合(%)	区分	人数	割合(%)
身の回りの世話	5	3.6	友人・異性関係	8	5.8
しつけ	17	12.3	病気・けが・障害	14	10.1
勉強・学校の成績	22	15.9	その他	3	2.2
非行化・学校でのいじめ	5	3.6	特にない	18	13.0
家族の団欒	14	10.1			
進学・就職	32	23.2	合計	138	100.0

◆下記の公的制度を利用したことがありますか

単位:人

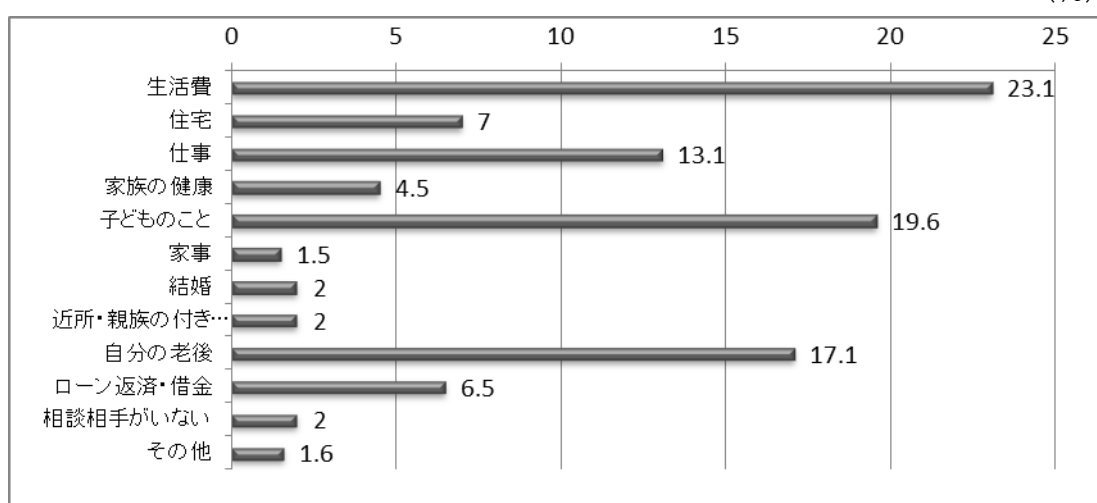
区分	ある	ない	知らなかった	必要なかった	回答なし	合計
自立支援教育訓練給付金事業	2	47	31	5	8	93
高等職業訓練促進給付金等事業	0	41	36	8	8	93
母子福祉資金貸付制度	3	40	36	7	7	93
母子・父子家庭等小口資金貸付事業	3	39	38	6	7	93
母子家庭等日常生活支援事業	0	40	41	4	8	93
相談事業 母子・父子自立支援員	8	44	29	5	7	93
婦人相談員	2	49	30	5	7	93
家庭相談員	1	51	30	5	6	93
弁護士等特別法律相談事業	6	45	29	7	6	93
母子家庭医療費助成事業	40	30	13	4	6	93
学資の援助	21	43	16	5	8	93
児童扶養手当	79	7	2	1	4	93
母子生活支援施設（母子寮）	1	55	23	8	6	93
児童相談所	5	62	13	7	6	93
民生児童委員	6	61	11	9	6	93
社会福祉協議会	3	62	13	8	7	93

◆現在、あなたがかかえている問題（悩み）について（複数回答可）

単位：人

生活費	46	近所・親族の付き合い	4
住宅	14	自分の老後	34
仕事	26	ローン返済・借金	13
家族の健康	9	相談相手がない	4
子どものこと	39	その他（全て、離婚した夫、親の老後）	3
家事	3		
結婚	4	合計	199

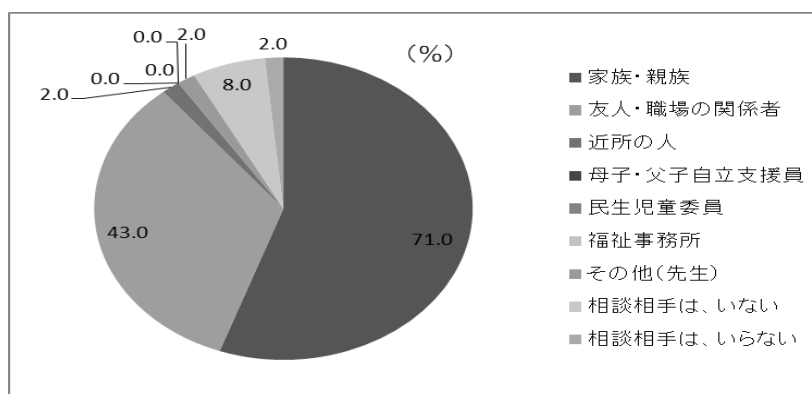
(%)



◆あなたの相談相手について

単位：人

家族・親族	71	その他（先生）	2
友人・職場の関係者	43	相談相手は、いない	8
近所の人	2	相談相手は、いない	2
母子・父子自立支援員	0		
民生児童委員	0		
福祉事務所	0	合計	128



第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 の量の見込み及び提供体制の確保等

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保等

第1節 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとしています。

八幡浜市としては、コンパクトな地理的条件により幼稚園・保育所ともに市内全域から通園・通所しているため、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に設定します。

■教育・保育提供区域の状況（平成26年4月1日現在）

	面積（km ² ）	人口（人）	未就学児童数（人）	幼稚園数	幼稚園定員数（人）	保育所数	保育所定員（人）	待機児童数（人）	入所児童数（人）	未就学児に対する定員の割合（%）
市内全域	133.03	37,097	1,322	5	497	12	839	0	879	101.06%

第2節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員総数を定めます。

●必要利用定員総数

- ・ 1号認定（3－5歳 幼児期の学校教育のみ）
特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園）に係る必要利用定員総数
- ・ 2号認定（3－5歳 保育の必要性あり）
特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）に係る必要利用定員総数
- ・ 3号認定（0－2歳 保育の必要性あり）
特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

■教育・保育の量の見込みと確保内容（必要利用定員総数）【区域：全域】

単位：人

		1年目(H27)				2年目(H28)				3年目(H29)			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2才			0歳	1・2才			0歳	1・2才
①量の見込み (必要利用定員総数)	八幡浜市全域	143	483	85	188	137	462	84	184	135	456	81	179
②確保の内容	合計	497	495	100	195	497	495	100	195	497	495	100	195
	認定こども園、幼稚園、 保育所(特定教育・保育施設)	210	495	100	195	210	495	100	195	210	495	100	195
	地域型保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0
	(確認を受けない幼稚園)	287	/	/	/	287	/	/	/	287	/	/	/
②—①		354	12	15	7	360	33	16	11	362	39	19	16

単位：人

		4年目(H30)				5年目(H31)			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2才			0歳	1・2才
①量の見込み (必要利用定員総数)	合計	125	422	77	175	122	412	75	168
②確保の内容	合計	497	495	100	195	497	495	100	195
	認定こども園、幼稚園、 保育所(特定教育・保育施設)	210	495	100	195	210	495	100	195
	地域型保育事業	/	/	0	0	/	/	0	0
	(確認を受けない幼稚園)	287	/	/	/	287	/	/	/
②—①		372	73	23	20	375	83	25	27

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1)提供区域の設定

提供区域の設定は、教育・保育の提供区域同様、市内全域（1区域）に設定します。

事業名	区域設定
①延長保育事業	全域
②一時預かり事業	全域
③病児・後保育事業	全域
④ファミリー・サポート・センター事業	全域
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	全域
⑥地域子育て支援拠点事業	全域
⑦利用者支援事業	全域
⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	全域
⑨養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業	全域
⑩妊婦一般健康診査事業	全域
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域
⑫実費徴収に係る補足給付事業	全域
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業	全域

(2)量の見込みと確保方策

①延長保育事業【区域：全域】

延長保育事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	25人	24人	23人
②確保の内容	25人	24人	23人
②-①	0人	0人	0人

延長保育事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	22人	21人
②確保の内容	22人	21人
②-①	0人	0人

②一時預かり事業【区域：全域】

一時預かり事業		1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	1号認定利用	2,729人日	2,612人日	2,580人日
	2号認定利用	13,083人日	12,522人日	12,368人日
	その他	8,366人日	8,118人日	7,941人日
②確保の内容	一時預かり事業	24,178人日	23,252人日	22,889人日
②-①		0人日	0人日	0人日

一時預かり事業		4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	1号認定利用	2,382人日	2,330人日
	2号認定利用	11,421人日	11,170人日
	その他	7,547人日	7,321人日
②確保の内容		21,350人日	20,821人日
②-①		0人日	0人日

③病児・病後保育事業

病児・病後保育事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	2,720人日	2,630人日	2,580人日
②確保の内容	0人日	0人日	2,555人日
②-①	▲2,720人日	▲2,630人日	▲25人日

病児・病後保育事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	2,435人日	2,367人日
②確保の内容	2,555人日	2,555人日
②-①	120人日	188人日

④ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)
①量の見込み	56人日	54人日	50人日
②確保の内容	0人日	0日	0人日
②-①	▲56人日	▲54人日	▲50人日

ファミリー・サポート・センター事業	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	50人日	48人日
②確保の内容	48人日	48人日
②-①	▲2人日	0人日

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業 （ショートステイ）	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)
①量の見込み	2人日	2人日	2人日
②確保の内容	2人日	2人日	2人日
②-①	0人日	0人日	0人日

子育て短期支援事業 （ショートステイ）	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	2人日	2人日
②確保の内容	2人日	2人日
②-①	0人日	0人日

⑥地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	11592 人回	11,340 人回	11,040 人回
②確保の内容	7,500 人回	8,500 人回	9,500 人回
②-①	▲4,092 人回	▲2,840 人回	▲1,540 人回

地域子育て支援拠点事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	10,668 人回	10,308 人回
②確保の内容	10,000 人回	10,500 人回
②-①	▲668 人回	192 人回

⑦利用者支援事業

利用者支援事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所
②-①	▲1 か所	▲1 か所	▲1 か所

利用者支援事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	2 か所	2 か所
②確保の内容	2 か所	2 か所
②-①	0 か所	0 か所

⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	193人	189人	183人
②確保の内容	193人	189人	183人
②-①	0人	0人	0人

乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	174人	170人
②確保の内容	174人	170人
②-①	0人	0人

⑨養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	49人	47人	46人
②確保の内容	49人	47人	46人
②-①	0人	0人	0人

養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	43人	42人
②確保の内容	43人	42人
②-①	0人	0人

⑩妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査事業	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み	189人	183人	174人
②確保の内容	189人	183人	174人
②－①	0人	0人	0人

妊婦一般健康診査事業	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	170人	166人
②確保の内容	170人	166人
②－①	0人	0人

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）
①量の見込み		295人	283人	266人
（内訳）	小学校1～3年生	171人	166人	158人
	小学校4～6年生	124人	117人	108人
②確保の内容		265人	265人	265人
②－①		▲30人	▲18人	▲1人

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み		261人	233人
（内訳）	小学校1～3年生	155人	148人
	小学校4～6年生	106人	85人
②確保の内容		265人	265人
②－①		4人	32人

⑫実費徴収に係る補足給付事業

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合実施について検討していきます。

実費徴収に係る補足給付事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)
①量の見込み			
②確保の内容			
②-①			

実費徴収に係る補足給付事業	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み		
②確保の内容		
②-①		

⑬多様な主体の新制度への参入促進事業

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合に実施について検討していきます。

多様な主体の新制度への参入促進事業	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)
①量の見込み			
②確保の内容			
②-①			

多様な主体の新制度への参入促進事業	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み		
②確保の内容		
②-①		

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に保育所・幼稚園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

八幡浜市では、教育・保育の一体的な提供の推進について次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

八幡浜市では、認定こども園に対する保護者のニーズは低く、認定こども園の普及を推進する状況ではありません。八幡浜市には現在、公立幼稚園2園、私立幼稚園3園、公立保育所12ヶ所がありますが、公立、私立問わず、それぞれの幼稚園、保育所の役割、特色を活かしたうえで、これまで以上に質の高い教育・保育の実施に努めていきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続

生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な幼児期において、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、今後もさらに幼・保・小の相互連携に努め、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続が図れるよう、次の取り組みにより幼・保・小の連携強化を図り、推進していきます。

- 幼・保・小の交流の推進
 - ・ 交流会、保育参観及び小学校の参観、給食試食会等の実施
- 就学時への円滑な引継ぎ
 - ・ 指導要録等の引継ぎ・活用
- 幼・保・小の連絡会の実施

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

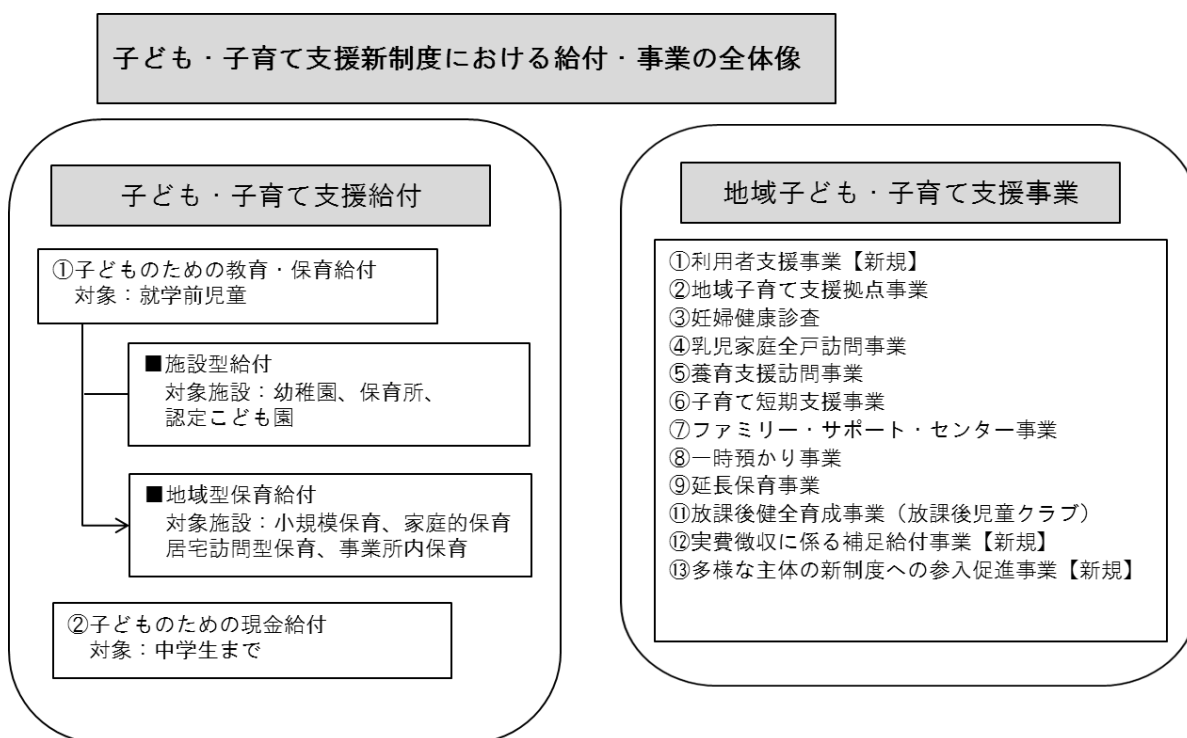
第1節 基本施策と取組事業

1 子育てを応援する子育てサービスの充実

すべての子育て家庭が、安心して子どもを育てることができるよう、必要な保育サービスや相談・情報提供サービスなど様々な子育て支援サービスを充実し、また、地域が子育ての支援をしやすい環境づくりを推進します。

● 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の提供体制を確保します。



施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
保育所	社会福祉課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、対象児童の円滑な入所を図ります。
幼稚園	学校教育課	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育環境の整備を図ります。
認定こども園	社会福祉課 学校教育課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」のあり方について検討していきます。

地域型保育給付

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
家庭的保育	社会福祉課	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満。）を対象に保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
小規模保育	社会福祉課	都市部等において増加する3歳未満児の保育需要への対応や人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満。）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
居宅訪問型保育	社会福祉課	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
事業所内保育	社会福祉課	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。

●多様な子ども・子育て支援サービスの充実

地域における多様なニーズに対し、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業【新規】	社会福祉課	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるような身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
一時預かり事業	社会福祉課 学校教育課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所・幼稚園などで保育を行います。
延長保育事業	社会福祉課	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、通常保育を延長した保育を行います。
病児・病後保育事業	社会福祉課	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に一時的に預かる事業です。現在、この事業の実施にあたっては、専用施設、医療設備および看護師の配置等の課題があるため、これらの課題の解消に向けて検討していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
地域子育て支援拠点事業	社会福祉課 (児童センター)	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他支援を行っています。 これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	社会福祉課 (児童センター)	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。今後も保護者のニーズの把握に努め、質的向上を図り、また、ニーズ量に応じて専用施設の整備を図っていきます。
子育て短期支援事業	社会福祉課	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急、一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。
養育支援訪問事業	社会福祉課	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。継続して支援を行ない、家庭での安定した児童養育が可能となるように努めます。
妊婦一般健康診査事業	保健センター	公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けてもらうことで、妊婦の健康管理の向上を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	保健センター	生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師や看護師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	社会福祉課	子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」を会員として登録し、両者のあっ旋等を行う事業です。 現在は実施していない事業ですが、住民ニーズに応じて検討していきます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	社会福祉課 学校教育課	子ども・子育て支援新制度における支給認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者へ費用助成します。実施については、今後のニーズの動向をみながら検討します。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	社会福祉課 学校教育課	地域ニーズに即した保育等の事業の充実を図るため、新規事業者が円滑に、新制度における保育所、小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう必要な支援を行います。実施については、今後のニーズの動向をみながら検討します。

● 幼児期の教育・保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で休日保育、乳児保育等の多様な保育ニーズに応じ、利用しやすい保育サービスの提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
休日等保育 【新規】	社会福祉課	就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、土曜日の午後、日曜日・祝日の保育の実施について、実施施設、地域ニーズを検証しながら検討していきます。
夜間保育	社会福祉課	夜間においても保育を必要とする子どもに対し、保育を行う事業です。就労形態の多様化による保育ニーズを見極めながら、実施について検討していきます。
乳児保育	社会福祉課	保育所において0歳児（6ヶ月児から）の乳児を受け入れます。現在、全保育所において実施していますので、今後もサービスの維持と質の向上に努めます。
アレルギー除去食の拡大	社会福祉課	食物アレルギーを持つ子どもに対し、原因となる食物を取り除いた給食を提供するアレルギー除去食を、現在3園で実施しています。アレルギーを持つ子どもが増加傾向にあり、今後さらに対応する園を増やしていくことを検討します。
保育士の研修	社会福祉課	「子育て支援・地域支援」「保育士の専門性」をより充実させるため、保育に従事する職員一人ひとりの資質の向上を目指した研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図ります。
一時預かり事業【再掲】	社会福祉課 学校教育課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所・幼稚園などで保育を行います。
幼稚園による預かり保育	学校教育課	幼稚園において、通常保育のほか、預かり保育を実施しています。今後、多様な保育ニーズに対し、預かり保育の充実について検討していきます。
老朽化した施設への対応 【新規】	社会福祉課	公立保育所の多くが老朽化が著しく、八幡浜市立保育所の在り方検討委員会での検討結果を踏まえ、児童数の推移、地域の実情を勘案し、統廃合、新設、空いた公共施設の利用等を検討していきます。
公立保育所の民間委託【新規】	社会福祉課	八幡浜市立保育所のあり方検討委員会での検討結果を踏まえ、民間活力の活用により、多様な保育ニーズに対し、新たな保育サービスの供給を図ります。

●子育て相談体制の充実

子育てに不安や悩みを抱える親に対して気軽に安心して相談できるよう、社会福祉課および地域子育て支援センター、学校教育課、保健センター等、子育てに関連する部署でより一層連携し、きめ細やかな対応ができるよう相談体制を充実させていきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業【再掲】	社会福祉課	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
教育相談室	学校教育課	就学児以上の子どもや保護者、教職員を対象に、家庭教育や学校教育、いじめ・不登校や特別支援教育に関わる悩み等を、電話相談や来所相談により受付けています。今後、さらに気軽に利用してもらうため広報活動を実施します。
適応指導教室	学校教育課	様々な問題や悩みを抱えて学校へ通えない子どもたちの適応指導を近隣の市町と連携して行います。今後も対象児童が学校へ通えるようになるための指導体制、環境の充実を図ります。
相談窓口の一本化【新規】	社会福祉課 学校教育課 保健センター	妊娠、出産、保育、教育、発達教育支援に関し、すべての子どもの子育てに対する相談窓口の一本化について検討します。ただし、現状では場所、人員の確保という課題があるため、課題が解消されるまでは、それに代わる措置として利用者支援事業を活用し対応していきます。

●子育て情報提供の充実

子育てに関する様々な情報が的確かつ確実に提供されるよう紙媒体だけでなく、ホームページなど様々な媒体を活用し情報を提供していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
マタニティー、妊婦体操（バルーンコース）	社会福祉課 (児童センター)	妊婦を対象にバルーンコース：月1回を実施しています。今後も、妊婦が安定した妊娠期を過ごし、育児に望めるように、実施内容・方法などを検討します。
子育てガイドブック（なかよしランド）	社会福祉課 (児童センター)	児童センターやつどいの広場のPR活動として取り組んでいます。今後は、対象となる人々の情報ニーズについて日頃の活動を通じて十分に把握し、的確な情報の発信を行います。
インターネットによる子育て情報の提供	社会福祉課	八幡浜市の子育て支援の状況を一斉に見ることができ、わかりやすい内容で作成するよう工夫していきます。

●地域における子育て支援ネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくため、地域において、子育てをサポートしている様々な人々や組織が連携し、地域における多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育てサロン	社会福祉協議会	公民館を会場に、主任児童委員が中心となって、就園前の親子に遊びを提供し、母親同士の連携や、育児の不安解消を図ります。
マイ保育所	社会福祉課	地域の保育所において、母子手帳の交付を受けた妊婦と、保育所に入所していない満3歳までの子どもを持つ親子を対象に、子育ての支援をしています。今後も市広報やホームページに、引き続き事業について周知を行い、利用者の増加を図るとともに保育所や保健センターと連携をとりながら、事業を推進していきます。
子育てボランティアの育成	社会福祉課 (児童センター)	子育てボランティアを養成し、あわせてボランティア活動の場を提供していきます。
子育てサークル支援	社会福祉課 (児童センター)	市内の公民館に出向き、親子のふれあい遊びや季節の製作などを提供します。あわせて地域の中で、親同士の交流の場を設けます。今後も広く参加を呼びかけ、内容の充実を図っていきます。
ブックスタート事業	生涯学習課	保健センターで実施される「すくすく教室」（4カ月児健康相談）時に、赤ちゃんと保護者に対して、読み聞かせの趣旨を伝えながら、ブックスタートパックを手渡しています。今後も図書館、ボランティア、保健師の意識統一と連携を図り、ブックスタートの趣旨を的確に伝え、充実したブックスタート事業や子育て支援（フォローアップ）に努めていきます。
絵本の読み聞かせ	生涯学習課	図書館内でのおはなし会、小・中学校や児童センター等の施設での読み聞かせ訪問や八西CATVでの絵本紹介等を実施しています。今後も学校や施設等との連携を図り、より一層絵本に親しんでもらうよう努めます。また、読み聞かせボランティアの拡大、育成にも努めていきます。
遊具等の貸し出し事業	社会福祉課 (児童センター)	子育てサロン、イベント時に要請に応じ、遊具等の貸し出しを行い、遊びの場を提供しています。今後も継続して貸し出しするとともに、備品、遊具の充実を図っていきます。

●子どもや青少年の活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を育み、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を作っていきます。

また、国の推進する「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、福祉部局と教育委員会が連携し、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」といった放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
児童センター・つどいの広場	社会福祉課 (児童センター)	子どもや子ども連れなら誰でも利用でき、遊びや交流の場を提供したり、また相談やサークル活動の支援を実施しています。今後もサークル活動をしているお母さんたちと連携しながら、場所や遊具・道具等の提供をします。あわせて新しいサークルの支援も行っていきます。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	社会福祉課 (児童センター)	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。今後も保護者のニーズの把握に努め、質的向上を図り、また、ニーズ量に応じて専用施設の整備を図っていきます。
放課後の子どもの居場所づくり	社会福祉課 学校教育課	児童センター、学校をはじめとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくりに取り組んでいきます。
子どもの地域活動の支援	生涯学習課	八幡浜市スポーツ少年団でサッカーとソフトボールの大会や交流会、体験発表会を開催しています。県、他市主催の各種スポーツ大会への参加の助成をしています。スポーツ少年団活動を通じて、遊びや楽しさを体験するとともに仲間との連帯や友情を育て、更にはその課程の中で協調性や創造性などを育み人間性豊かな社会人として成長することを目指します。
学校開放事業	生涯学習課	市内の小・中学校の運動場・体育館をスポーツ利用に開放しています。今後も継続して施設を有効利用し、生涯スポーツの振興を図っていきます。
青少年ボランティア活動推進事業	社会福祉課 (児童センター)	青少年体験活動・ボランティア活動の拠点として児童センターを活用し、青少年のボランティアの育成、活動活発化に努めています。今後も各学校にも積極的に働きかけていき、人とわかり合うことの楽しさや、認め合えることの喜びなど、青少年の世代間交流、ボランティア活動を通して育てていきます。
高齢者とのふれあい事業	社会福祉課	福祉施設等で高齢者と乳幼児親子の交流を図ります。今後も地域の高齢者サロンや既存の高齢者ボランティアグループとの交流事業を中心に高齢者とのふれあい事業を活発に展開していきます。

●子どもを社会で育てる意識の醸成

「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを生み育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割が果たせるよう、様々な情報を提供し意識の啓発を推進します。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
子育てに関する意識の啓発	社会福祉課	児童センター・エンゼル広場の月ごとの行事案内を、保育所・幼稚園・公民館各関係機関に配布し、市のホームページに児童センターや子育て支援センターの情報、あるいは、子育て連絡会で作成した子育てハンドブックを掲載し、情報提供と啓発活動を行っています。今後も、子育て支援により一層関心を持ってもらえるよう情報提供を強化します。
子育て連絡会	社会福祉課	各子育て支援の関連機関の代表者により、青少年の健全育成の推進に関する意見交換や調査研究を行います。現在の活動を継続しながら、子育ての不安解消や虐待の防止対策等についての意見交換が各担当課の施策に反映されるよう努めていきます。

●子育ての経済的支援

子育てにおける様々な場面での保育サービスや医療サービスに係る費用は、子育て家庭にとって大きな負担となっています。できる限りの経済支援を図ることで、養育費、医療費、教育費などの負担の軽減に努めていきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
児童手当	市民課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした「児童手当」制度の動向を的確に把握し、適正な実施に努めます。
児童扶養手当	市民課	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も、ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置き、今後の制度の動向に留意しながら、子育て支援、就業支援（社会福祉課所管）など、地域の現状を把握し総合的に業務を遂行していきます。
特別児童扶養手当	市民課	精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないように、制度の周知に努めます。
災害遺児福祉手当	市民課	交通災害、労働災害及び天災等による遺児（義務教育終了前又は高等学校等に在学する児童）の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉を増進することを目的としています。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないように、制度の周知に努めます。
母子家庭医療費補助事業	市民課	母子家庭の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成します。今後も現行の制度を継続して実施していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
乳幼児及び児童医療費補助事業	市民課	乳幼児及び児童（中学校3年生まで）の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児を扶養している保護者に対しては、医療費の自己負担分を助成し、就学後の児童（中学3年生まで）を扶養している保護者に対しては、入院医療費の自己負担分を助成しています。引き続き医療費助成を行うことにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っていきます。
重度心身障害者医療費補助事業	市民課	重度障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的として、重度障害者が医療保険による診療を受けた自己負担金を助成しています。重度障害者が早期治療により二次予防をすることで進行を防止し、日常の介助による家族の精神的、経済的負担を軽減していくためにも今後も現行の制度を継続して実施してまいります。
未熟児養育医療給付事業	市民課	出生体重2,000g以下又は生活力が未熟な赤ちゃんで、入院療育が必要な乳児に対する医療費の公費負担を行っています。（所得により一部自己負担あり）

2 子どもと親の健康確保・増進の支援

子どもの健やかな発育と子育てをする親の健康のため、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携し、母子保健事業に関する事業の拡充に努めます。

● 出産・育児不安への相談体制の充実

心身の変化の著しい妊娠・出産期における母親の健康の保持、安心して妊娠、出産できる快適な環境の確保・支援を図ってまいります。

また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実にも努めてまいります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
母子健康手帳の交付	保健センター	妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付し、同時にアンケートの記入、保健指導を実施しています。交付時には、母子保健サービスなども紹介しています。今後も母子の健康管理のためすべての妊婦に母子健康手帳を交付してまいります。
マタニティー、妊婦体操（バルーンコース）【再掲】	社会福祉課（児童センター）	妊婦を対象にバルーンコース：月1回を実施しています。今後も、妊婦が安定した妊娠期を過ごし、育児に望めるように、実施内容・方法などを検討します。
妊産婦訪問指導事業	保健センター	妊娠届出時の状況や妊婦健診の結果、出産後の状況により訪問指導が必要な妊産婦や、不安等が強く、訪問を希望される妊産婦に対して訪問指導を行っています。今後も継続して行ってまいります。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【再掲】	保健センター	生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師や看護師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
未熟児訪問指導	保健センター	体重が2,500g未満で生まれた未熟児を対象に訪問指導を実施します。今後も常に低出生体重児の届出状況を把握するとともに、医療機関との連携を密にして実施してまいります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
育児電話相談	保健センター	子育てで心配なことや困ったことがある、育児についての情報を知りたいなどの電話相談に対し、育児相談や情報提供を行っています。今後も相談者の気持ちを受け止めながら、対応していきます。
家庭訪問	保健センター	育児支援が必要な乳幼児や親のいる家庭に訪問指導を実施しています。今後も継続して実施していきます。
療育相談	社会福祉課	「発達支援センター栄立ち」で、子どもの育ちに不安を感じている保護者の相談に専門医等が応じています。今後も、専門医と連携して子どもの発達相談に対応していきます。また、関係機関と連携を図り、子どもの育ちのフォロー体制の充実を図っていきます。
幼児期の健康づくり講座	保健センター	歯科衛生士による歯みがき教室、保健師による『子どもの救急ガイドブック』を利用した病気の対応等の子育てミニ健康教室、栄養士による食育教室等、子どもの健康づくりに努めています。今後も関係機関と連携して子どもの健康づくりに努めていきます。
特定不妊治療費助成事業	八幡浜保健所	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を受けられる夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成しています。今後も、制度の周知徹底とプライバシーの保護の徹底に努めるとともに、悩みや不安の軽減を図るため、不妊に関する当事者の会の案内等情報の提供を行っていきます。

●子どもや親の健康の確保

子どもの健やかな成長には健康な家庭であることが必要です。子どもの成長にあわせた親子の健康づくりを推進していくとともに、健診等の機会を有効に活用し、保護者に家庭内における子どもの事故防止の周知・指導を行います。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
妊婦一般健康診査事業【再掲】	保健センター	公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けてもらうことで、妊婦の健康管理の向上を図ります。
乳児一般健康診査	保健センター	3～6カ月と9～11カ月の時期に小児科で健康診査が受けられる受診券を交付しています。病気の早期発見・早期治療と保護者の育児不安が軽減できるよう、今後も継続して行っていきます。
4カ月・7カ月・10カ月児健康相談	保健センター	乳児期の発達段階に応じた健康相談を実施し、乳児の健康づくりと家庭内の事故防止に努めています。今後も継続して実施します。
1歳6カ月健康診査・3歳児健康診査・2歳児健康相談	保健センター	幼児の成長・発達に合わせた適切な時期に健診、相談を実施し、幼児の健康づくりと家庭内における子どもの事故防止に努めています。今後も継続して実施します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
発達支援事業	保健センター	子どもの育ちや発達などに不安や問題を持つ親子への相談の場を提供するため、小集団療育や個別相談を実施しています。個別相談は、保健センターが主体となって実施するもののほか、愛媛県発達障害者支援センター、愛媛県子ども療育センター、宇和特別支援学校の協力により実施しています。今後も継続して連携を図りながら実施していきます。
遺伝相談	八幡浜保健所	遺伝に関する悩みや遺伝性疾患をもつ本人、家族に対して発達上おこってくる個々の問題についての相談を行います。1次相談は随時、保健師や医師による相談で、必要に応じて専門医による2次相談を開設します。
感染症予防事業	保健センター	感染症の集団発生を予防するために、予防接種法に基づき予防接種を実施しています。今後は、未接種者へ接種勧奨し、接種率の向上を目指します。

●子ども・子育て期の食育推進

平成26年3月に策定された八幡浜市食育推進計画では、生涯において6つのライフステージに分け、各年代の特徴や課題に応じた食育の取り組みを推進していくこととしています。乳幼児期（0～6歳）、学童期（小学生）、思春期（中学・高校生～19歳）および子育て世代の成年期（20～39歳）において、子ども・子育てに対応した食育を推進していきます。

・乳幼児期（0～6歳）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
乳幼児相談・乳幼児健診の栄養相談等	保健センター	月齢に応じて、乳幼児相談、乳幼児健診といった育児相談とともに栄養相談や離乳食教室、おやつ教室、「早寝早起き朝ごはん」のPRを実施しています。今後も継続して実施していきます。
保育所・幼稚園での食育教室	保健センター 社会福祉課 学校教育課	保育所や幼稚園で、「食べもの教室」、「ぱくぱく元気っクラブ」といった教室を、様々なテーマに沿って実施していきます。
保育所・幼稚園での歯みがき教室	保健センター 社会福祉課 学校教育課	保育所や幼稚園で、歯科衛生士と保健師が歯みがき指導を実施していきます。
子育て支援センターでの食育教室	保健センター 社会福祉課 (子育て支援センター)	0～3歳の子どもと保護者を対象に、食に関するエプロンシアター、パネルシアター、絵本の読み聞かせ、手遊び、簡単なおやつ作りなどを実施していきます。
子育て支援センターでの離乳食教室	保健センター 社会福祉課 (子育て支援センター)	保健センター栄養士が協力し、子育て支援センターでの離乳食教室を開催し、離乳食後期～完了期（9ヶ月～1歳6ヶ月ごろ）の離乳食の調理実習を実施していきます。
家庭教育学級	公民館	子育て中の母親を対象に、おやつ作り教室や幼児食の調理実習、食事や栄養の講演を実施していきます。
子育てサロンでのおやつ教室	公民館	就学前の幼児とその母親等を対象に、子育てサロンが開催されており、テーマのひとつとして、おやつ作りや幼児食作り教室を行います。

・学童期（小学生）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
食育TT（チームティーチング）授業	保健センター	小学校において、学年ごとのテーマにそって、養護教諭、学級担任、栄養士と一緒に授業を行ないます。
小学校での歯みがき教室	保健センター	小学校で、1年生と3年生を対象に歯科衛生士と保健師が歯みがき指導を実施していきます。
小児生活習慣病予防のための健康相談	保健センター	小学校で、4年生で行う「小児生活習慣病予防検診」の結果が「要経過観察」、「要医療」の子どもや、肥満傾向の子どものうち、個別指導を希望する子どもと保護者を対象に、栄養士と保健師、養護教諭が栄養相談や生活習慣の相談を実施していきます。
おやこの食育教室	食生活改善推進協議会	親子で調理実習を行い、食事バランスガイドの考え方をもとに「食べ物を選ぶ力」を学びます。
食に関する指導	学校給食センター	給食の時間だけでなく、教科等の時間も利用した、食に関する指導の充実を図っています。また、職場体験や施設見学も実施しています。今後も継続して実施していきます。
給食センターの施設見学・試食会や物資選定会	学校給食センター	安心安全な給食の提供への理解を深めてもらうため、公民館行事や学年PTA活動等に給食センターの施設見学や給食の試食、年1回の物資選定会へのPTAの参加等を継続して実施しています。今後も継続して実施していきます。
親子料理教室	公民館	小学生以上を対象に、料理を通して、食が心身にとって大切であることや、食事や親への感謝する心などを育みます。
八幡浜市魚食文化継承事業 魚食教育講座	水産港湾課	小学生を対象に漁船漁業と養殖業、水産加工業の体験を通して八幡浜市の水産業の歴史や魚食文化について学び、魚に触れ、調理することで魚食に親しむ講座を開催しています。5回の講座すべてを受講した子どもたちをシーフードキッズとして認定しています。今後も継続して実施していきます。
みかん出前授業	西宇和農業協同組合	青壮年同志会会員が、かんきつ栽培や流通、おいしいみかんの見分け方などのみかんの知識を分かりやすく伝えます。
八幡浜ちゃんぽんプロジェクト	八幡浜商工会議所青年部	八幡浜のソウルフードである「八幡浜ちゃんぽん」を通して、郷土の家庭料理の伝承や、地元の食材を使って調理する機会となっています。

・思春期（中学・高校生）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
食育TT（チームティーチング）授業	保健センター	中学校において、学年ごとのテーマにそって、養護教諭、学級担任、栄養士と一緒に授業を行ないます。

・ 成年期（20～39歳）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
バルーンコースでの食育推進	社会福祉課 (子育て支援センター)	妊婦を対象に、「妊婦さんの栄養」をテーマに、簡単な軽食を作りながら、食に関するいろいろな疑問を雑談しながら解決していきます。
おさかなママさん料理教室	八幡浜市魚食普及推進協議会	八幡浜市在住の「おさかなママさん」を講師に迎え、魚のさばき方教室や魚をレシピを紹介して、魚食普及に努めます。

● 思春期保健対策の推進

思春期の児童に対し、心と体の調和のとれた総合的な健康づくりを推進します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
思春期ふれあい体験教室	保健センター	小学6年生を対象に、希望する小学校で実施しています。乳児の世話や抱っこを体験したり、お母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けています。
性教育講座	保健センター	中学生への性教育「中学生への性教育講座」は、各中学校に出向き、3年生を対象に、助産師と共に胎内の赤ちゃんの成長や出産、子育てについて、また、人工妊娠中絶や性行為感染症などの話を実施しています。高校生への性教育は、「高校生のためのピアカウンセリング講座」を県立医療技術大学の学生の協力により実施しています。今後も各機関と連携し、ライフサイクルにそった性教育を実施していきます。
薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	八幡浜保健所	各学校の要望に基づき、薬物乱用教室を開催したり、啓発資材の配布及び貸し出しにより、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築いていきます。

● 小児医療の充実

小児医療の充実・確保のため、医療機関等と連携して、休日等の診療体制の確保などに取り組めます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
休日等における小児在宅当番医運営事業	保健センター	休日の子どもの病気等に対応するため、喜多・八幡浜小児科医会の医師が日曜・祝日に輪番制で診療を行います。今後も近隣市町と連携した対応を行います。

3 親と子どもの学び環境の充実

八幡浜市では家庭、学校、地域が連携し、豊かな人間性を育む教育や、個性を生かし多様な能力を育む教育を推進するため、見守り支援体制づくりや職場体験事業などを実施しています。また、子どもたちが確かな学力を身につけるとともに、自ら考える力や学ぶ意欲などの「生きる力」を育むことができるよう、個性に応じたきめ細やかな指導体制・方法の充実に努めます。

●親になるための学習環境の整備

子育て中の親に対しては、子どもと親と一緒に育っていくという視点で、安心して子育てができるよう学習・相談の機会の充実に努めていきます。また、次代の親となる子どもに対しては、子どもを産み育てる喜びを実感できる世代間交流の機会を設けるなど、親になるための学習環境を整備していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
教育相談体制	学校教育課	各学校や教育委員会に教育相談体制を確立し、相談に対応しています。今後も継続して、各学校と教育委員会の連携をより強化し、児童・生徒や保護者の悩み等に対応します。
中・高生による 実習職場体験	学校教育課	乳幼児とのふれあい・体験学習を中学校における職場体験学習(キャリア教育)、中学校家庭科の授業の中で展開しています。今後も保育所・幼稚園との連携を図り、幼児の体の発達や基本的な生活習慣等の学習、職業観や勤労観を学ぶ学習を実施していきます。
思春期ふれあい 体験教室【再 掲】	保健センター	小学6年生を対象に、希望する小学校で実施しています。乳児の世話や抱っこを体験したり、お母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらえる機会を設けています。

●生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次代の親となる子どもたちが、個性・可能性を伸ばすとともに豊かな人間性を育み、自身が生きる意義の認識、考え学ぶ意欲などの生きる力を育むことができるよう多様な教育活動・開かれた学校づくりを推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
職員の資質の向上	学校教育課	子どもに関する行政職員や教職員等の資質向上を目指し、知識の共有化等、県教委、文部科学省等の研修への協力及び各学校の研修体制の充実への支援に努めます。今後も教職員が子どもと向き合う時間を多く確保しながら、研究・研修体制の整備を図っていきます。
確かな学力の向上	学校教育課	八幡浜市教育重点目標にしたがい、的確な教育課程のもと、学力向上へ向けた様々な取組を実施しています。今後も確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の一層の整備に努めていきます。
学校支援事業	学校教育課	各学校、幼稚園及び保育所、児童館との地域社会の連携、中学校校区を単位としたブロック研究推進体制(7ブロック)において、新しい研究サイクルにおける実践を計画し、小・中学校の連携を密にした授業や体験活動、健全育成事業を実践しています。今後も継続して実践していきます。
開かれた学校づくり	学校教育課	ブロック研究推進体制の充実、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、道徳等における地域人材の掘り起しと人材バンクの活用を図っています。今後も継続して、各ブロック活動において、地域と密着した啓発活動を推進し、各小・中学校のホームページの充実を図っていきます。
体験活動事業	学校教育課	働く意義や職業観を学ぶために、各小・中学校で職場体験学習を実施しています。また、総合的な学習の時間において、体験活動を通じた探究的な学習が積極的に実施されています。今後も継続して、キャリア教育の一環として職場体験を位置づけ、中学生を中心に体験活動を企画・実践していきます。
環境教育	学校教育課	環境教育に関心を持ち、よりよい環境づくりに主体的に取り組む児童・生徒の育成に努めています。今後も各小・中学校において、各教科における環境問題等への学習、児童会・生徒会活動などを中心とした合同奉仕活動などの実施、クリーン愛媛運動への積極的参加、また緑の少年団などの自然観察教室などを実施していきます。
不登校児童生徒への対応	学校教育課	不登校、いじめ、非行などの未然防止や早期発見、解決のための相談など、適切な指導に努めています。現在実施している活動を継続し、関係機関との連携を密にし、該当児童生徒や保護者への相談対応、支援を充実させていきます。
教育環境の整備	学校教育課	校舎、屋体は児童生徒が1日の大半を過ごす場であり、児童生徒の安全性を確保すると共に、市民の避難所となっていることから早急な耐震化が必要とされています。安全な教育環境をつくるため計画的に耐震化を実施しています。今後も学校統廃合計画を勘案しながら、計画的に実施していきます。

●家庭や地域の教育力の向上支援

家庭や地域での教育を通じて、子どもたちが生きる力を育めるよう、家庭と地域の教育力の向上に向けた支援をしていきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
家庭教育支援	生涯学習課	各学校単位におけるPTA活動の充実、八幡浜市PTA連合会を中心とした研修活動の充実を図っています。また、おやじの会などの自主的子育て支援活動も図られています。今後も地域の子は地域で守る意識を一層地域に浸透させるための活動を展開していきます。
健全育成のために幼保及び小・中の連携	学校教育課	中学校区7ブロック体制で関係機関が連携して青少年の健全育成を目指しています。いじめ対策委員会を中心とした三層情報還流方式の一層の充実を図るとともに、ブロック研究推進体制の一層の充実による幼稚園、保育所、小・中学校の一層の連携を継続して図っていきます。
開かれた学校づくり【再掲】	学校教育課	ブロック研究推進体制の充実、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、道徳等における地域人材の掘り起しと人材バンクの活用を図っています。今後も継続して、各ブロック活動において、地域と密着した啓発活動を推進し、各小・中学校のホームページの充実を図っていきます。
見守り支援体制づくり	学校教育課	児童生徒の地域活動の拠点づくり、おやじの会などの自主的子育て支援活動の充実を図っています。今後も青色防犯パトロール講習会を開催するとともに、年間を通して見守り活動を実施し、また、通学路等においては、日常・定期的安全点検に努めていきます。

●子どもを取り巻く有害環境対策

青少年を取り巻く社会環境の悪化は進行しており、有害図書をはじめタバコ・アルコール・薬物等について、地域と学校、家庭が共に有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
有害環境排除活動	青少年センター	有害環境排除に向け地域の協力体制を構築します。補導、パトロール活動、白ポスト設置やネット犯罪防止に関する保護者や関係団体の研修を今後も継続していきます。また、インターネットのフィルタリング等、活用のルールやマナーをしっかりと学校・家庭で教育していきます。
薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動【再掲】	八幡浜保健所	各学校に教材や媒体を貸し出し、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築いていきます。
情報教育の推進	学校教育課	情報の正しい入手と活用の知識を普及啓発しています。今後も教職員の情報モラル教育に関する指導力向上および児童生徒がネット犯罪に巻き込まれないよう研修を実施していきます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

八幡浜市では、防犯・安全対策として、通学路や公園等に防犯灯を順次設置し、カーブミラー、ガードレール、グリーンゾーンも設置するなど、安全に通行できる交通環境の整備を進めており、今後も、安全な子育て環境の整備に努めていきます。

また、公共施設のバリアフリー化の促進、授乳室やおむつの交換スペース設置等、公共施設内に子育てに配慮した設備を順次設置していきます。

●ひとにやさしいまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは年齢に関わらず全市民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
ひとにやさしいまちづくりの推進	建設課	公共施設の新築時、既設施設の改修時には、高齢者、障害者等、誰もが円滑に利用できるよう配慮した設計、バリアフリー化等を実施しています。また、幹線道路の整備の際には、十分な歩道幅の確保、バリアフリー化等を実施しています。今後も「ひとにやさしいまちづくり」の推進を継続して実施していきます。

●快適な公園環境の整備

地域住民、市民団体等との協力により、子どもたちにとって身近な公園（チビッコ広場）の維持・安全管理をおこない、子どもたちが安全・安心に利用できる公園としての機能を維持していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
身近な公園の整備（チビッコ広場の整備）	社会福祉課	市内44か所のチビッコ広場について、地域住民との協働により安全を確保しています。日常の清掃等の公園管理については地域住民の方協力をいただいています。遊具点検については専門業者による点検を毎年実施し、安全確保に努めています。今後も地域住民との協働により安全を確保していくとともに、安全・安心に公園が利用できるよう計画的な遊具整備を検討していきます。

●安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路環境づくりに努めていきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
安全な歩道の整備	建設課	八幡浜市の市道では、幅員が狭く、歩道の設置には至っていない箇所もあります。また国道・県道では、歩道が設置されていますが、幅員が狭く安全な歩道とはいえません。用地確保の問題はありますが、道路改良工事に合せ、道路構造令に沿った適切な歩道の整備を、随時行っていきます。

5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ライフスタイルの多様化に伴い、女性の就業率も高まり、共働きの家庭は増加しています。就労しながら育児をしている親が、子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備と、そうした職場内の雰囲気醸成する啓発をおこなっていくことがこれまで以上に求められています。また、働く保護者のために配偶者が適切に家事や育児の分担ができるよう男性も含めて働き方の見直しが必要となっています。育児に伴う喜びが実感できるよう、八幡浜市男女共同参画計画に基づき、地域や企業も連携した男女共同参画社会の実現に努めていきます。

●男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

子育て中の男女が多様な働き方や父親の子育てへの参加の推進など、事業所に協力を求めていくとともに、男女が等しく家事・育児・介護などに参加するよう固定的な役割分担の意識解消に努めます。また、職場での昇進機会の平等化や行政等の設置する審議会等への女性の登用を一層推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
男女共同参画社会の推進	政策推進課	職場・家庭・地域などあらゆる場で男女がその人の個性と能力を発揮し、共に活動できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成19年3月に男女共同参画計画を策定し、参画社会の実現に向けた施策を推進しています。男女共同参画に対する理解を得るために、女性団体連絡協議会との連携による事業を展開していくとともに、広く市民に啓発していきます。
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	総務課	事業所に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについての周知啓発を行っていきます。ホームページ、広報等を通じ、市役所の状況等を掲載し、他事業所の取り組みを促していき、国、県と連携した地元企業へのPRに努めます。
育児休業制度等の周知と取得促進	総務課	事業所に対して、育児休業制度を取得しやすい労働環境の整備などの周知啓発を行います。行動計画の策定や周知など、次世代育成支援対策推進法による事業主の責務をホームページ、広報での啓発をしていくとともに、労働基準監督署、ハローワーク及び県と連携した地元企業へのPRに努めていきます。

●育児中の親の再就職支援

出産・育児のためにそれまで働いていた職場を退職した母親が、子育て中に再就職をするのは昨今特に厳しいものがあります。八幡浜市では一時預かり保育や、求職中でも3ヶ月以内の条件付入所を認めるなど、育児中の親の再就職の支援をしています。

また、就労前から必要な技術を習得し、スムーズな就職活動ができるサポート体制の確保に努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育所への求職中の条件付入所	社会福祉課	居宅内・外での労働を目的とする求職活動をしている場合でも、3か月以内の条件付入所を実施しています。今後も子育て中の親の再就職を支援するために継続していきます。
一時預かり事業【再掲】	社会福祉課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所などで保育を行います。
就労のための資格取得支援	ハローワーク	講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等を行っています。引き続き、講習等支援事業や教育訓練給付金制度の情報提供並びに広報強化に努めていきます。

6 子どもの安全・安心の確保

八幡浜市では、子どもたちに交通安全教室や交通安全教育を行い、意識の啓発を図る一方、交通安全イベントや街頭指導など、交通安全活動を推進しています。

また、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発する中、子どもを犯罪の被害から守り安全を確保するために、警察、消防等関係機関と連携し、地域で一体となって防犯体制を整備する必要があります。各学校において防犯教室の開催や地域の安全マップの作成など、八幡浜警察署や関係機関と連携した見守り体制の充実とあわせて、子ども自身においても可能な限り自分の身を守る方法を学び、危機管理意識が芽生えるよう指導していきます。

東日本大震災以後、防災・危機管理に対する意識は大きく変化しています。子どもたちの安全を確保できる防災・危機管理の体制整備、子どもたちの災害に対する危機管理意識の育成に努めていきます。

●安全な道路交通の確保

安全な道路交通の確保のため、交通安全施設の整備とあわせて、交通安全に対する意識啓発や指導に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
交通安全施設の整備	総務課	市内の交通安全協会支部長からの要望に基づき、カーブミラーやガードレールの設置や補修を行っています。今後、新たな危険箇所の整備や既存の施設の老朽化に伴う補修を継続して実施していきます。
交通安全教室	総務課 八幡浜警察署 八幡浜交通安全協会	保育所・幼稚園・小学校を通じ、交通安全教育を行っています。市内の全保育所、幼稚園において、年間1～2回交通安全教室を開催しており、小学校の教室については、交通安全協会及び警察が行っており、今後も継続して実施します。
交通安全活動	総務課 八幡浜警察署 八幡浜交通安全協会	四季の交通安全運動期間を主として交通安全の呼びかけをしています。運動期間中、市内各地区において、通学路等を重点的に街路指導や交通安全啓発活動を実施しており、今後も継続して行うとともに、通学路や子どもの集まる場所などを交通安全の観点から点検します。
チャイルドシート貸し出し事業	社会福祉課	使用期間が限られるチャイルドシートを各保育所にて無料で貸し出し、乳幼児の交通安全対策を推進するとともに、保護者の負担軽減を図っています。今後も制度を周知広報して、乳幼児の交通安全と保護者の負担軽減に努めていきます。

●子どもの安全の確保

子どもが被害にあう犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等から地域が子どもを守る力が低下しているといわれています。地域や関係機関が連携して、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進していきます。

また、防災マニュアルの作成・見直し、いろいろな災害を想定した避難訓練の実施、防災関係諸機関との情報・意見交換等、子どもたちの安全が円滑に確保できる体制づくりに努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
まもるくんの家 (子ども110番の家)	青少年センター	子どもたちがもしもの時に駆け込める場として、現在、八幡浜市には150軒程度のまもるくんの家が設置されており、地域の見守り活動と緊急時の対応を目的として活動しています。まもるくんの家としての設置依頼は現体制で継続していき。不審者情報等、緊急時に機能するまもるくんの家を目指して、今後改善を図っていきます。
防犯対策	青少年センター	防犯灯設置に対する啓発活動の推進や、各小・中学校の通学路見守り隊・市青少年補導員会の補導活動・青色防犯パトロール活動等を実施しています。今後も補導活動、警察署のパトロール強化を図り、小・中・高校生に対する不審者対応策を徹底していきます。また最近は、携帯電話やパソコン等によるネット犯罪が多発しており、情報化社会に対応した青少年の健全育成を目指します。
防犯教室や避難訓練の実施	学校教育課	子どもの安全の確保のため、各学校において防犯教室や避難訓練を行っています。また津波を想定した避難訓練を積極的に取り入れると同時に、防災マニュアルの全面見直しを行っています。常に危機意識を持って、訓練を継続し、避難の方法等、児童生徒にしっかり身に付けさせていきます。
防災マニュアルの作成・見直し (保育所)	社会福祉課	防災マニュアルを各保育所において作成しています。今後も状況に応じ適宜見直しを行い、より実効的なものになるようにしていきます。また、防災連絡協議会との連携も図り、防災関係諸機関同士での情報交換や防災マニュアルについての意見交換を行っていきます。
防災マニュアルの作成・見直し (幼稚園・小・中学校)	学校教育課	公立幼稚園および全小・中学校において防災マニュアルを作成しています。今後も状況に応じ適宜見直しを行います。また、防災連絡協議会を開催し、防災関係諸機関同士での情報交換や防災マニュアルについての意見交換を継続して行っていきます。
小・中学生への市防災訓練への参加呼びかけ	学校教育課	小・中学生に対し、市防災訓練への参加呼びかけを随時しています。今後も継続して参加を呼びかけることで、危機管理意識を育てます。
小・中学校、公立保育所・幼稚園への避難用ヘルメット等の備え付け【新規】	総務課	南海トラフ巨大地震に備え、市内の小・中学校、公立保育所、公立幼稚園を対象に、地震による落下物から児童、生徒、園児等を保護するための安全対策として避難用ヘルメットや防災ズキンを備え付け、安全確保に努めます。

7 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

近年では、全国的に親による子どもへの虐待、命が奪われる事例が発生しており、深刻な問題となっています。こうした状況の中、行政関係機関や地域が連携して、虐待の発生防止から、早期発見・早期対応、保護・指導に至るまで、各段階において総合的な支援体制を整備していきます。

ひとり親家庭については、「ひとり親家庭等自立支援計画」を子ども・子育て支援事業計画のうちの一つの計画として位置づけ、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について総合的な対策を実施し、ひとり親家庭の親子が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、支援サービスの充実に努めます。

障害のある子どもを持つ家庭に対しては、障害のある子どももいない子どもも、共に地域で育つことが当たり前であるというノーマライゼーションの理念に基づいた障害児支援を行います。また、障害のある子どもの保育・教育を受ける体制の整備とともに、情報提供や相談体制も整備していきます。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生防止から、早期発見・早期対応、保護・指導に至るまで、各段階において専門機関との連携を図りながら、総合的な支援体制を整備していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
児童虐待防止相談体制の整備	社会福祉課	保育所、小・中学校の見守りケースが増えており、家庭相談員、児童相談所と連携しての相談、訪問を実施しています。各学校からの教育相談、医療機関からの情報提供をもとに保健師、保育士等による家庭訪問、また、情報共有や個別ケース検討会議を開き支援できる体制になってきています。今後も地域、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会と連携しながら継続して取り組んでいきます。
虐待相談事業	社会福祉課	虐待についての面接相談、電話相談等、虐待防止、家庭、保育所、幼稚園、学校等各機関と連携をしながら児童虐待について、保健師、保育士、家庭相談員が対応し、相談体制の充実を図っています。今後も各関係機関や地域と情報交換・連携しながら継続していきます。
養育支援訪問事業【再掲】	社会福祉課	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。継続して支援を行ない、家庭での安定した児童養育が可能となるように努めます。
要保護児童対策地域協議会	社会福祉課	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と連携強化を図っています。要保護児童を早期から支援することを目的とし、各関係機関のスムーズな連携と保護を必要とする児童やその家族への支援として養育支援訪問事業との協力体制を強化していきます。
子育て短期支援事業【再掲】	社会福祉課	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急、一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。

②ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進（ひとり親家庭等自立支援計画）

近年、ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など、様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、ここに「ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、子ども・子育て支援事業計画の一部として事業を一層充実させていきます。

(1) 計画の具体的な内容

●情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報を得られるよう母子・父子自立支援員により相談体制、情報提供や気軽に相談し合える場の提供等の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとり親家庭への総合相談	社会福祉課	様々な問題をひとりで解決しなければならないひとり親家庭に対し、関係機関と連携を取りながら総合的な相談を行っています。ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安や自立に向けたきめ細かな支援ができるよう努めていきます。
若年母子家庭育成事業	社会福祉課	若年母子家庭の支援・連携を図るため、母子家庭の母と子がふれあう交流会を実施しています。母子家庭が陥りやすい孤独感、不安感を軽減するための援助を継続的に持続し、互いに育て合い高め合う集いの場を提供します。母子家庭での子育て経験者と連携をとり、気軽に相談し合える場づくりを検討していきます。

●母子寡婦福祉連合会、民生児童委員会との連携

現在、地域社会において地域のつながりの希薄化が目立ってきており、そのような中で母子寡婦福祉連合会役員や民生児童委員・主任児童委員はひとり親家庭の悩みや相談を受ける身近な存在であり、重要な役割を担っています。ひとり親家庭が地域の身近なところで相談できる仕組みづくりを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
母子寡婦福祉連合会・民生児童委員協議会との連携	社会福祉課	母子寡婦福祉連合会役員、民生児童委員・主任児童委員が、地域のひとり親家庭の親子の身近な安心できる相談者として応じています。今後も地域の各種団体の協力の下、地域の家庭環境づくりに努めていきます。

●ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭の就業に対する問題や悩みに対して、きめ細かな相談体制や就業支援体制の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとり親家庭への就業支援	社会福祉課	ひとり親家庭の方が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう母子自立支援プログラム策定事業、就労支援講習会、自立支援給付金事業、母子・父子福祉資金貸付制度等を実施し、支援しています。今後も、経済的・社会的自立を目標に個々の希望、事情等を考慮した支援を実施していきます。

●子育て生活支援の充実

ひとり親家庭では、就労と家庭生活をひとりで担わなければなりません。安心して求職活動、就業等ができるよう関係機関と連携して子育て支援の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育て生活支援の充実	社会福祉課	ひとり親家庭のニーズに応じた子育て支援の情報を提供し、安心して子育てと仕事の両立ができるよう関係機関や関係団体と連携して行っています。今後も子育ての不安に対する様々な相談に適切な対応が出来るよう関係機関と連携を取りながらサポートしていきます。

●養育費確保の啓発

ひとり親家庭の年間総収入は、「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート」では200万円未満が6割を占めており、また、養育費について文書で取り決めていない家庭が全体の4割を占めています。

養育費は子どもの健やかな成長にとって非常に重要なものであることから、養育費の取り決めや取得に関する啓発活動・周知の推進を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
養育費確保の啓発	関係各課・商工会議所・社会福祉協議会	子育てに欠かせない養育費を確保するため、養育費の取り決めや取得に関する問題、履行確保の問題に対し、無料法律相談（商工会議所・社会福祉協議会）を実施しています。また、養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を、各相談窓口で周知し啓発を図っています。継続して養育費の確保に関する知識と助言を行い、必要な場合は専門家を紹介していきます。

●ひとり親家庭に対する経済的支援等について

ひとり親家庭に対し、経済的支援、経済的負担の軽減、ひとり親家庭の自立や子どもの福祉の推進を図るため、児童扶養手当制度の周知・情報提供、ひとり親家庭医療費補助事業の推進、技能取得や修学等の自立を促進するために必要な資金の貸付制度の周知や啓発を推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
児童扶養手当 【再掲】	市民課	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。 今後も、ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置き、今後の制度の動向に留意しながら、子育て支援、就業支援（社会福祉課所管）など、地域の現状を把握し総合的に業務を遂行していきます。
母子家庭医療費補助事業 【再掲】	市民課	母子家庭の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成します。今後も現行の制度を継続して実施していきます。
ひとり親家庭への福祉資金の貸付相談の推進	社会福祉課	ひとり親家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付けるひとり親家庭への福祉資金貸付制度について、相談、指導、申請受付を行っています。（県事業、市：窓口）あわせて、制度の周知啓発を行っています。今後も親の経済的自立と児童の将来的な自立のために貸付が必要な場合、相談・指導・助言を行います。

(2) 計画の推進のために

◆関係部局、関係機関・団体等との連携

本計画は、ひとり親家庭等の自立促進施策の指針となるものであるため、推進にあたっては行政における関係部局や、母子寡婦福祉連合会や民生児童委員協議会などをはじめ、保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し、本計画を推進していきます。

◆計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

◆計画の進行管理

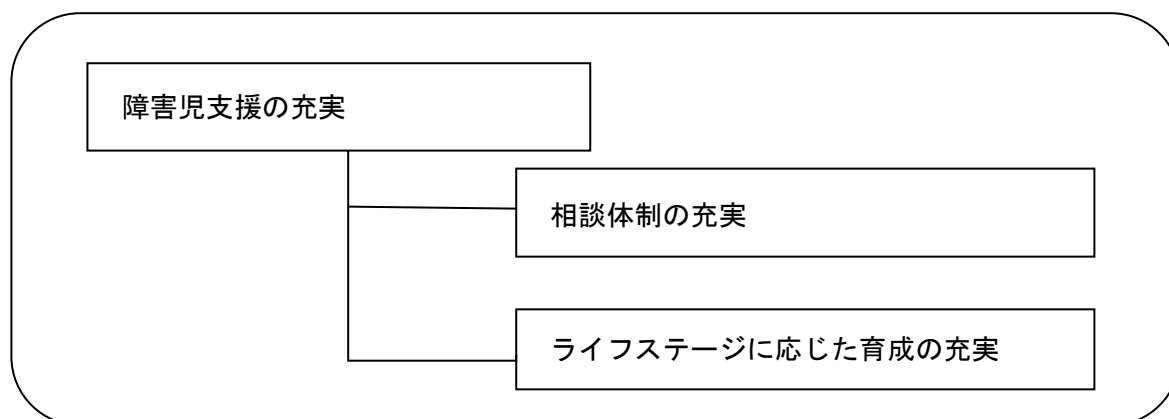
適宜、計画に定めた施策について、進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。

③障害児施策の実施

障害のある子どもへのサポートは、「障害があるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく、普通の生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めています。

平成27年3月に策定された「八幡浜市障害者計画」および「八幡浜市障害福祉計画」では、障害者（児）教育の充実について基本施策に掲げています。

○第3期八幡浜市障害者計画および第4期八幡浜市障害福祉計画における障害児支援の充実



◆施策の方向について

- (1) 相談体制の充実
子どもの成長段階における保護者の悩みや不安を解消し、障害のある児童一人ひとりに最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、相談窓口の充実、関係機関との連携強化により、相談体制の充実に努めます。
- (2) ライフステージに応じた育成の充実
一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関の間で共用・活用します。
- (3) 保育施設・設備の改善
障害等のある子どもが保育所・幼稚園で安全に保育・教育を受けることのできる体制を整えるために、関係施設の整備・改善を図ります。
- (4) 児童発達支援の充実
児童発達支援のサービスの充実に努めます。
- (5) 巡回保育相談の充実
市内の保育所・幼稚園に通園する障害等がある幼児に対して、巡回保育相談体制の充実に努めます。
- (6) 放課後や夏休み中等の支援の充実
居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスなどのサービス充実に努めます。

「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」では、「第3期八幡浜市障害者計画」および「第4期八幡浜市障害福祉計画」との整合、調和を図り、これからも、福祉・保健・医療・教育が連携して、障害の原因を早期発見・治療するための対策や、一貫した療育・教育体制の整備・充実に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育所や幼稚園での障害児保育	社会福祉課 学校教育課	各保育所・幼稚園で障害児保育を実施しています。また、発達支援センター・巣立ちの利用者を中心とした保護者会「巣立ちの会」と連携をしています。今後も職員の研修機会を多く持ち、より一層の資質向上を図るとともに、支援機関とネットワークづくりをしていきます。
特別支援教育の充実	学校教育課	各小・中学校において、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進及び充実に努めています。また、発達障害等を含めた支援が必要な児童に対する生活支援員の配置を行っています。今後も継続して市教育支援委員会や教育相談等の機会を持ち、保護者の願い等の把握に努め、適切な就学及び一貫した教育支援の充実に努めます。
障害児の支援ネットワーク	社会福祉課	ノーマライゼーションの理念の理解促進、ボランティアの育成に努めています。障害児の親で構成するボランティア団体を中心となっているのが現状です。今後も保健、医療、福祉、教育、就労など様々な関係者の支援ネットワークを構築していき、ボランティアの育成にも努めていきます。
障害のある児童・生徒の地域活動支援	社会福祉課	八幡浜市障害福祉計画に基づき、在宅福祉サービスの充実、地域活動を支援していくよう意識の啓発を行っています。今後も障害の有無に関わらず地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現のために、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていく環境や条件を整備していきます。
療育体制の整備	社会福祉課	発達支援の推進として、発達支援センター・巣立ちを運営しています。定員1日10名、6歳以下の未就学児を対象とし、小集団療育、個別指導、水泳教室、運動機能訓練、音楽療法等で早期療育の支援を行っています。今後も継続し支援をすすめ、教育委員会と社会福祉課及び保健センターで協議を行い、新しい施設の設置を含め、就学した障害児の療育について検討していきます。また、保健センターの健診、保育所・幼稚園からの相談等から早期に発見し、支援を開始するよう努めていきます。
自立支援医療（育成医療）給付事業	社会福祉課	身体障害児もしくは機能障害を招くおそれのある児童に対し、適切な医療の実施と医療費の公費負担をします。（所得により一部自己負担あり）
小児慢性特定疾患治療研究事業	八幡浜保健所	18歳未満（延長は20歳未満）の慢性特定疾患に指定する悪性新生物、慢性心疾患など11疾患群に罹患された方々の医療費自己負担分について公費で負担する制度です。（一部自己負担あり）医療費を公費負担することにより、患者及び家族の負担を軽減します。
居宅介護ヘルプサービス	社会福祉課	日常生活を営むために支障のある障害児にホームヘルパーの派遣を行います。要望があれば、すぐ派遣できる体制を整えており、サービスを継続していきます。
日中一時支援事業	社会福祉課	市内2か所、市外の事業所で、日中における障害児の活動の場を提供し、家族の就労支援や日常介護の一時的な負担を軽減しています。今後も継続して実施していきます。
特別児童扶養手当【再掲】	市民課	特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。

第2節 八幡浜市として本計画において重点的に取り組んでいく事業

八幡浜市として、すべての子どもおよび子育て家庭を支援していくうえで、本計画において下記の事業に重点的に取り組んでいきます。

●保育サービスの充実

近年、共働き家庭、ひとり親家庭の増加にともない、保護者の就労形態は多様化しています。利用しやすい保育サービスの提供のためにも、土曜日の午後も含めた「休日等保育」の実施に向け取り組んでいきます。また、多様化する保育ニーズに対し、民間活力の活用による新たな保育サービスの提供についても取り組んでいきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
休日等保育【新規】	社会福祉課	就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、土曜日の午後、日曜日・祝日の保育の実施について、実施施設、地域ニーズを検証しながら検討していきます。
公立保育所の民間委託【新規】	社会福祉課	八幡浜市立保育所のあり方検討委員会での検討結果を踏まえ、民間活力の活用により、多様な保育ニーズに対し、新たな保育サービスの供給を図ります。

●老朽化した施設への対応

現在、公立保育所の多くが、老朽化が著しいため、早急な対応が必要となってきています。児童数の推移、地域の実情を勘案し、統廃合、新設、空いた公共施設の利用等、いろいろな面から対応を検討していきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
老朽化した施設への対応【新規】	社会福祉課	公立保育所の多くが老朽化が著しく、八幡浜市立保育所の在り方検討委員会での検討結果を踏まえ、児童数の推移、地域の実情を勘案し、統廃合、新設、空いた公共施設の利用等を検討していきます。

●就学後の障害児発達支援の充実

就学前の障害児の発達支援については、「発達支援センター築立ち」において推進していますが、就学後の障害児については、身近な地域（八幡浜市内）で通所サービスを受けられる体制が十分ではありません。今後、「相談窓口の一本化」、「放課後等デイサービス」等、就学後の障害児発達支援の充実に努めていきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
相談窓口の一本化【新規】	社会福祉課 学校教育課 保健センター	妊娠、出産、保育、教育、発達支援に関し、すべての子どもの子育てに対する相談窓口の一本化について検討します。ただし、現状では場所、人員の確保という課題があるため、課題が解消されるまでは、それに代わる措置として利用者支援事業を活用し対応していきます。
放課後等デイサービス【新規】	社会福祉課	就学後の障害児が、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスの充実に努めます。

●相談窓口の充実・一本化

妊娠、出産、保育、教育、発達教育支援に関する子どもの子育てに対する相談体制については、就学前、就学後、障害の有無等、子どもの状況により、それぞれ相談窓口が異なっているのが現状です。すべての子育てに関する相談が気軽に行える体制整備はもちろんのこと、今後、相談窓口の一本化について利用者支援事業を活用しながら取り組んでいきます。

事業名	担当課	事業の概要および今後の方針
相談窓口の一本化【新規・再掲】	社会福祉課 学校教育課 保健センター	妊娠、出産、保育、教育、発達支援に関し、すべての子どもの子育てに対する相談窓口の一本化について検討します。ただし、現状では場所、人員の確保という課題があるため、課題が解消されるまでは、それに代わる措置として利用者支援事業を活用し対応していきます。
利用者支援事業【新規】	社会福祉課	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

①住民・関係団体等との連携

子育て支援の社会全体での取り組みのためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、学校、地域住民、その他子育てに関わる関係団体等の連携が必要です。

本計画の推進にあたり、幼稚園・保育所等のもとより、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う事業者ならびに関係団体、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図り、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・学校・企業・行政のそれぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任と役割を認識し、「子どもの最善の利益」のため互いに協力しながら、子ども・子育て支援に関わる多様な施策を計画的に推進していきます。

②地域の人材確保と連携

子ども・子育て支援に関する多様なニーズに対応するため、保育士、幼稚園教諭等の有資格者の確保・育成はもとより、地域における子育てを支援するボランティア、子育て経験者、高齢者の方などの人材の確保・育成、連携に努めていきます。

③市民・企業・団体等への周知

本計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としています。家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、男女がお互いを尊重し合い、協力しながら楽しく子育てをするゆとりある家庭づくり、子どもの健やかな成長を保障する環境づくり、子育てをする保護者が安心して暮らし、信頼して働くことができる社会づくりが必要です。

家庭、地域、企業等における市民等がそれぞれの立場での主体的・積極的な取り組みを促進するために市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成配布など、本計画の周知に努めます。

第2節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を着実に推進していくために、「八幡浜市子ども・子育て会議」において施策・事業の実施上の課題や問題点を協議し、効果的な推進を図るとともに、事業の評価や再調整などの継続的な取り組みを行い、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見られる場合には、中間年度（平成29年度）を目安とし、必要に応じて計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

資 料

1 八幡浜市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、八幡浜市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、児童福祉に関し、会議が調査、審議することが適当と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 八幡浜市子ども・子育て会議委員名簿

平成26年度 八幡浜市子ども・子育て会議委員

	区分	氏名	役職名	備考
委員	行政関係	大城 一郎	八幡浜市長	会長
	議会関係	石崎 久次	八幡浜市議会民生文教委員長	副会長
	事業主関係	市川 晋	あわしま堂 管理部人事課長	
		水内 清富	JA 西宇和総務部人事教育課次長	
		佐々木 昭	くじらグループ本部事務局長	
	教育関係者	増池 武雄	八幡浜市教育委員会教育長	
		井上 靖	八幡浜市小中学校校長会会長	
	幼稚園従事者	宇都宮 京子	八幡浜市公立幼稚園代表	
		森分 信基	八幡浜市私立幼稚園代表	
	保育従事者	高田 香代子	八幡浜市保育協議会会長	
	保護者代表	西森 由起子	八幡浜市小中学校PTA連合会副会長	
		濱田 純一	八幡浜市保育所後援会連合会長	
		二宮 クミ子	八幡浜市立幼稚園保護者代表	
	学識経験者	道岡 榮子	主任児童委員部会 部長	
		白石 喜美子	女性団体代表	

平成25年度 八幡浜市子ども・子育て会議委員

	区分	氏名	役職名	備考
委員	行政関係	大城 一郎	八幡浜市長	会長
	議会関係	石崎 久次	八幡浜市議会民生文教委員長	副会長
	事業主関係	市川 晋	あわしま堂 管理部人事課長	
		水内 清富	JA 西宇和総務部人事教育課次長	
		佐々木 昭	くじらグループ本部事務局長	
	教育関係者	増池 武雄	八幡浜市教育委員会教育長	
		河野 和恵	八幡浜市小中学校校長会会長	
	幼稚園従事者	宇都宮 京子	八幡浜市公立幼稚園代表	
		森分 信基	八幡浜市私立幼稚園代表	
	保育従事者	高田 香代子	八幡浜市保育協議会会長	
	保護者代表	木下 智佳	八幡浜市小中学校PTA連合会副会長	
		水本 大幸	八幡浜市保育所後援会連合会長	
		二宮 クミ子	八幡浜市立幼稚園保護者代表	
	学識経験者	繁樹 美智	主任児童委員部会 部会長	
		白石 喜美子	女性団体代表	

3 八幡浜市子ども・子育て支援事業計画策定経過

時 期	内 容
平成25年10月3日	八幡浜市子ども・子育て会議条例制定
平成25年11月1日	平成25年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議 (ニーズ調査案、策定方針・スケジュール等について)
平成25年11月18日～ 平成25年12月2日	「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」のためのニーズ調査実施
平成26年2月21日	平成25年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議 (ニーズ調査結果報告、教育・保育の提供区域の設定)
平成26年7月15日	平成26年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議 (ニーズ調査に基づく量の見込み、八幡浜市子ども・子育て支援事業計画(素案)の検討)
平成26年11月14日	平成26年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画中間とりまとめ)
平成27年●月●●日～ 平成27年●月●●日	パブリックコメントの実施
平成27年3月●●日	平成26年度 第3回 八幡浜市子ども・子育て会議 (八幡浜市子ども・子育て支援事業計画策定)

八幡浜市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行 愛媛県八幡浜市

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

TEL : 0894-22-3111 FAX : 0894-24-7700

<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>